

未来を創る京都文化遺産継承プラン

～京都市文化財保存活用地域計画～

(中間案)

令和2年11月

《目 次》

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
4. 用語の定義	3
第1章 京都市の概要	4
1. 自然的・地理的環境.....	4
(1) 京都市の位置・面積	4
(2) 地形・地質.....	5
(3) 気候.....	6
(4) 生物の多様性.....	7
(5) 景観.....	8
2. 社会的状況.....	10
(1) 京都市の沿革.....	10
(2) 土地利用	13
(3) 人口.....	15
(4) 交通.....	17
(5) 産業.....	21
(6) 観光.....	22
(7) 文化・学術.....	23
3. 歴史的背景.....	25
(1) 原始・古代（原始～平安後期）	25
(2) 中世（平安末期～戦国）	26
(3) 近世（安土・桃山～江戸後期）	27
(4) 近代（江戸末期～第二次世界大戦）	28
(5) 現代（第2次世界大戦後～）	29
第2章 京都文化遺産の概要.....	30
1. 京都文化遺産の特徴.....	30
(1) 寺社、町家・民家等の建物・庭園や近代の建造物.....	30
(2) 太古からの自然	31
(3) 自然や暮らしと結びついた歴史的な景観地.....	32
(4) 寺社や旧家等に伝わる宝物や古文書	35
(5) 地域に伝わる産業遺産や民具などの歴史資料.....	36
(6) 様々な時代の埋蔵文化財.....	37
(7) 祭礼行事や民俗芸能	38

(8) 暮らしの文化とそれを支える生業や匠の技.....	38
2. 京都文化遺産の維持継承に係るこれまでの取組.....	40
(1) 文化財の保護.....	42
(2) 埋蔵文化財の届出に係る指導等.....	50
(3) 京都を彩る建物や庭園（平成 23 年（2011）11 月創設）.....	52
(4) 京都をつなぐ無形文化遺産（平成 25 年（2013）4 月創設）.....	53
(5) まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成 28 年（2016）1 月創設）.....	55
(6) 景観政策により指定する地区及び建造物.....	59
(7) 京町家の保全・継承.....	61
(8) 歴史的建築物の保存及び活用.....	63
(9) 歴史的風致維持向上計画(平成 21 年 11 月認定, 令和 3 年 3 月改定予定)に基づく取組 ...	65
(10) 世界遺産・ユネスコ無形文化遺産への登録.....	67
(11) 日本遺産の認定.....	70

第 3 章 京都市の歴史文化の特徴 72

第 4 章 京都文化遺産の維持継承に関する課題・方針 73

1. 京都文化遺産の維持継承に関する課題.....	73
(1) 「見つける」に関する主な課題.....	73
(2) 「知る」に関する主な課題.....	76
(3) 「守る」に関する主な課題.....	80
(4) 「活かす」に関する主な課題.....	89
2. 京都文化遺産の維持継承に関する方針と具体的な施策.....	91
(1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する>.....	92
(2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ, 価値を知る>.....	93
(3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する>.....	94
(4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て, 創造する>.....	97

第 5 章（京都文化遺産の維持継承に関する措置）

第 6 章（計画の推進体制）

※ 第 5 章及び第 6 章については、文化財保護審議会における審議を踏まえ 改めてホームページ等を通じて公表し 市民の皆様からの御意見を募集します。

序章

1. 計画作成の背景と目的

京都は、平安遷都以降、幾多の困難を乗り越え、千年以上にわたって我が国の都として、絶えず新しい文化を創造してきた、世界でも類を見ない都市である。この稀有な歴史を持つ京都には、多くの有形無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の尽力により守り伝えられている。また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的まち並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな暮らしの文化が、文化遺産として市民生活に息づき、地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

しかし、近年、人口の減少や地域社会における関係の希薄化などの社会状況の変化は、文化財を含めた文化遺産の担い手不足等とも密接に関わっており、維持継承の在り方も変化してきている。

文化遺産を永続的に未来に引き継いでいくためには、保存を行うと同時に、様々な活用を行うことにより、文化遺産を核としたまちづくりの一環として、多くの関係者の参画のもと、持続的な維持継承を目指す必要がある。

京都には、歴史や文化を基軸としてまちづくりを進めてきた経験があり、それを可能とした京都ならではの地域力があることから、これらを活かして未来を切り拓いていくことが求められる。

このような状況の中、平成31年3月に京都市文化財保護審議会から「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について（答申）」（以下、「答申」という。）が提出された。

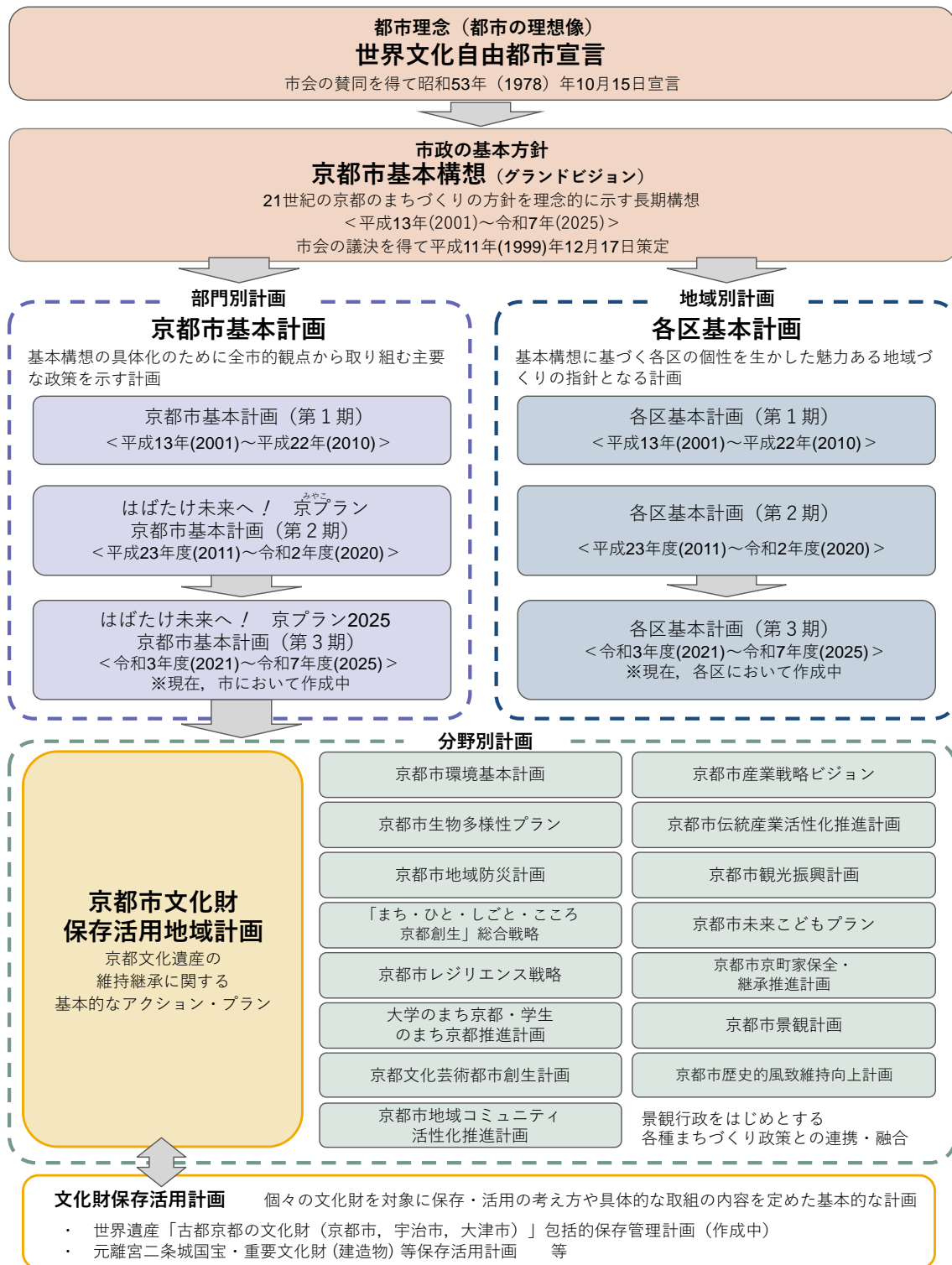
答申においては、暮らしの文化など、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形の文化遺産の全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図るとともに、それぞれの京都文化遺産の価値を最大限に活かすことができるよう、最適な手法による「保存と活用の好循環」を目指すことが示されている。

本計画は、答申及び改正文化財保護法（平成31年4月）を受けて、京都文化遺産を取り巻く現状と課題や、維持継承に係るこれまでの取組を整理して明確化するとともに、市民ひとりひとりが京都文化遺産を体験し、楽しみ、後世につないでいくことを目指し、本市が今後取り組んでいく方針や、具体的な措置を示すものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成31年(2019)4月に施行された文化財保護法に位置付けられた法定計画として京都府保存活用大綱を勘案して取りまとめるものである。また、「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」(京都市基本計画)(現在作成中)を上位計画として、平成31年(2019)3月に京都市文化財保護審議会から提出された答申を踏まえて作成する文化財保護に係る分野別計画である(図表1)。

図表1 計画の体系



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

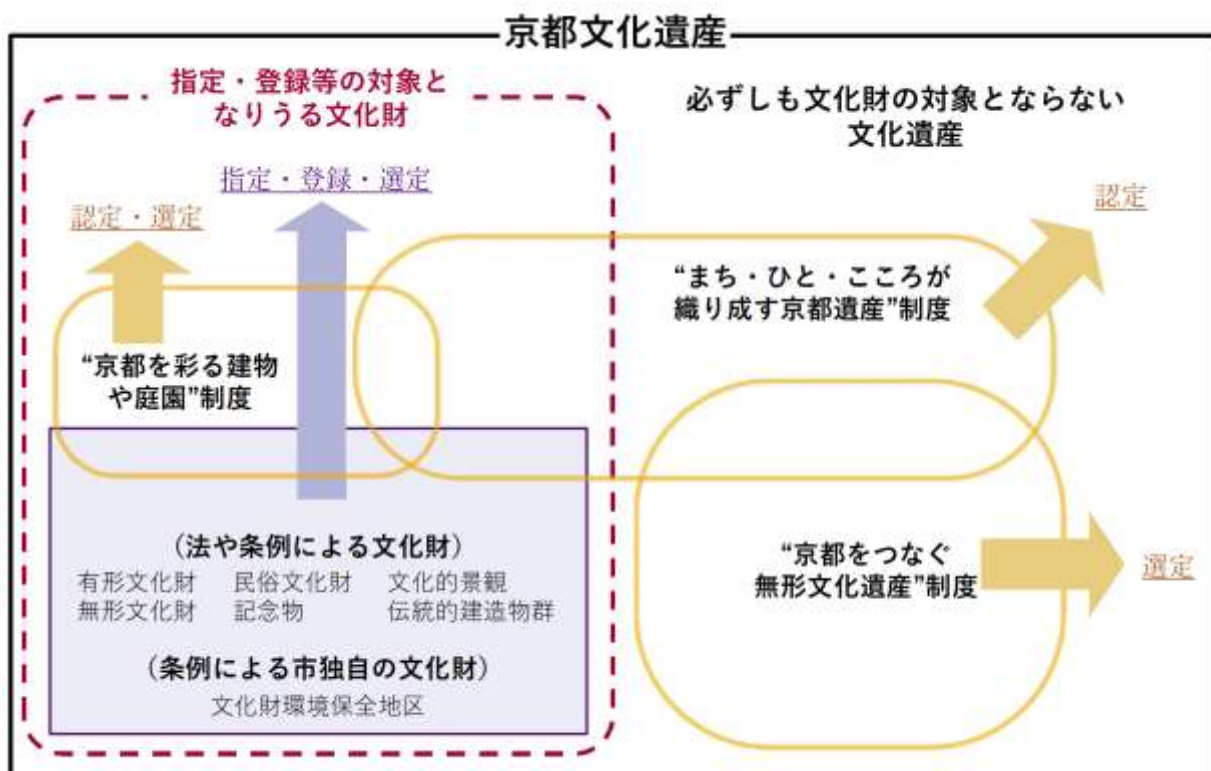
また、次期京都市基本計画（現在作成中）の終期である令和7年度に、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 用語の定義

文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群及び本市独自の文化財環境保全地区であるが、京都が未来に伝えていきたい「文化財」はこれらのものに限られたものではない。

本市においては、現行の法や条例では、必ずしも文化財に該当しない生活文化などを独自に選定し、その価値を伝える制度を創設する等の取組を行ってきた。こうした経緯を踏まえ、本計画においては、人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のことを「文化遺産」とし、京都にある全ての文化遺産を「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っていく（図表2）。

図表 2 京都文化遺産の位置付け



第1章 京都市の概要

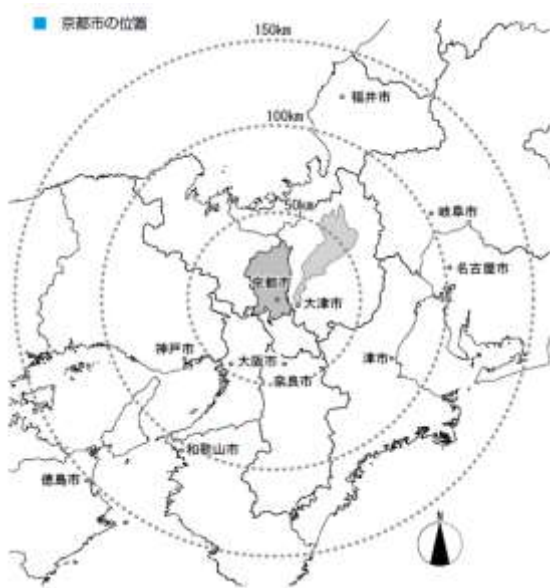
1. 自然的・地理的環境

(1) 京都市の位置・面積

京都市は、京都府の中央部よりやや南に位置し、東は滋賀県、北は南丹市、西は亀岡市、南は宇治市、長岡京市等に接する（図表 3～図表 5）。面積は 827.83 km²（図表 6）と府内の市町村では最も大きく、京都府の総面積（4612.2 km²）の約 18%を占め、11 の行政区で構成されている（図表 7）。

また、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、都市機能が集中する京阪神大都市圏の一角を形成している。

図表 3 関西における京都市の位置



(出典)京都市都市計画マスタープラン(平成 24 年)

図表 4 府内における京都市の位置



(出典)京都府ホームページ「府内市町村地図」

図表 5 京都市の範囲

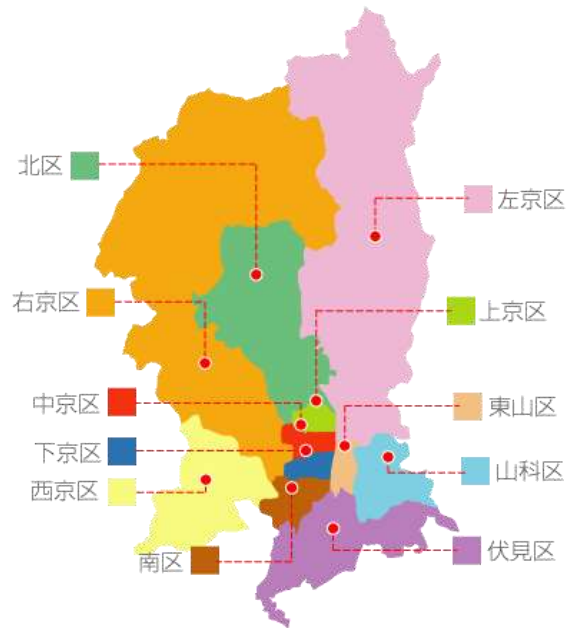
方位	地名	経緯度
東端	伏見区醍醐三ノ切 (陀羅谷)	東経 135 度 52 分
西端	右京区 京北下宇津町大山	東経 135 度 33 分
南端	伏見区淀生津町 (木津川の北岸)	北緯 34 度 52 分
北端	左京区久多上の町 (三国岳の頂上)	北緯 35 度 19 分

図表 6 京都市の面積（行政区別）

行政区面積	
区域	面積(km ²)
京都市	827.83
北区	94.88
上京区	7.03
左京区	246.77
中京区	7.41
東山区	7.48
山科区	28.70
下京区	6.78
南区	15.81
右京区	292.07
西京区	59.24
伏見区	61.66

令和元(2019)年 10 月 1 日現在

図表 7 京都の行政区



(出典)京都市HP

(2) 地形・地質

京都市は、北部には、丹波高地の一部を構成する北山山地が広がっており、南部には、京都盆地を中心に市街地が広がり、その東側には山科盆地が位置している（図表 8）。

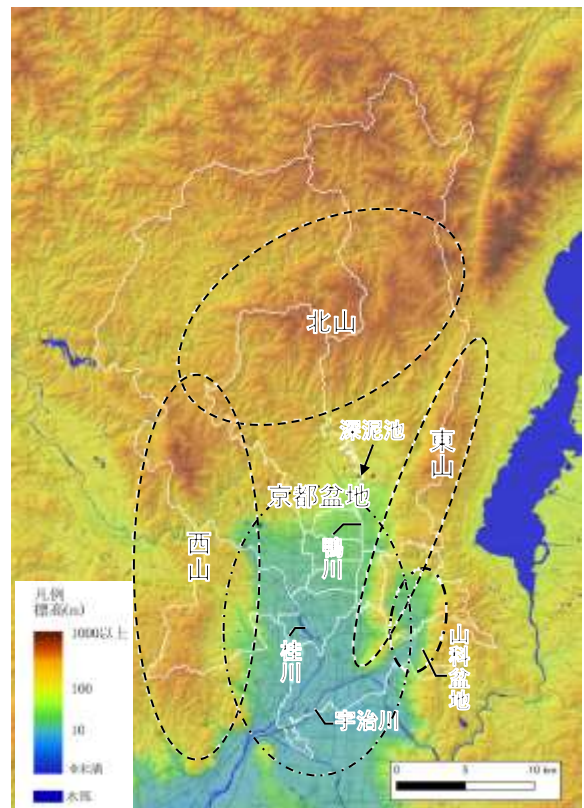
市街地には、鴨川、桂川、宇治川が流れ、南部で合流し、淀川となって大阪湾に流れ込んでいる。

このように京都盆地を流れる川と盆地を取り巻く山々が特徴的な京都の地形は、古来から「山紫水明」と称され、人々に親しまれてきた。

なお、こうした京都の地形は、断層活動により形成されたものであり、数万年前は湖の底であったといわれている。このため、盆地の東部にある東山洪積世植物遺体包含層では、太古の植物化石が数多く確認されており、北部にある深泥池では、太古からの動植物が今も生き続けている。

また、京都盆地に堆積している砂礫層には、多くの地下水が包蔵されており、この良質な水脈が、茶道、庭園、友禅染や酒づくり、豆腐づくりなどの京都の文化を生み出している。

図表 8 京都市の標高図



(出典) 国土数値情報ダウンロードサービス, 国土地理院の電子地図 (タイル) に追記

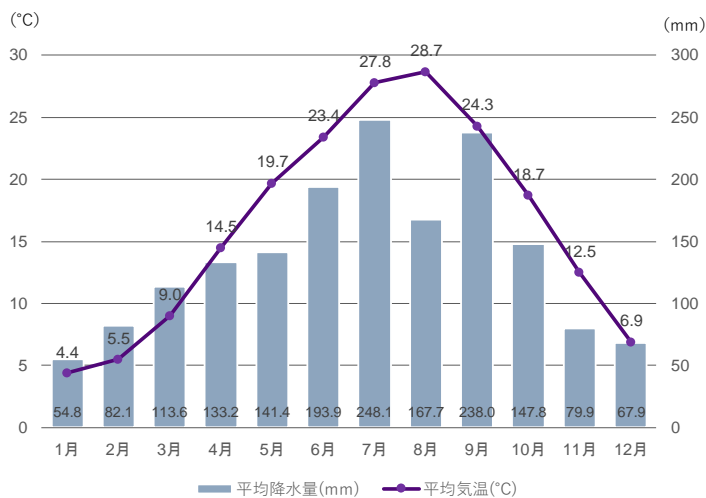
(3) 気候

京都市は、年間平均気温16.0°C前後、年間降水量1,500mm前後で(図表 9)、瀬戸内海式気候に属する。海から遠く、山城盆地の奥部に位置するため、平野部では盆地性、山間部では山岳性の気象特性を示す。

また、盆地を成した地形と相まって、夏は高温多湿、冬は低温・底冷えという京都特有の気候を生み出しており、四季の移り変わりが明瞭である。このような気候は、京都の人々の歴史観や自然に対する美意識の源泉となり、文化にも影響を与えている(図表 10)。

一方で、近年では、日本初の特別警報が出された平成25年の台風18号に伴う大雨や、平成30年の台風21号に伴う強風など、自然災害が増加しており、気候変動等が京都文化遺産にもたらす影響が懸念されている(図表 11)。

図表 9 京都市の年間の平均降水量と平均気温



平成21年(200)～平成30年(2018)の平均値
(出典) 気象庁HP

図表 10 季節に合わせた京町家のしつらえ



(出典)『京町家の再生』((公財)京都市景観・まちづくりセンター編, 2008年)

図表 11 平成29年、30年の強風により毀損した勝林院本堂



(出典)『京都市文化財ボックス34 京の礎2』(R2.3.31)

(4) 生物の多様性

京都では、市内北部を中心に広がる山林や、中心部を流れる鴨川、桂川、宇治川をはじめとした河川（図表 8）など、都市でありながら豊かな自然が残されており、四季が明瞭な気候風土にある。これらは、京都に生息する動植物の多様性とも密接に関係している。

京都の先人たちは、山林から暮らしに必要な燃料となる落葉・割り木の調達を行うとともに、山林から得られる植物資源を活用して竹工芸や北山丸太などの伝統産業を発展させた。

また、厄除け粽を授与する祇園祭、葵の葉を装飾として用いる葵祭などの伝統行事（図表 12）や、自然環境を上手く取り入れた寺社の境内や庭園など、豊かな自然の恵みを活かし、魅力的な文化を築き上げてきた。

近年、生活様式の変化に伴い山の手入れが行われなくなったことや、外来種が増加していることなどにより、生態系の急激な変化が生じ、文化の維持継承への影響が懸念されている。

図表 12 森林資源を用いた伝統行事

<祇園祭とチマキザサ>

京都の三大祭の一つである祇園祭。無病息災を願うこの祭りでは、厄除けとして粽（ちまき）が授与されている。京都のまちを歩けば、多くの家の軒先に、粽が飾られており、祇園祭を彩る重要な要素といえる。

チマキザサは、粽の原材料となるもので、他のササと違い毛がないのが特徴である。本州、四国、九州等の産地に生育しており、京都市域では、花脊や八丁平で見ることができる。近年、増えすぎたシカの食害によりチマキザサの生育が懸念されている。

祇園祭



チマキザサ



粽（ちまき）



<葵祭とフタバアオイ>

葵祭は、上賀茂神社と下鴨神社の例祭で、今から約 1500 年前に始まったとされている。もともとは「賀茂祭」と呼ばれていたが、江戸時代に祭が再興されてから葵の葉を飾るようになり、「葵祭」と呼ばれるようになった。

祭には、毎年 1 万枚程度のフタバアオイの葉が用いられている。かつては上賀茂神社の境内に自生するものだけで賄っていたとされているが、近年、自然環境の変化やシカの食害による影響で、その調達が難しくなっている。

葵祭



フタバアオイ



(5) 景観

京都の景観は、1200年を超える京都の歴史や文化を表象するものであり、京都における都市の活力の源泉となっている。

京都の景観の骨格は、三方の山々に囲まれた内部に川筋のある特徴的な風土が生み出す盆地景(図表 13)と、寺社や御苑、庭園、町家などの市内各所に存在する貴重な歴史的資産である。京都では、これらの景観の骨格を守りながら、多くの市民の尽力により、地域ごとの暮らしに根差した特色ある景観と、全体としての京都らしい景観を生み出し、時代とともに創造的に発展させてきた。

また、景観政策は、京都文化遺産の周辺環境の保全にも寄与しており、文化財保護政策と密接に関連している。

本市では、平成19年9月に「新景観政策」として、50年後、100年後の京都の将来を見据えた景観政策の抜本的な見直しを行うとともに、それ以降も、政策が硬直化しないよう、絶えず刷新を続けている。

<新景観政策の取組の経過>

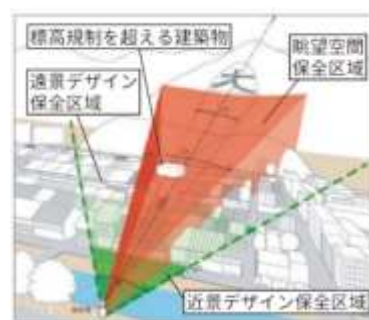
○ 新景観政策（平成19年9月）

優れた景観を守り、育て、活かしていくため、「建物の高さ規制の見直し」、「建築物のデザイン規制の見直し」、「眺望景観や借景の保全」(図表 14～図表 16)、「屋外広告物対策の強化」の5つの柱と支援策からなる「新景観政策」を実施

図表 14 眺望景観保全地域の指定と規制内容

3つの区域	規制内容	
眺望空間保全区域 (右図の赤い部分)	視点場からの視対象への眺望を遮らないよう、建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域	
近景デザイン保全区域 (右図の緑の部分)	視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう、右記の基準を定める区域	建築物等の形態及び意匠
遠景デザイン保全区域 (右図の緑の点線の内側)		建築物等の色彩

図表 15 眺望景観の規制概念図



○ 景観政策の進化（平成23年4月）

新景観政策の基本的枠組みは維持しつつ、市民とともに創造する景観づくりの仕組みを整備

○ 歴史的景観の保全に関する景観政策の充実（平成30年10月）

京都の歴史的景観を保全していくため、眺望景観創生条例による規制の強化などを実施

○ 新景観政策の更なる進化（令和元年12月）

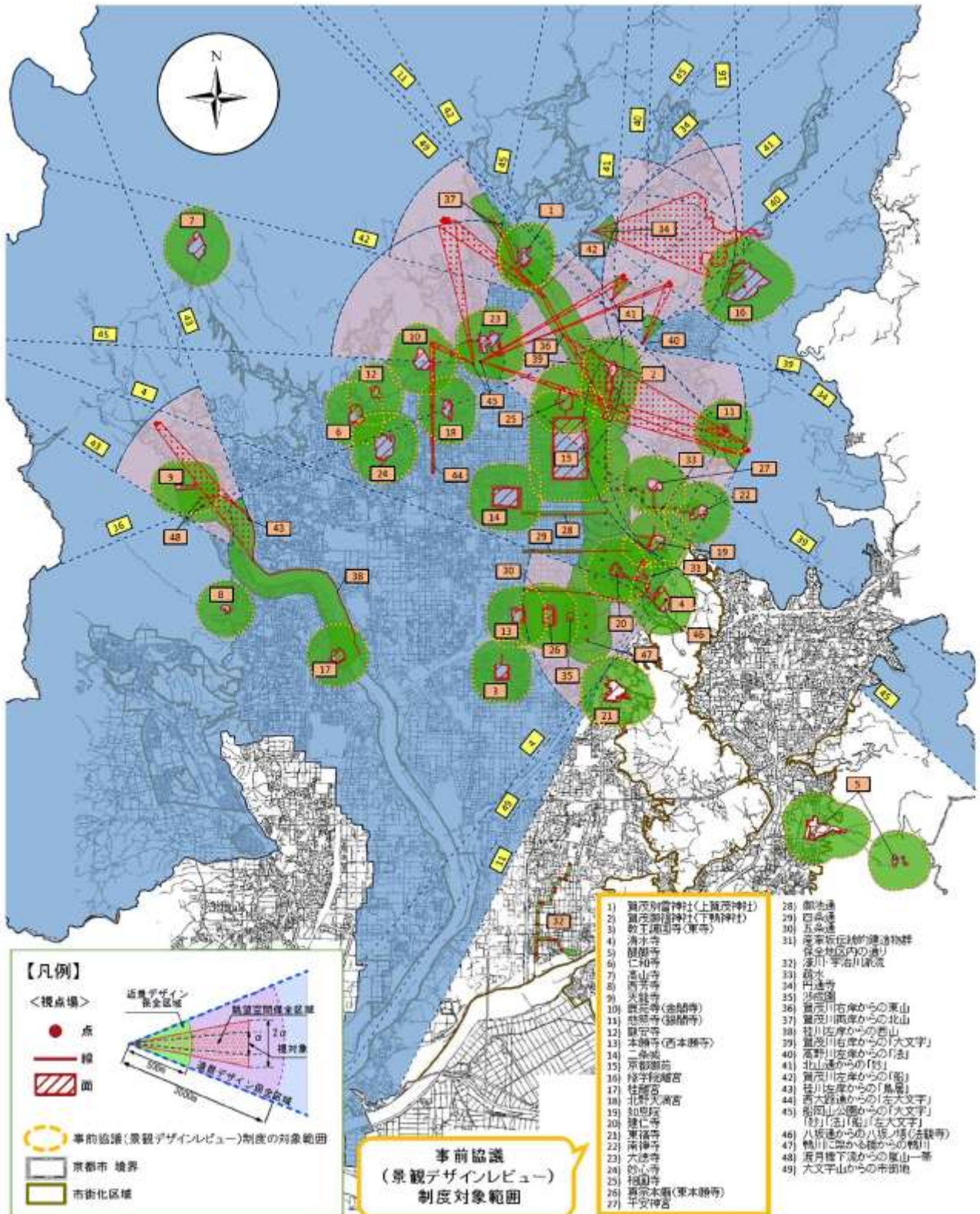
地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図り、建築物の景観に関する規制の見直しを実施

図表 13 京都の景観の骨格の一つとなる盆地景



(出典) 平成27年度京都市景観白書

図表 16 京都市眺望景観保全地域図



(出典) 京都市HP

2. 社会的状況

(1) 京都市の沿革

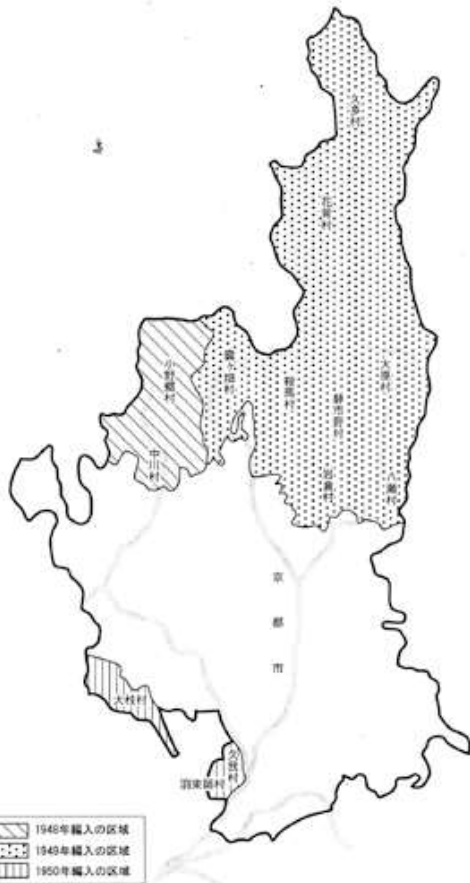
明治22年(1889)4月1日、日本で初めて市制が実施され、全国で31の市が誕生し、その年のうちに39市となった。このうち、国家的に重要な立場にあった東京市、大阪市、京都市の3大都市には「市制特例」が適用され、市長は府知事が兼任し、職務は府の官吏が代行した。

こうした自治の制限に対し、3大都市の市民の間で特例廃止運動が起こり、約10年後の明治31年(1898)9月末に特例が廃止された。そして、10月1日、京都市も一般都市と同じ市制を施行することになった。その後も、京都市は、山科町、伏見市、淀町等の前近代の主要都市等の編入により、複合性を有する都市として発展を続け、昭和31年(1956)9月に指定都市制度が成立すると、政令指定都市に移行した(図表17~図表19)。現在、京都市は、11区の行政区を有する都市となっている。

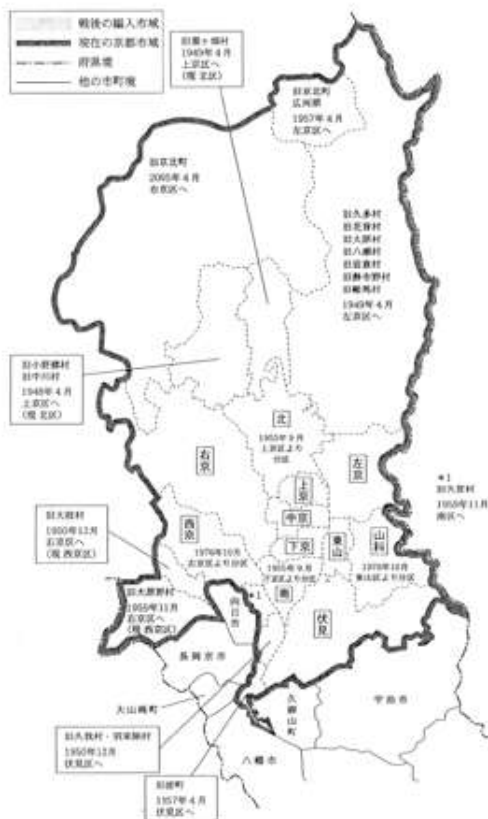
図表 17 京都市域の変遷域図



図表 18 京都市への編入等の経過（京都市作成）



④昭和 23 年（1948）～25 年（1950）の編入

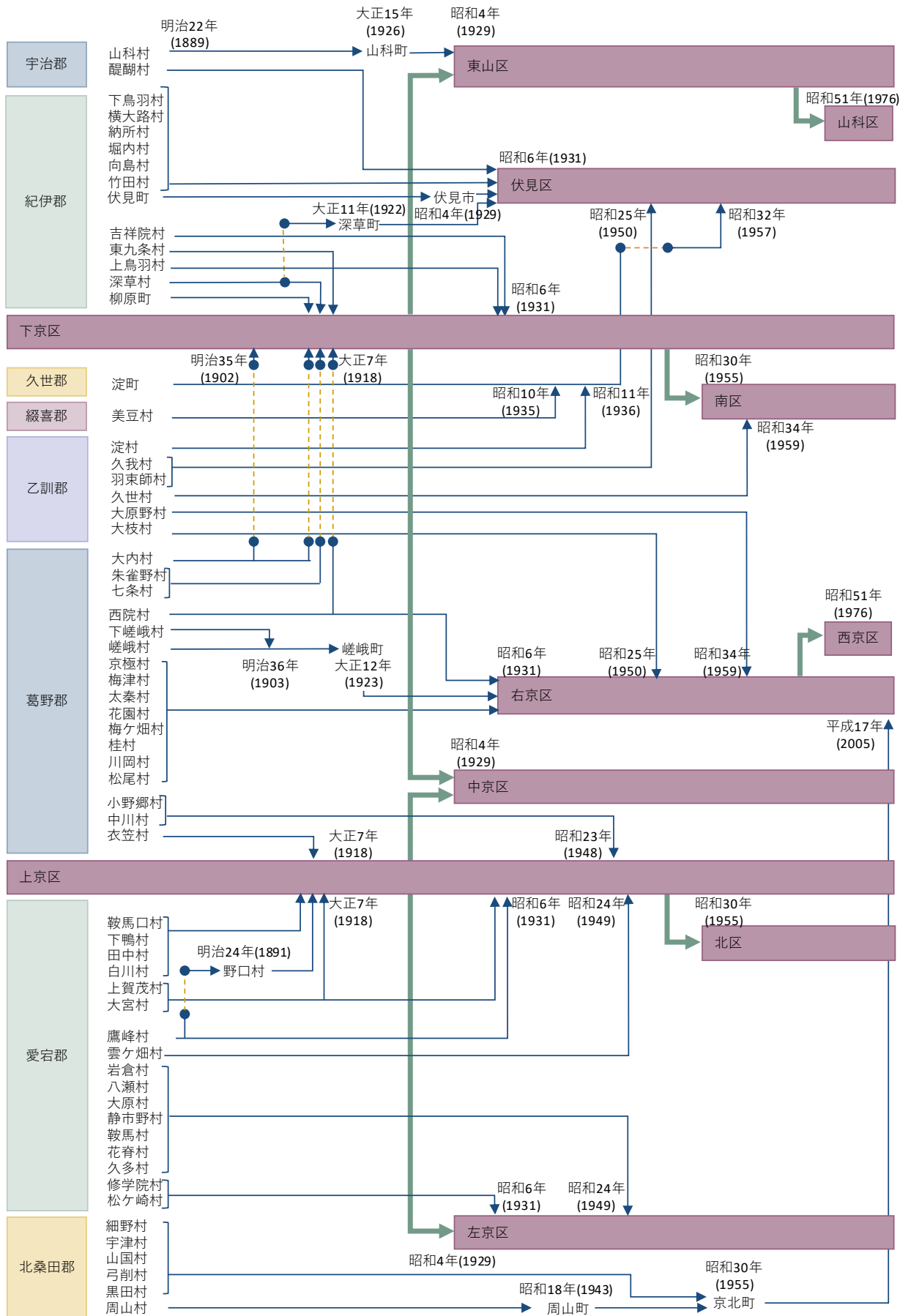


⑤令和 2 年（2020）現在の京都市域

（出典）京都市域図（『京都市政史』第 1・2 卷（京都市市政史編さん委員会編））

時期	編入等の内容
明治 22 年(1889)4 月	市制施行
明治 27 年(1894)12 月	下京区 > 葛野郡大内村大字八条の一部を編入
明治 35 年(1902)2 月	下京区 > 葛野郡大内村のうち大字東塩小路, 西九条を編入
大正 7 年(1918)4 月	上京区 > 愛宕郡白川村ほか 7 村（一部含む）を編入 下京区 > 葛野郡朱雀野村ほか 7 町村（一部含む）を編入
昭和 4 年(1929)4 月	上京区と下京区の区域の一部を分合し, 左京区, 中京区, 東山区を新設
昭和 5 年(1930)1 月	東山区 > 左京区栗田口の一部を編入 左京区 > 上京区賀茂を編入
昭和 6 年(1931)4 月	上京区 > 愛宕郡上賀茂村ほか 2 村を編入 左京区 > 愛宕郡修学院村ほか 1 村を編入 中京区 > 葛野郡西院村の一部を編入 東山区 > 宇治郡山科町を編入 下京区 > 紀伊郡吉祥院村ほか 1 町を編入 右京区 > 葛野郡花園村ほか 9 町村（一部含む）を市域に編入し, 新設 伏見区 > 伏見市ほか 8 町村を市域に編入し, 新設
昭和 23 年(1948)4 月	上京区 > 葛野郡中川村ほか 1 村を編入
昭和 24 年(1949)3 月	左京区 > 上京区上賀茂の一部を編入
昭和 24 年(1949)4 月	上京区 > 愛宕郡雲ヶ畑村を編入 左京区 > 愛宕郡岩倉村ほか 6 村を編入
昭和 25 年(1950)5 月	伏見区 > 下京区上鳥羽の一部を編入
昭和 25 年(1950)12 月	右京区 > 乙訓郡大枝村を編入 伏見区 > 乙訓郡久我村ほか 1 村を編入
昭和 30 年(1955)9 月	北区 > 上京区を分区して新設 南区 > 下京区を分区して新設
昭和 32 年(1957)4 月	左京区 > 北桑田郡京北町大字広河原を編入 伏見区 > 久世郡淀町を編入
昭和 34 年(1959)4 月	上京区 > 北区出雲路の一部
昭和 34 年(1959)11 月	南区 > 乙訓郡久世村を編入 右京区 > 乙訓郡大原野村を編入
昭和 35 年(1960)1 月	上京区と中京区のそれぞれ一部をもって京都御苑（上京区）を設置
昭和 37 年(1962)4 月	北区 > 右京区鳴滝の一部を編入
昭和 38 年(1963)1 月	左京区 > 北区上賀茂の一部を編入
昭和 51 年(1976)10 月	山科区 > 東山区を分区して新設 西京区 > 右京区を分区して新設
昭和 54 年(1979)10 月	右京区 > 北区大將軍の一部を編入
平成 8 年(1996)2 月	伏見区 > 長岡京市との区域境界を修正
平成 16 年(2004)12 月	伏見区 > 宇治市との区域境界を変更
平成 17 年(2005)4 月	右京区 > 北桑田郡京北町を編入

図表 19 市制・町村制施行時からの京都市の変遷



(2) 土地利用

歴史的な視点から見ると、京都市域では、京都盆地を取り巻く山地、丘陵・段丘や、市域を流れる河川が形成する扇状地、自然堤防帯といった各地形の特徴に応じた土地利用がなされてきた（図表 21）。

山地では主な生業として林業が営まれている。京都市の林業は、御所へ木材を貢納する禁裏御料地であった右京区京北や、茶の湯文化や数寄屋建築の隆盛とともに北山丸太の生産地となった北区中川を中心とした北部山間地域のように都市の文化と密接に結びついているところに特徴がある。

山地と盆地の境界部には、丘陵と段丘がみられる。盆地東側の丘陵部には、知恩院、清水寺等の寺社が立地し、丘陵一帯が名所となっている。また、盆地西側の丘陵部では、近世からたけのこの栽培等が盛んである。

段丘では、西陣や伏見のように近世までに市街地化が進んだ地域もあったが、地下水位が低いため、鷹峯や桃山をはじめ、多くは畑地や竹林、茶畑、果樹園として利用され、住宅地開発が進むのは近代以降となった。

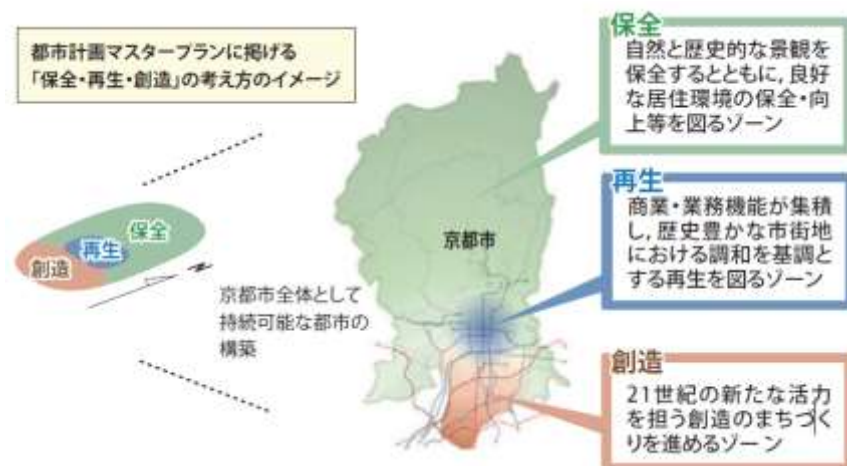
扇状地では、京都盆地の北部に鴨川、紙屋川、白川などの河川が形成した複合扇状地が広がっており、平安京が造営されるなど、古くから市街地が形成されている。

山科盆地の北東部や、西京区大原野の複合扇状地では、大部分が水田として利用されてきたが、山科は交通利便性の高さなどから近代以降に市街化が進んだ。

自然堤防帯は、桂川の両岸や鴨川、宇治川の下流部に広くみられ、近世以前からの集落や寺社が立地する。自然堤防の後背湿地は、長く水田として利用されてきたが、戦後には住宅地や工場用地になっている。

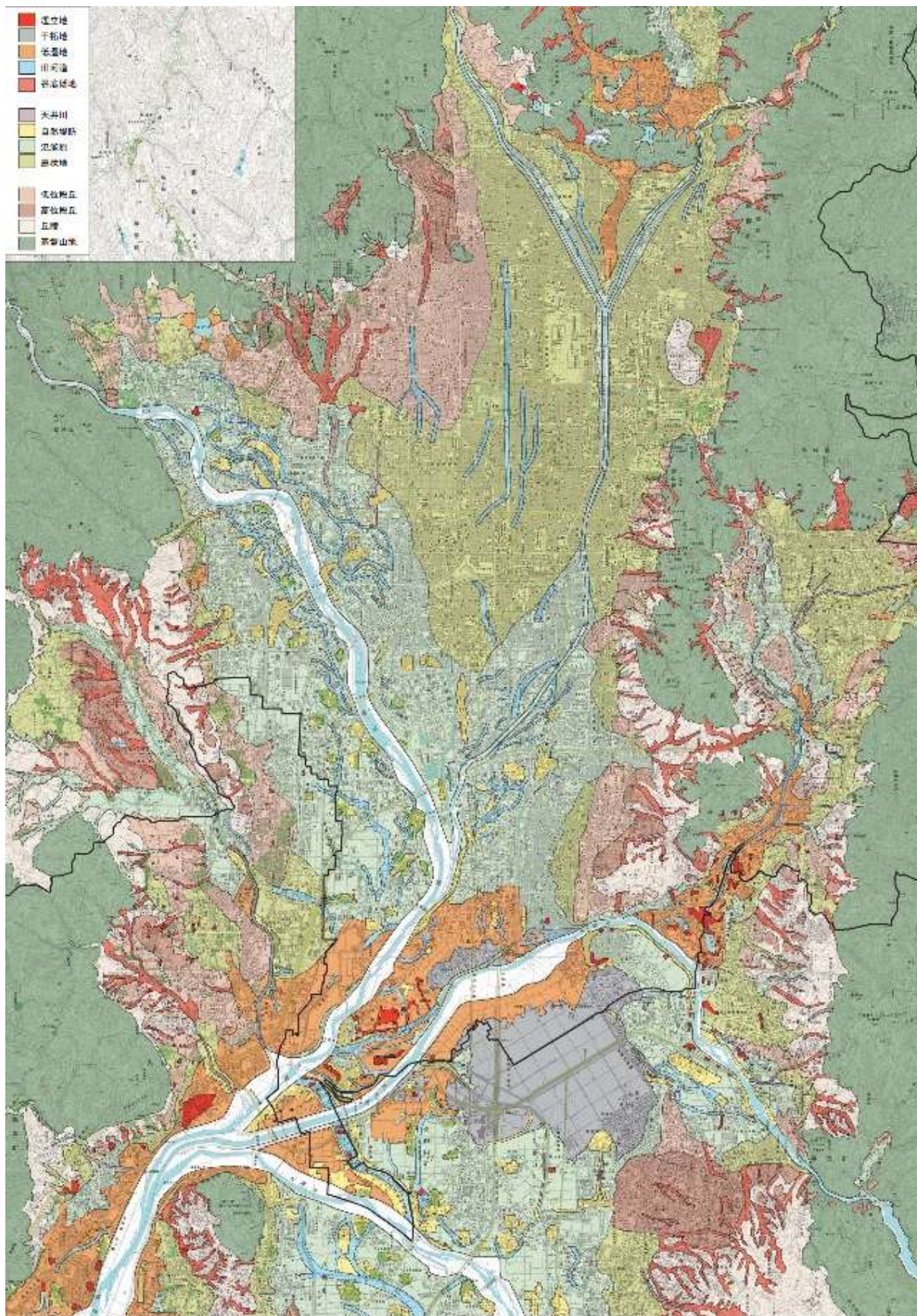
なお、本市では、市域の将来的な土地利用の方針を京都市都市計画マスタープランに定めており、地域の特性や資源を活かしつつ、市民の安心で快適な暮らしや都市の活力の維持・向上を図るため、山間部から京都盆地の内部にかけて「保全・再生・創造」という段階的な空間形成を基本としながら、各地域が公共交通等によりネットワークされた適正な土地利用を誘導することとしている（図表 20）。さらに、京都市持続可能な都市構築プラン（平成 31 年 3 月策定）において、歴史、文化、大学、観光、伝統、先端産業などの京都の特性を生かし、多様な地域において「学術・文化・交流・創造ゾーン」を形成し、新たな魅力や価値の創造につなげていくこととしている。

図表 20 京都市都市計画マスタープランに掲げる「保全・再生・創造」の考え方のイメージ



（出典）京都市持続可能な都市構築プラン（平成 31 年 3 月）

図表 21 地形分類図



(出典) 奈良文化財研究所作成

※ 国土地理院数値地図 50000 に「京都盆地の地震災害危険度マップ」(植村善博 1999『京都の地震環境』) をトレースして重ね合わせた。

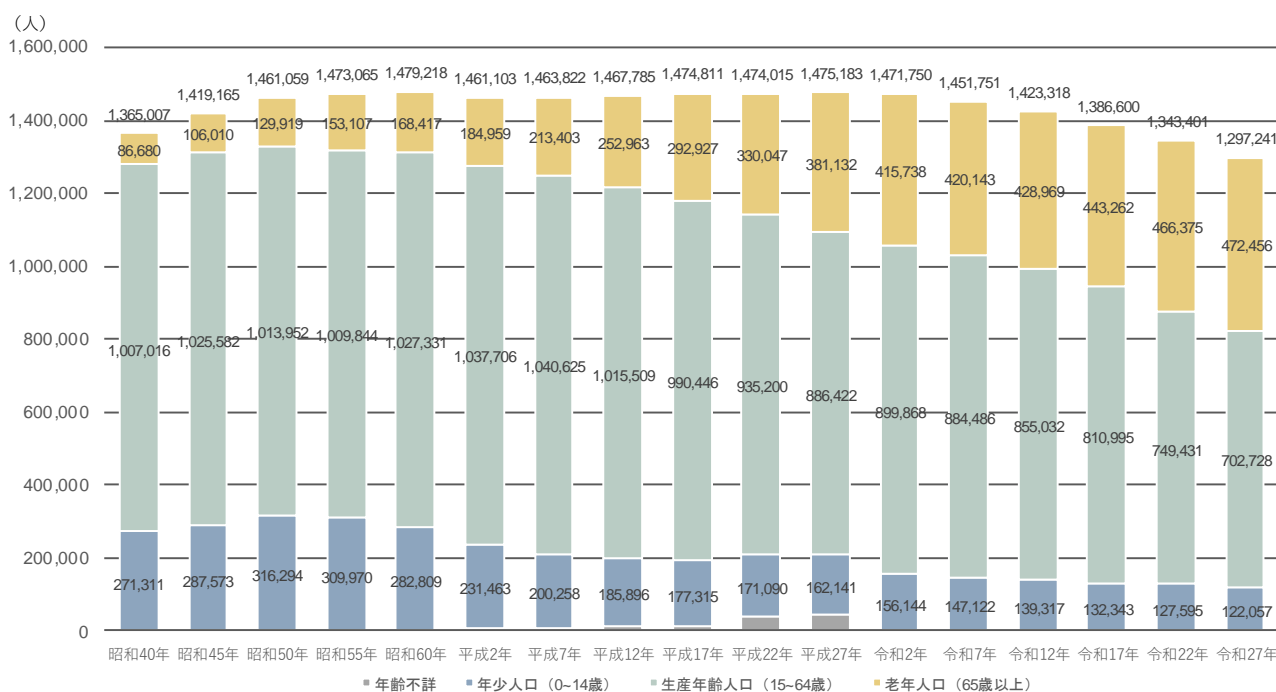
(3) 人口

京都市の人口は、平成 27 年 (2015) 10 月 1 日現在 1,475,183 人となっており、昭和 40 年 (1965) からの推移をみても、近年は概ね横ばいとなっている。

年齢 3 区分別でみると、年少人口は昭和 55 年 (1980) から、生産年齢人口は平成 12 年 (2000) から減少が続いており、老年人口は、昭和 40 年 (1965) 以降増加が続いている (図表 22)。

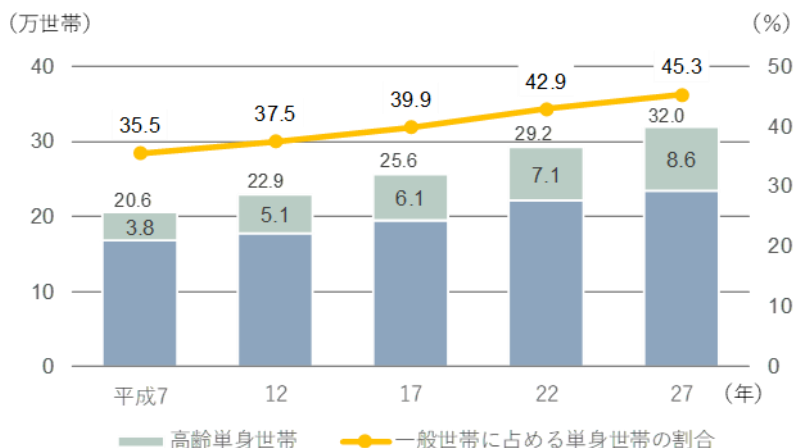
今後の人口推移は、令和 27 年 (2045) には、総人口が約 130 万人、老年人口が約 47 万人 (36%) と推計されており、人口減少と高齢化が進む傾向にある。全世帯に占める単身世帯の割合も、平成 7 年 (1995) には 35.5% (20.6 万世帯) であったが、平成 27 年 (2015) の 45.3% (32 万世帯) に増加しており、引き続き、増加が見込まれる (図表 23)。

図表 22 年齢 3 区分別人口の推移



(出典) 総務省「国勢調査 (平成 27 年まで)」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 3 月推計)」 (令和 2 年以降)

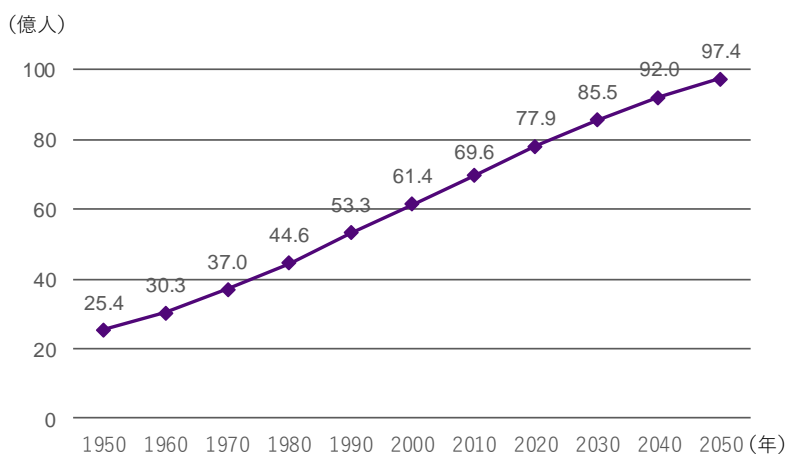
図表 23 京都市の単身世帯数の推移



(出典) 総務省統計局「国勢調査（平成7,12,17,22,27年）」

また、世界人口が令和2年（2020）から令和32年（2050）の31年間で78億人から97億人まで20億人近く増加すると推計されている（図表24）ことや、TPP11の発効をはじめとする世界各国・地域間での経済連携が進んでいること、平成30（2018）年の出入国管理及び難民認定法の改正により外国人労働者の受入れが拡大されていることなどから、今後、中長期的には、京都で暮らす外国籍市民が増加していくことが見込まれている。一方で、こうした交流人口は、令和元年（2019）に発生した新型コロナウイルス感染症の流行で顕在化したように、自然災害等の影響を受けやすいものであり、様々な局面にもしなやかに対応できる持続可能な都市の構築、レジリエンスの向上に取り組んでいく必要がある。

図表 24 世界人口の将来推計



(資料) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2019). World Population Prospects 2019, Online Edition. Rev. 1.
1950~2020年: Estimates (推定値), 2030~2050年: Medium variant (中位推計値)

(4) 交通

京都市は、首都圏という我が国最大の人口集積地域と東海道新幹線によって結ばれているほか、大阪、神戸、奈良、大津などの関西の各都市とも、JR、阪急、京阪、近鉄等の各鉄道で結ばれている(図表 26)。また、高速道路網として、大阪から京都を経て滋賀に名神高速が伸びているほか、京都府の北部地域と結ぶ京都縦貫道や京都高速の一部が開通している。さらに、JRの特急などで直結している関西国際空港をはじめ、中部国際空港、成田国際空港からも一定のアクセスを確保しており、この交通アクセスの良さが、国内外から多くの人々が京都を訪れる背景の一つとなっている。

また、市内の公共交通ネットワークも概ね整備されており、京都市バスをはじめ、市街地を網羅するバスネットワークのほか、東は六地藏から西は太秦天神川、北は国際会館から南は竹田までを結ぶ市営地下鉄、中心部から嵐山や鞍馬等へ延びる私鉄などが市民の重要な交通手段となっている。市民が居住地から徒歩で最寄りの鉄道駅・バス停へ到達し、待ち時間も含めて乗車するまでに要する時間は、70%が15分以内、96%が30分以内である(図表 27)。

一方、歴史的な視点で見ると、京都では、旧街道が形を変えつつも、京都と各地を結ぶネットワークの一部として、今も交通を支えている(図表 28)ほか、市街地では、平安京以来の碁盤目状の道路区画を今も残している(図表 25)。

図表 25 市街地の碁盤目状の道路区画の一部

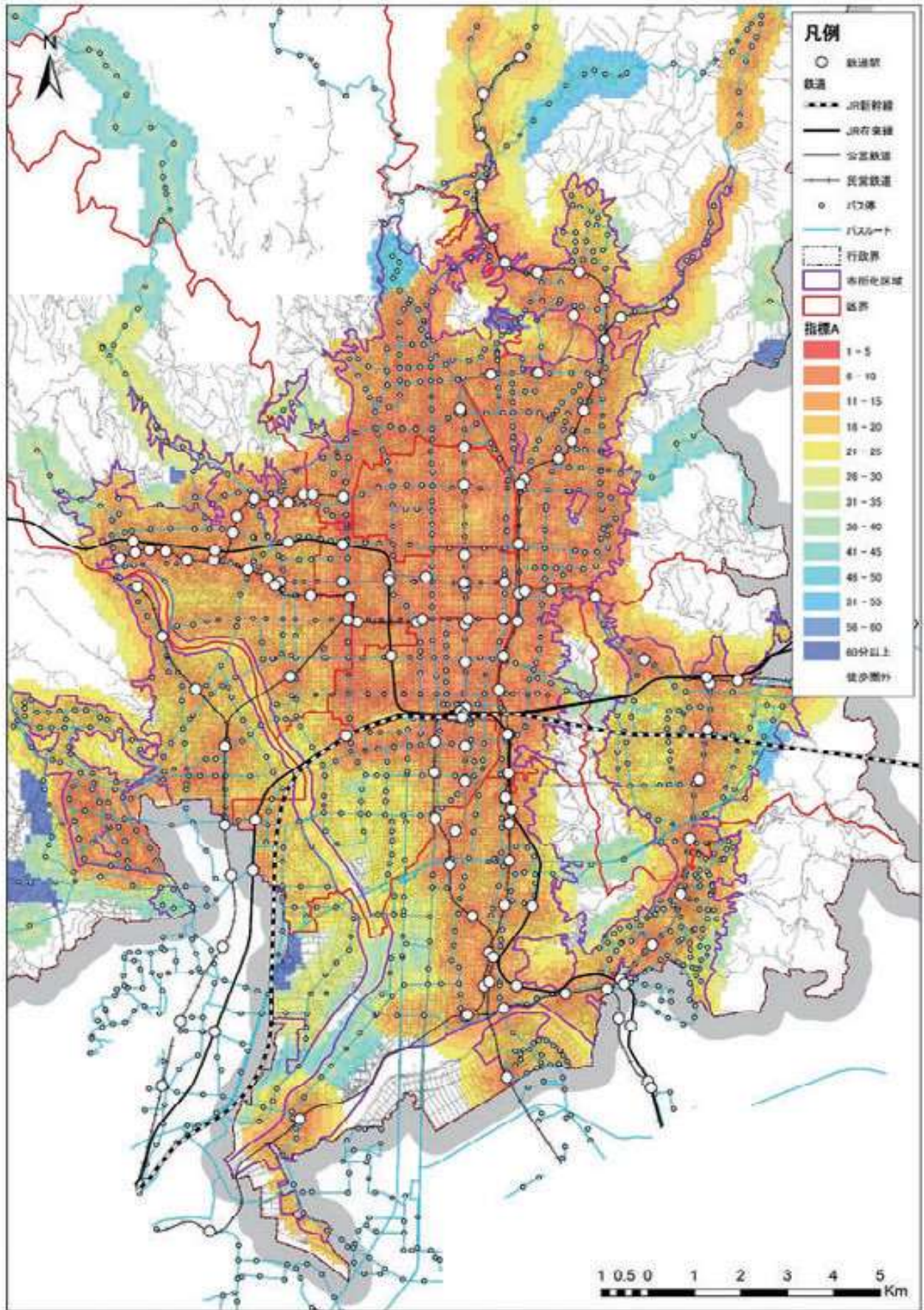


(出典) 京都の都市景観(京都市都市計画局都市景観部景観政策課, 平成 26 年 3 月改訂)

図表 26 京都市の交通網

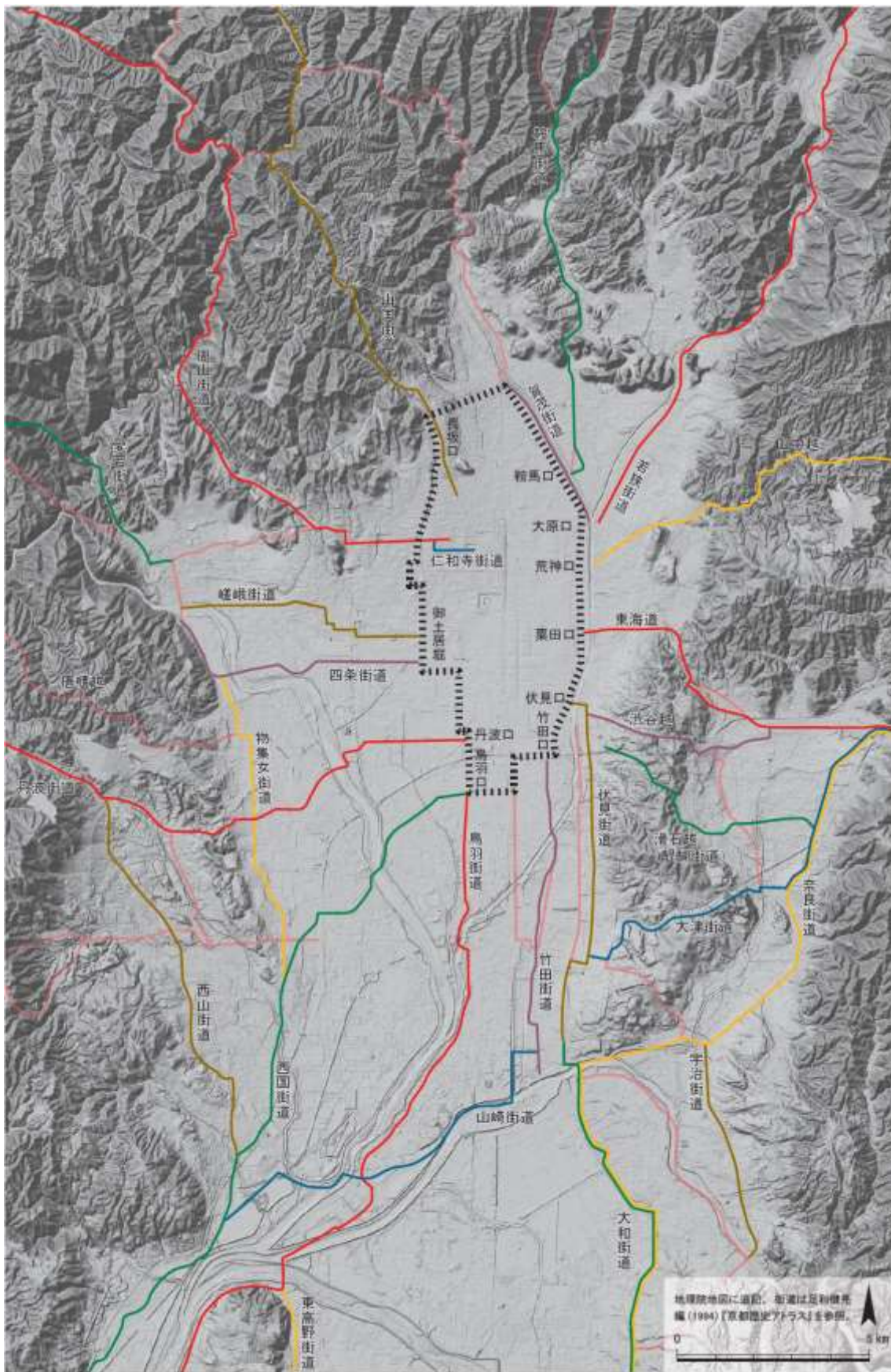


図表 27 最寄りの鉄道駅、バス停へのアクセス性



(出典) 国土交通省「アクセシビリティ指標活用の手引き(案)」を基に本市作成

図表 28 京都と各地を結ぶ旧街道



(出典)「京都の文化的景観」調査報告書

(5) 産業

京都市では、第一次産業として、市街地の周縁部、周辺部を中心に、品質のよい多くの種類の野菜が栽培されており、壬生菜や聖護院大根、九条ねぎ、京たけのこなどの京野菜が京都の特産品となっているとともに、農業産出額全体の75.5%を野菜が占める(図表29)。また、中川を中心とした市の北西部では、床柱や垂木に用いる磨丸太の生産で知られる北山林業など、特徴的な農林業が営まれている。

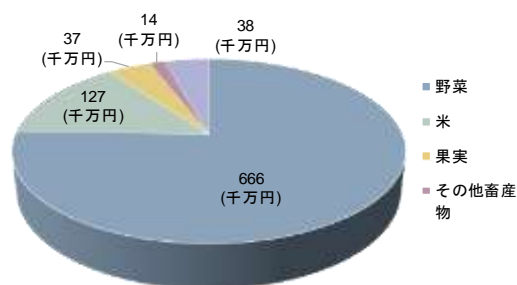
第二次産業としては、歴史的市街地を中心に西陣織、京友禅、京焼・清水焼等の伝統産業が、市街地西部、南部では機械、電気、化学等の近代工業が営まれている。

さらに、第三次産業である金融業、サービス業等も集積した産業ネットワークを形成しており、都心部の四条烏丸周辺がCBD(中心業務地区)、四条河原町周辺がCSD(中心商業地区)として、市内のみならず、京都都市圏の中で大きな役割を果たしている。また、古都としての蓄積を生かした観光業や、大学などの教育関係の産業も盛んである。

市内における産業従業者数の合計は、長期的に概ね横ばいで推移しているが(図表30)、近年では、伝統産業が厳しい状況にある一方で、ものづくり企業やIT企業の研究開発拠点などが進出している。

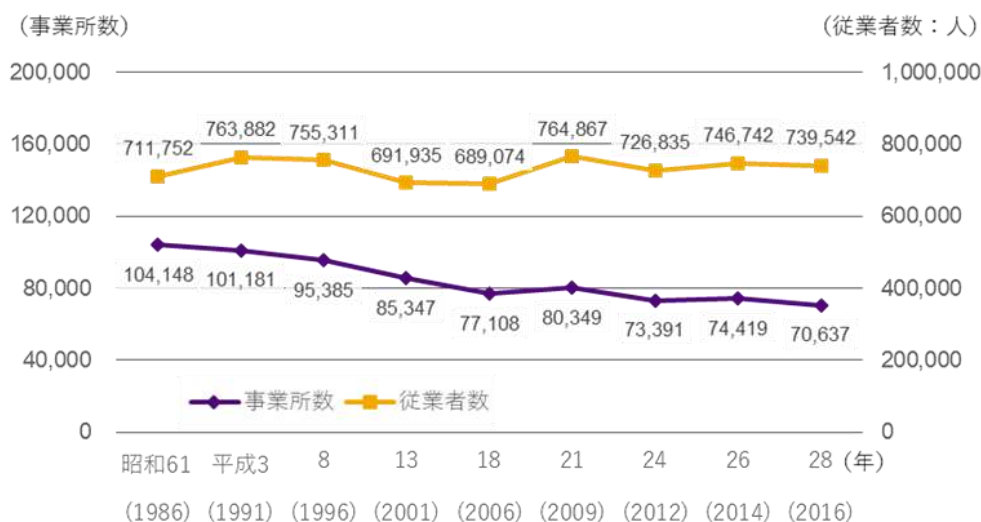
京都の産業の特徴は、製造、加工、販売まで市内で一体的に行うとともに、高い技術力により付加価値を生み出し、時代ごとの様々なニーズに応じてきたことにある。引き続き、情報化や技術革新に対応しつつ、社会状況の変化に応じた新たな価値を創出していくことが求められている。

図表 29 農業産出額の内訳



※平成30年の推計値
(出典)「平成30年市町村別農業産出額(推計)」
(農林水産省)

図表 30 京都市内にある民営事業所の推移(事業所数・従業者数)



(出典) 事務所・企業統計調査, 経済センサス-基礎調査, 経済センサス-活動調査

(6) 観光

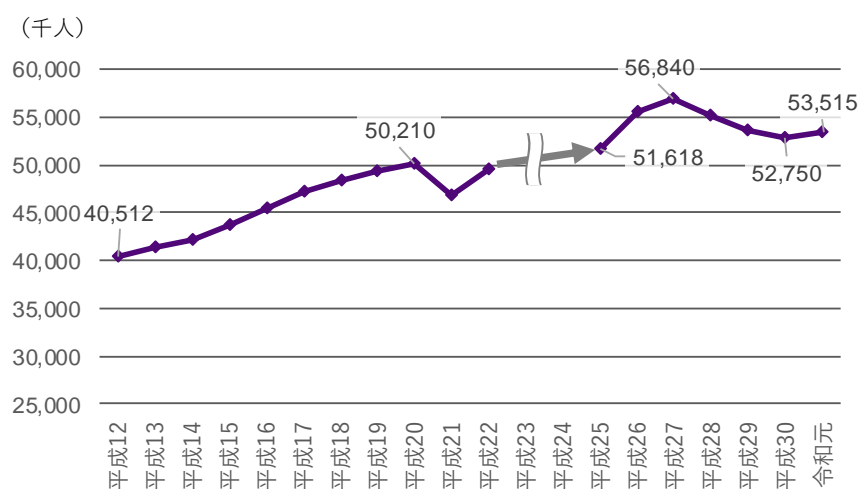
京都は、日本の歴史の主要な舞台となった地であり、国内外から多くの観光客が訪れている。

京都市における観光の主たる対象は、京都が培ってきた歴史や暮らし、景観、価値観等も含めた「京都文化遺産」であり、京都文化遺産を求めて、年間5,000万人以上の観光客が京都を訪れ（図表31）、京都における観光消費額は1兆2,367億円（令和元年）に及ぶ（図表32）。さらに、その経済効果は、小売・飲食業をはじめとした幅広い産業にも波及しており、京都の経済にとって重要な要素となっている。

京都文化遺産は、市民の尽力によって守り伝えられてきたことから、観光についても、市民生活と調和を図り、「市民生活の豊かさ・地域文化の継承へ市民の共感の輪の拡大」につなげていくことが求められる。

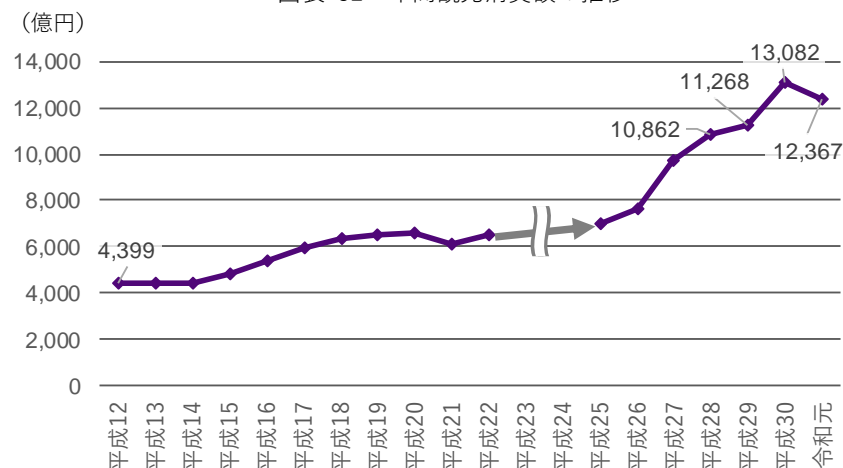
一方で、令和2年（2020）には、新型コロナウイルス感染症の流行により、東京2020オリンピック・パラリンピックが延期になるとともに、観光客数は大幅に減少している。京都の観光産業も、京都市観光協会データ月報（2020年5月）における令和2年5月の総延べ宿泊客数が、前年同月比97.3%減となるなど、その影響を大きく受けており、今後の動向も踏まえた対策が求められる。

図表 31 年間観光客数の推移



（出典）京都観光総合調査 令和元年(2019)1月～12月

図表 32 年間観光消費額の推移



（出典）京都観光総合調査 令和元年(2019)1月～12月

(7) 文化・学術

京都は、1,200 年を超える歴史の中で、伝統を受け継ぎながら、国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れ、絶えず新たな文化を生み出してきたまちであり、市民の暮らしの中には、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化が息づいている。こうした文化の蓄積は、学術研究や産業とも結びつき、京都を世界でも類を見ない文化・学術都市としている。

市内には、伝統文化や芸術、暮らしの文化、歴史、産業、自然科学など、様々な分野の個性豊かな博物館・美術館が数多く存在し、令和2年(2020)3月現在、京都市内博物館施設連絡協議会に属する博物館の数は、211館となっている(図表34)。そして、それぞれの博物館・美術館が相互に連携を図り、全国にも例を見ない大規模な博物館・美術館のネットワークを形成している。令和元年(2019)には、日本で初めてのICOM(国際博物館会議)の大会が京都で開催されており、その成果を踏まえ、京都の魅力発信や地方創生に博物館が役割を果たしていくことが期待されている。

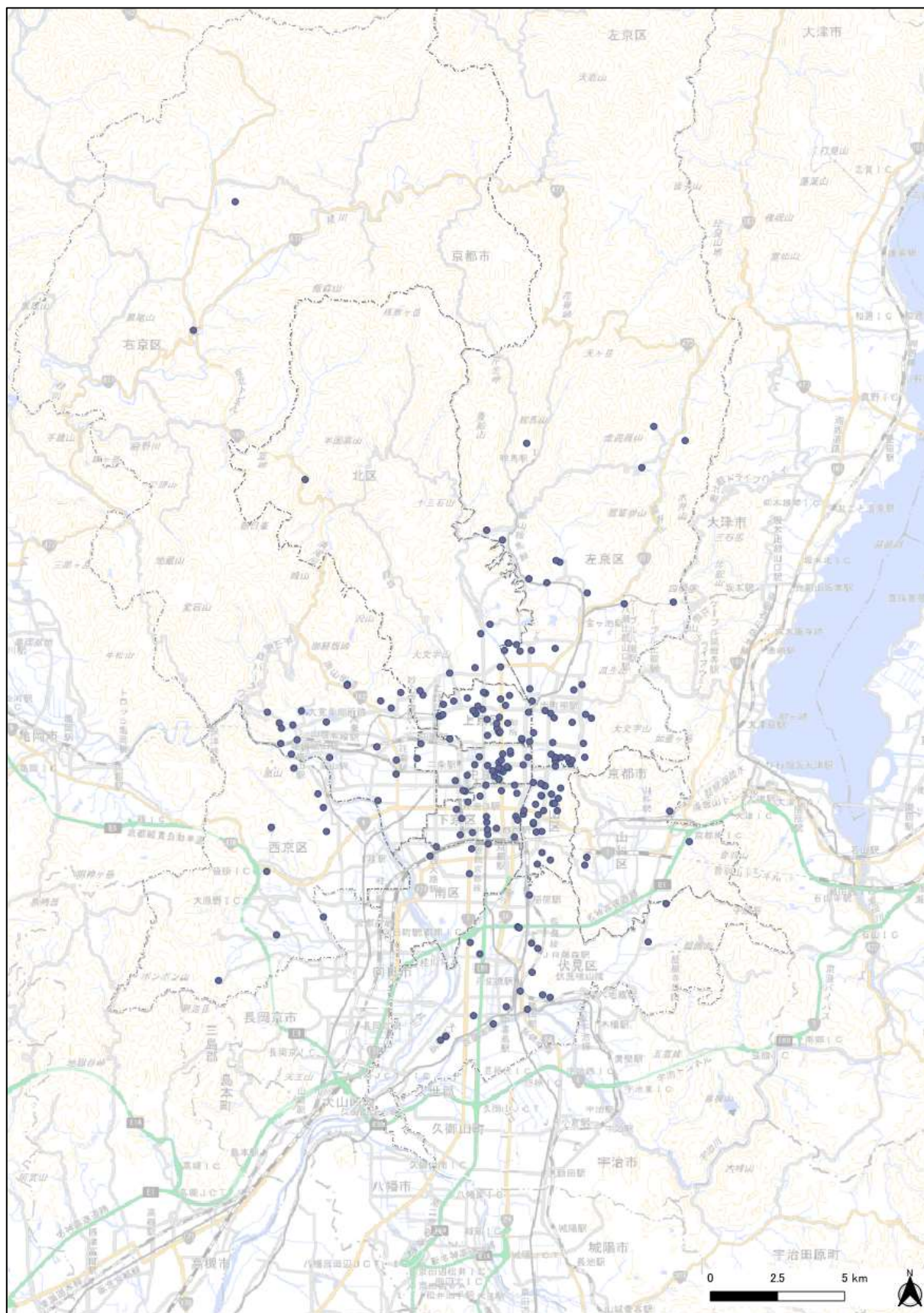
また、京都市内には、総合大学から単科大学までバラエティに富んだ38の大学・短期大学等が集積しており、歴史、考古、美術、民俗、土木、建築、観光、外国語など、京都文化遺産に関連する研究を行っている学科を有する大学も多い(図表33)。

京都における成長企業の中には、大学の知的資産をうまく活用して発展した事例も多い。

図表 33 京都文化遺産に関連する学科を有する京都市内の大学等



図表 34 京都市内博物館施設連絡協議会に属する博物館等の位置



(出典) 地理院タイル (電子地形図 (タイル))、京博連 京都市内博物館施設連絡協議会 web ページ 加盟館一覧 (<http://www.kyohakuren.jp/affiliation/>) (令和 2 年 10 月 25 日閲覧) を基に作成

3. 歴史的背景

(1) 原始・古代（原始～平安後期）

京都には、旧石器時代からの人々の営みが残されており、菖蒲谷遺跡（旧石器時代）、北白川追分町縄文遺跡（縄文時代）、大藪遺跡（弥生時代）など、各時代の遺跡が見つかっている。

古墳時代から、飛鳥時代、奈良時代にかけては、古代氏族の活動が活発であり、在来系氏族である賀茂氏が、賀茂社の創建に関わったほか、渡来系氏族の秦氏が、嵯峨野の開墾や、伏見稻荷大社や広隆寺の創建等を行った。古代氏族の活動は、出雲路・太秦などの地名として現在にも残っている。

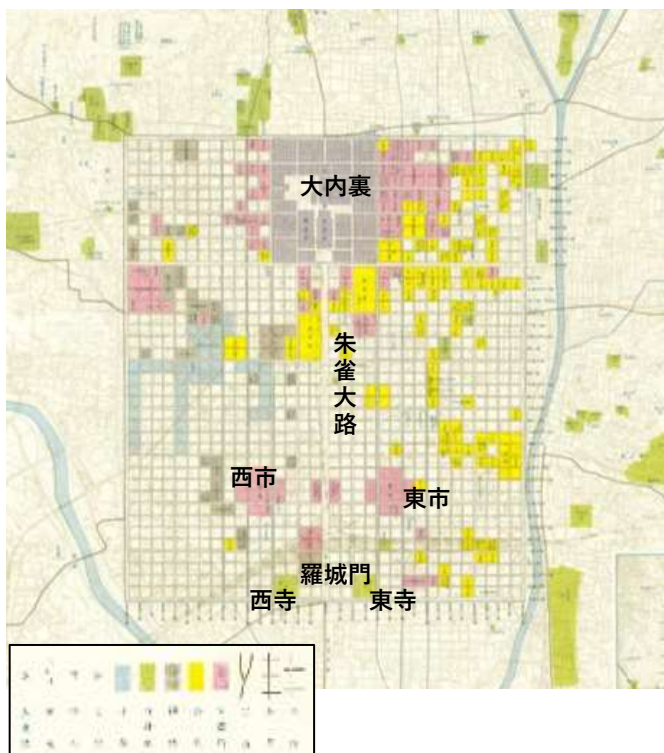
8世紀末に、桓武天皇が四神相応の地として平安京を造営し、国名を「山背国」から「山城国」に改めると、京都盆地は急速な開発が進み(図表 35, 図表 36), 京都は、西国街道（山陽道）、鞍馬街道、若狭街道（鯖街道）等により、各地と結ばれた。

しかし、9世紀後半には、火災の頻発、疫病の流行等を受けて、都市域は、利便性を求めて平安京の左京域にかたより、右京は急速に衰退した。

平安時代の文化としては、遷都当時は中国・唐の文化が積極的に導入され、平安京内に東寺（図表 37）や西寺を設け、漢文学がもてはやされたが、9世紀半ばから、和歌・仮名文字・十二単に代表される「国風文化(王朝文化)」へと傾斜していき、紫式部・清少納言・安倍晴明たちの活躍に知られるように、10～11世紀に全盛期を迎えた。

宗教面では浄土信仰・末法思想が広がり、源信・空也たちが活躍し、藤原道長が法成寺を造営した。

図表 35 平安時代・院政以前の様子



(出典) 京都の歴史 (学芸書林) 1

図表 36 平安京復元模型



図表 37 東寺（教王護国寺）



東寺（教王護国寺）提供

(2) 中世 (平安末期～戦国)

11世紀後期から12世紀にかけて、鴨東・鳥羽の開発が進み、鳥羽には鳥羽離宮(図表39)、白河には六勝寺を中心とした白河街区が造営され、東山には六波羅を中心とした市街地が造営された。また、この時期、上皇独自の軍事組織である北面武士などの武士勢力が台頭した。

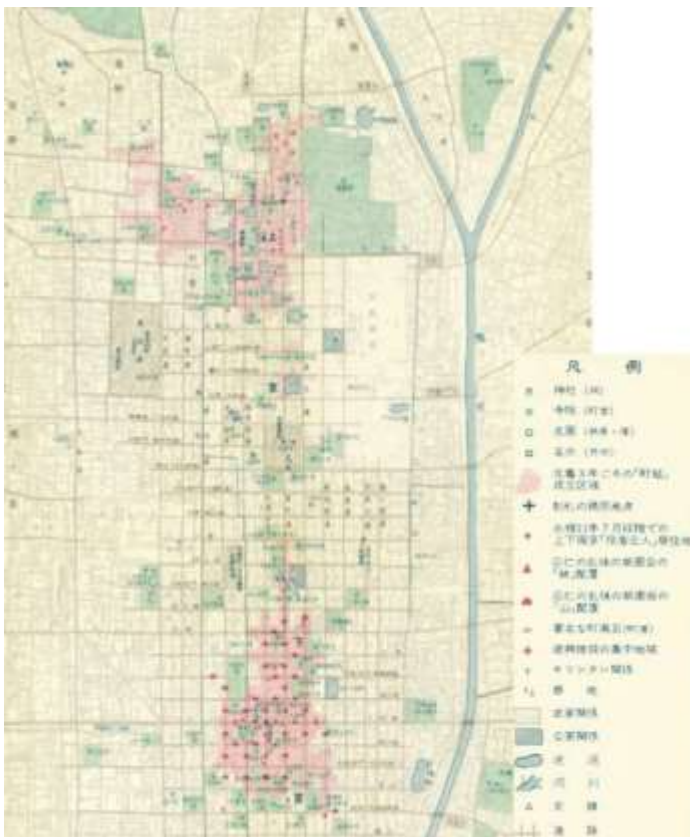
13世紀になると、京都の町にも多くの武士が生活するようになり、民衆の活動も盛んになった。宗教の分野では、法然・親鸞らが浄土宗・浄土真宗の布教を始めるとともに、建仁寺・東福寺といった禅宗寺院の創設が続いた。

そして14世紀になると、貴族の文化を基調としながらも、武士や民衆の活動に彩られた文化が現れ、金閣・銀閣に象徴される北山文化・東山文化へとつながっていった。この時代には、文化を担う階層が広がり、貴族や武士だけではなく、様々な階層の人々が文化活動に関与するようになった。また、武士を中心に禅宗が広まり、南禅寺や天龍寺をはじめとする五山の僧侶が様々な分野で活躍した。

15世紀後半から16世紀後半になると、京都を戦場とした応仁・文明の乱(1467～77年)の影響もあり、町人・武士・公家などの多様な人々が上京と下京の狭い範囲で生活するようになった(図表38)。この時期に、町の自治・自営のために人々が団結するようになり、これが組織化されて町組が結成された。

文化においては、多様な人々が共に文化活動を営むことにより、都市ならではの文化が成立した。特に下京では、町の人々によって祇園祭の山鉦巡行が行われたり、市中に居宅を構え、茶の湯を楽しんだことが「実隆公記」や「七十一番職人歌合」(図表40)などの歴史資料から知られている。

図表 38 応仁・文明の乱後～天正14年(1586)頃の様子



(出典) 京都の歴史(学芸書林)4

図表 39 鳥羽離宮復元模型



(出典) 京都市歴史資料館HP

図表 40 職人尽歌合(七十一番職人歌合)(模本)
※24番「一服一銭」と「煎じ物売」では、煎じたお茶を売る職人の姿が描かれている。



(出典) 東京国立博物館HP

(3) 近世（安土・桃山～江戸後期）

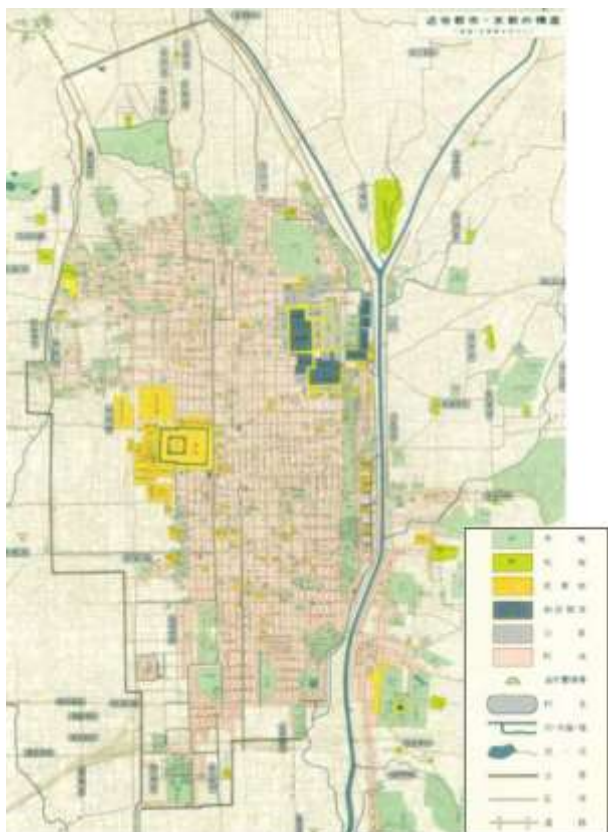
16世紀末になると、豊臣秀吉が大規模な都市改造を行った。周囲を御土居で取り囲み、短冊形の町割がなされ、寺町・公家町などがつくられ、近世都市・京都の基礎ができあがった（図表 42）。また、伏見には、新しいまちが築かれた。

発展・拡大した京都や伏見には、聚楽第、伏見城に代表される絢爛豪華な建造物が建てられるとともに、各地から多様な文化が伝わり、外来文化（南蛮文化）の影響を受けた文物も現れた。この傾向は 17 世紀も続き、二条城や桂離宮が新たに築かれ、幕府等の支援のもと、多くの寺社が復興された。この時期には、町人の中からも、書道、陶芸、漆芸、出版、茶の湯など多彩な才能を発揮した本阿弥光悦や、「風神雷神図屏風」（図表 41）で知られる俵屋宗達といった文化人が登場した。

京都の町は、御土居の範囲を越えて広がっていき、特に、宝永の大火(1708年)により炎上した御所の復興のため、御所周辺の町家移転が進められ、鴨川の東側に新しい市街地が形成される契機となった。

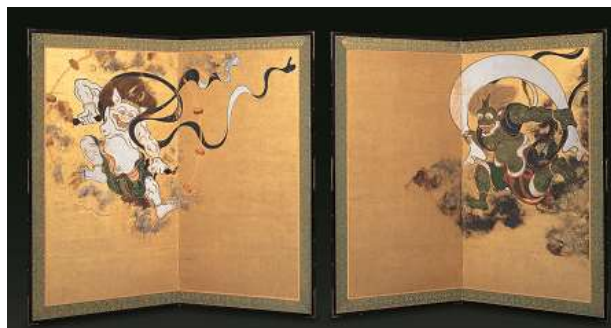
18世紀には、西陣の織物業をはじめ商工業の発展により、貴族や武士に代わって町人が文化の主要な担い手として成長した。伊藤仁斎が儒学を講じた古義堂等の私塾が門人を集め、庶民の生活哲学である石門心学が京都の地で生まれた。また、茶道や華道が、生活の楽しみとして町人社会に広がった。都の名所案内記や絵図（図表 43）は、地方の人々の京都への憧れをかきたて、本山参りや巡礼などの盛行と相まって、京都の観光都市としての性格が定着した。京都を訪れる旅人に向けて、京焼や京扇子など「京」を冠した製品や伏見人形などの地名を付けた土産物も現れ、京都の産業の新しい需要に対応する動きが起こった。

図表 42 17世紀後半～18世紀初頭（延宝・元禄期）の様子



(出典) 京都の歴史 (学芸書林) 5

図表 41 「風神雷神図屏風」 俵屋宗達筆 (国宝)



(出典) 大本山建仁寺蔵

図表 43 京大絵図 (林吉永, 貞享3年(1686)刊)



(出典) 国立国会図書館デジタルコレクションHP

(4) 近代（江戸末期～第二次世界大戦）

江戸末期から明治の初頭にかけて、京都では、元治の大火(1864年)が起こり、市中に大きな被害をもたらすとともに、東京奠都(1868年)が行われ、まちは、衰退の危機に瀕していた(図表 44)

この二つの衝撃から立ち直るため、京都は積極的に近代化を図っていった。

中世以来の自治組織である町組について、2回にわたる改正(1868年, 1869年)が行われ、上京が 33, 下京が 32 の町組に再編されると、今後のまちの発展のために教育を重視した京都では、町組が経費を負担して、町組ごとに「番組小学校」と呼ばれる日本初の学区制小学校を設立した。その後、町組は、現在の元学区の原型となり、今も住民自治の基本単位になっている。

また、新英学校及び女紅場、府立医学校、京都府画学校(日本最初の公立の絵画専門学校)、京都染工講習所等の開設や、旧制第三高等学校の誘致などにより、学問のまちとしての基礎が築かれた。

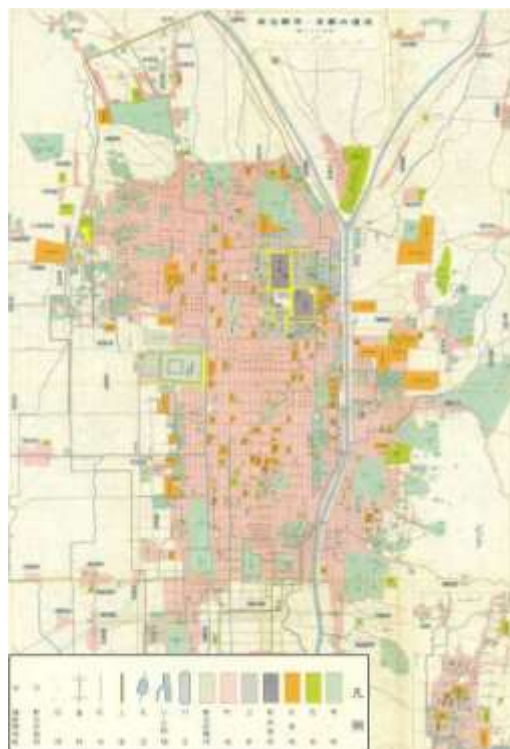
さらに、舎密局の設立、織工場の建設、海外への職人の留学、海外博覧会への出品、外国人技術者の招聘など積極的な殖産興業政策が進められるとともに、琵琶湖疏水や、それを利用した水力発電所、日本初の市街路面電車の敷設など、近代都市としての基盤が整備された。

こうした中、京都博覧会(1871年)、平安遷都 1100 年記念祭(1895年)等の開催を通じて、京都は、世界各国にも観光都市として知られるようになった。

明治後期から昭和初期にかけても、大正天皇・昭和天皇の御大礼や御成婚等に伴い、動物園、美術館等の施設が建設されたり、大規模な博覧会が開催されるとともに、都市基盤も継続的に整備され、現代の原型としての京都のまちが築かれた(図表 45)。

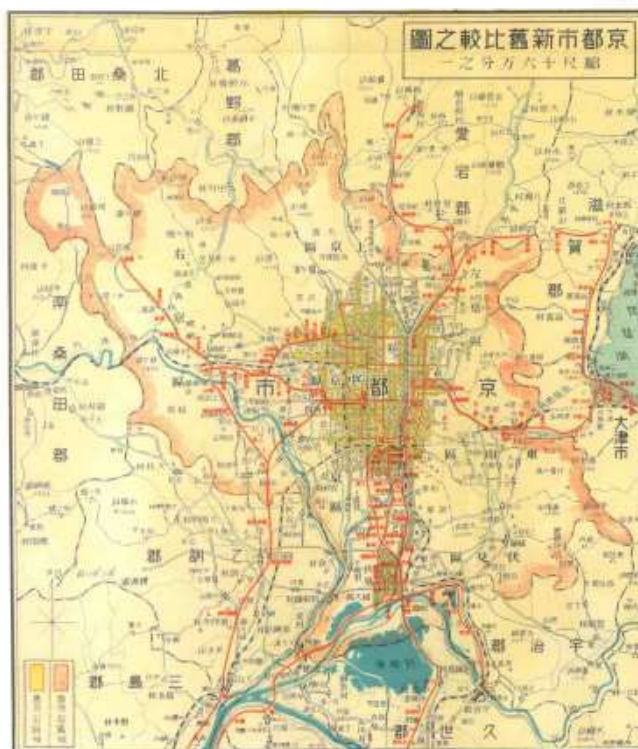
文化では、明治の終わりから映画が普及しはじめ、大正元年(1912)の日本活動写真株式会社の創設により、産業としても本格的に発展した。昭和初期になると映画業界の再編が進み、多くの撮影所が集中した太秦は「日本のハリウッド」と呼ばれるようになった。

図表 44 慶応 4 年(1868)頃の様子



(出典) 京都の歴史(学芸書林) 7

図表 45 大京都市街地図 新旧比較図(昭和 6 年)



(出典) 京都府立京都学・歴彩館 所蔵

(5) 現代（第2次世界大戦後～）

第二次世界大戦による大きな戦災を免れた京都は、文化観光都市として歩み始めた。戦争中に中断された五山送り火や祇園祭山鉦巡行の復活、第1回京都新能の開催など、様々な文化の取組を積極的に進めた。こうした動きが結実し、昭和25年（1950）の「京都国際文化観光都市建設法」の制定に至った。また、同年制定の「文化財保護法」により、文化財保護への関心と機運が高まった。

高度経済成長期に移行すると、京都を含む全国の都市部において、地価の上昇や無秩序な市街地の拡大などの問題が生じた。昭和39年（1964）に京都市雙ヶ岡におけるホテル建設の構想が持ち上がったことや、鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山（通称「御谷（おやつ）」）の開発問題が生じたことを契機に市民による保存運動等が起こり、昭和41年（1966）には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、建築などを含む開発が制限されることになった。

また、昭和47年（1972）には、本市が「京都市市街地景観条例」を制定し、京都の特色ある歴史的な町並みを整備する「特別保全修景地区」という独自制度を設けた。この制度を基に、昭和50年（1975）の文化財保護法改正により、伝統的建造物群保存地区制度が創設された。

経済の安定成長期に入ると、昭和53年（1978）に、全世界の人々と自由に交流し、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市であることを理想像とする「世界文化自由都市宣言」（図表46）を行い、文化を基軸とした都市経営の基礎を築いた。

さらに、昭和56年（1981）に「京都市文化財保護条例」を制定し、市独自に文化財を指定・登録するとともに、保存・活用が適切に行われるための必要な措置を講じることとした。

京都市における文化を基軸としたまちづくりの機運は、平成に入ってから一層の強まりを見せており、平成6年（1994）には、ユネスコの世界文化遺産に「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」が登録された（67頁参照）。さらに、平成15年（2003）からは、京都の自然や都市景観、伝統文化を日本の歴史文化の象徴として守り育てる「京都創生」を掲げ、国に対して要望活動等を行い、その成果のひとつとして、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）が成立した。これを受けて、本市では「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財を活かしたまちづくりを強力に進めている。

近年では、建物や庭園、暮らしに息づく文化芸術など、文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録されていない京都文化遺産についても保存と活用の対象として視野に入れ、取組の充実を図っているところである。

図表 46 「世界文化自由都市宣言」

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然環境を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

昭和53年10月15日 京都市

第2章 京都文化遺産の概要

1. 京都文化遺産の特徴

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、市内それぞれの地域に、古代から現代に至る各時代の歴史や文化を今に伝える大切な京都文化遺産が数多く存在する。その種類や分野も多岐にわたる。以下にその一部を示す。

(1) 寺社、町家・民家等の建物・庭園や近代の建造物

千年を超えて首都であった京都には、中臣遺跡(図表 47)のような原始時代の集落跡から、七条大橋(図表 48)などの近代の建造物、さらには京都市京セラ美術館やロームシアター京都のような現代の建築物に至るまで幅広い時代の建造物とその遺跡等が存在する。また、京都では、皇室・公家はもとより、武士、寺社、町衆など、様々な文化の担い手が活躍してきた歴史から、それらの多様な文化の担い手それぞれに関連した建物や庭園、巨樹・名木等が残されている(図表 49～図表 53)。

本市においては、京都市の近代化遺産約 2,100 件(平成 8 年(1996)～14 年(2002)), 京町家約 48,000 件(平成 20 年(2008)～22 年(2010)), 岡崎・南禅寺界隈の庭 60 件及び町家・民家の庭 100 件(平成 22 年(2010)～24 年(2012))等の調査を実施している。

図表 47 中臣遺跡前にある案内版(山科区)



図表 48 七条大橋(東山区, 下京区, 国登録)



図表 49 京都御所 紫宸殿(上京区)



(出典) 宮内庁HP

図表 50 元離宮二条城(中京区)



(出典) 元離宮二条城HP

図表 51 浄住寺の庭(西京区, 市指定)



図表 52 金札宮のクロガネモチ(伏見区, 市指定)



図表 53 筍町会所(孟宗山)(中京区, 市指定)



図表 54 所在調査等により把握している建造物等

区分	把握数（件）	指定・登録数（件）	（指定割合）
産業	821	68	(8.3%)
交通	184	9	(4.9%)
官公庁舎	64	18	(28.1%)
学校	216	43	(19.9%)
生活関連	76	2	(2.6%)
文化福祉	137	34	(24.8%)
住宅	1,716	348	(20.3%)
寺院	1,334	548	(41.1%)
神社	436	247	(56.7%)
教会	51	6	(11.8%)
その他建造物	14	4	(28.6%)
建造物計	5,049	1,327	(26.3%)
遺跡	864	58	(6.7%)
公園	17	2	(11.8%)
岡崎・南禅寺界隈の庭	60	13	(21.7%)
町家・民家の庭	100	6	(6.0%)
巨樹・名木	47	12	(25.5%)

注) 把握数は、図表 138 の調査等のうち「建造物等」に関するもの（京町家まちづくり調査に関するものを除く。）から本市がリスト化し、重複を除いた件数であり、未指定を含めた建造物等の総体を示すものではない。

指定・登録数は、このうち、国、府、市の指定・登録文化財になっているもの数であり、必ずしも、指定・登録件数とは一致しない。

合計は、重複する区分や

(2) 太古からの自然

京都盆地は、数万年前は湖であったと言われており、かつて「孤立丘陵として湖盆に島をなして浮かんでいた」という雙ヶ岡（図表 55）、船岡山、吉田山や、植物化石を含んだ地層である東山洪積世植物遺体包含層、太古の動植物が今も生き続けている深泥池（図表 56）などの自然遺産がある。

深泥池については、京都市文化観光資源調査会（現京都市文化財保護審議会）による学術調査（昭和 52 年度（1977）～55 年度（1980））が実施されるとともに、その保全・活用に向けて、学識経験者からなる「天然記念物深泥池生物群集保全・活用方策検討委員会」（平成 9 年度（1997）～11 年度（1999））、「天然記念物深泥池生物群集保全・活用専門委員会」（平成 11 年度（1999）～15 年度（2003））での検討が行われた。本市では、これらの結果を踏まえ、平成 16 年（2004）9 月に取りまとめた「天然記念物深泥池生物群集保全・活用のための基本方針」に基づき、深泥池の保全・活用を進めている。

また、市内には、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息している。昭和 40 年代後半に食用として輸入されたチュウゴクオオサンショウウオとの交雑化が問題となっていることから、本市では、平成 23 年（2011）から、京都大学の協力のもと、その生息状況の調査を実施している。

図表 55 雙ヶ岡（国指定）



図表 56 深泥池生物群集（国指定）



(3) 自然や暮らしと結びついた歴史的な景観地

京都には、寺社・名勝・史跡等が自然と一体となった特色のある風土や、古くから続く人々の生活と生業によって形成された歴史的な景観地が広がっている。

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年（1966）施行）により、東山、北山、西山等、市街地から見渡せる山裾部（8,513ha）が歴史的風土保存区域に、その中でも枢要な部分（2,861ha）が歴史的風土特別保存地区に指定されている（図表 59）。

また、文化的景観として「京都岡崎の文化的景観」（図表 57、平成 22 年度（2010）～25 年度（2013））、「京都中川の北山林業景観」（平成 27 年度（2015）～30 年度（2018））といった文化的景観の要素が顕著な地域の調査を行うとともに、市域全体の文化的景観と市内の各地域に現れる文化的景観の特性を示し、その関係性を明らかにする調査（平成 27 年度（2015）～令和元年度（2019））を行い、調査報告書を取りまとめている（図表 60）。

さらに、文化庁の「歴史の道百選」として、「保津川水運」（図表 58）や「山陰道一唐櫃越・老ノ坂」が選定されている。

図表 57 京都岡崎の文化的景観
（左京区、重要文化的景観）

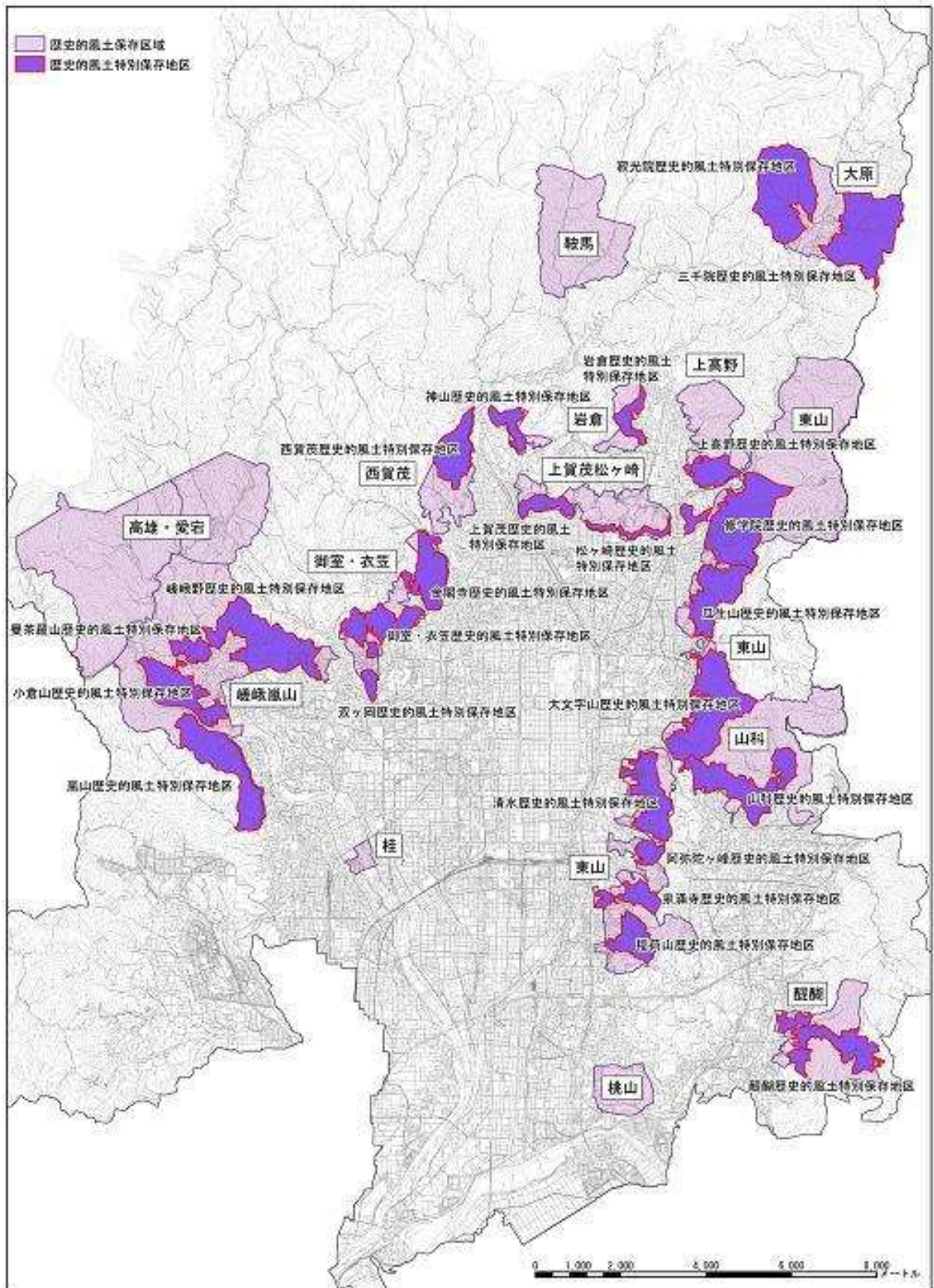


図表 58 保津川水運
（右京区、文化庁選定「歴史の道百選」）



（一社）亀岡市観光協会提供

图表 59 歴史的風土保存区域の概略図



図表 60 京都市内の特徴的な文化的景観

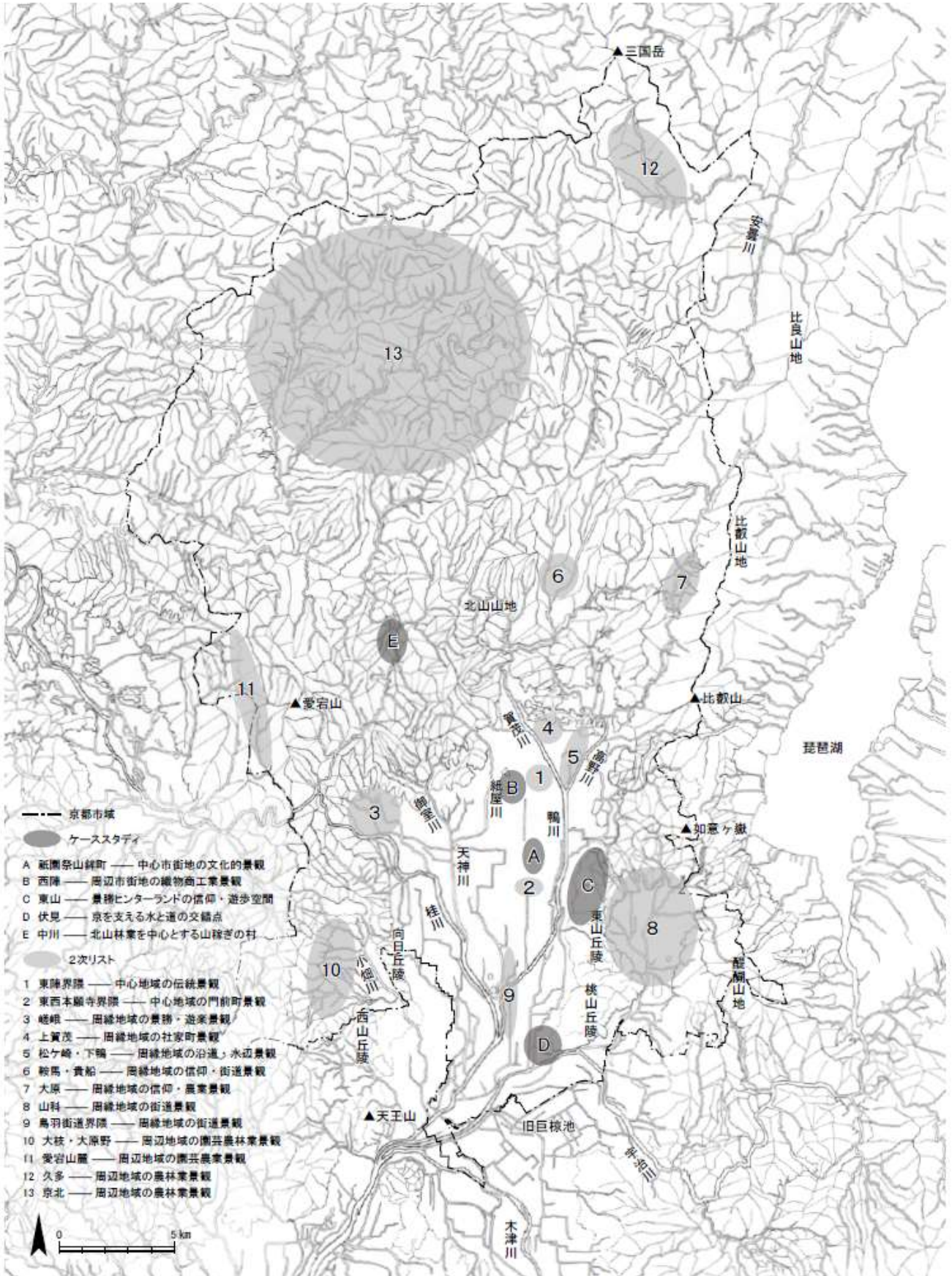


図 40 ケーススタディ・2次リストの位置図

(出典) 京都市の文化的景観調査報告書 (京都市, 2020年3月)

(4) 寺社や旧家等に伝わる宝物や古文書

京都の寺社や旧家等には、長い歴史の中で、古い絵画や工芸品等が宝物として伝来している。仏教の伝来以来、仏像・仏画等の仏教美術が人々の心を捉え、平安時代、鎌倉時代にかけて多く制作された（図表 61）。

平安時代から室町時代にかけては、肖像画や四季、年中行事、名所等の世俗画が、多く描かれた。また、江戸時代にかけては、襖や屏風のような生活上の効用が高い調度品にも絵画が描かれた。

工芸では、茶道具や漆器のような日常品・調度品が、室町時代から江戸時代にかけて、多く制作された（図表 62）。

こうした宝物等については、京都国立博物館が昭和 54 年（1979）から、京都及びその近隣寺社における調査を行っており、調査報告書を取りまとめている。

また、京都の寺社や旧家には、古文書等も数多く存在し、その数は、全国でも有数である。令和 2 年 10 月現在、京都市歴史資料館（図表 64）が収蔵しているものだけでも約 10 万点を超え、手付かずのまま蔵に残されているものも多い。京都の奥深い歴史を一層明らかにするためにも、その調査と解読が望まれている。

図表 61 東寺（教王護国寺）
講堂立体曼荼羅（国宝等）



東寺（教王護国寺）提供

図表 62 善峯寺色絵牡丹唐草
透彫七宝繫文六角壺（市指定）



図表 63 所在調査等により把握している美術工芸品

	把握数（件）	指定・登録数（件）	指定・登録率
絵画	4,015	646	16.1%
彫刻	1,539	392	25.5%
工芸品	4,583	222	4.8%
書跡・典籍	4,529	486	10.7%
古文書	1,223	298	24.4%
考古資料	183	47	25.7%
歴史資料	65	44	67.7%
計	16,137	2,135	13.2%

注）把握数は、図表 138 の調査等のうち「美術工芸品」に関するものから本市がリスト化し、重複を除いた件数であり、未指定を含めた美術工芸品等の総体を示すものではない。
指定・登録数は、このうち、国、府、市の指定・登録文化財になっているものの数であり、必ずしも、指定・登録件数とは一致しない。

図表 64 京都市歴史資料館

<京都市歴史資料館>

沿革 歴史資料館は、昭和 40 年（1965）4 月に設置された京都市史編さん所をその前身としている。市史編さん所は、「京都の歴史」全 10 巻、「史料 京都の歴史」全 16 巻の編さんを行うとともに、京都市内の旧家や寺社から寄贈寄託を受けた古文書を中心に大量の歴史資料を収蔵しており、これらを良好な状態で保管するために、建設されたものである。

設立 昭和 57 年（1981）10 月

所在地 上京区寺町通荒神口下の松蔭町 138-1

目的 京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資する。

主要事業 「歴史資料収集・整理・保存」「資料展示」「資料閲覧」「歴史相談」「図書出版」「普及事業開催（夏休み親子歴史教室、歴史講座、史料講座、古文書講座等）」等

開館日時 午前 9 時から午後 5 時まで



京都市歴史資料館(外観)



京都市歴史資料館(内観)

(5) 地域に伝わる産業遺産や民具などの歴史資料

京都市内には、明治から昭和にかけて市民の足として活躍した市街路面電車（図表 65）や、西陣の織物業（図表 66）、伏見の酒造業、太秦の映画産業に関する近代化遺産等の歴史資料がそれぞれの地域に伝えられている。

また、人々の暮らしを伝える民具等が地域の小学校等に持ち寄られて継承されており、京都市立小学校のうち約 78%が民具を収蔵している（図表 67）。

図表 65 市電の車両（梅小路公園）



(公財) 京都市都市緑化協会提供

図表 66 初の国産ジャカード機 200 口 荒木小平作（市指定）



(一財) 西陣織物館提供

図表 67 明德小学校に収蔵された民具



(出典)『学校収蔵民具の再発見Ⅰ』（学校収蔵民具の再発見事業実行委員会編、2019 年 3 月）

(6) 様々な時代の埋蔵文化財

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。京都市では、市街地の約4割が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、様々な時代の価値の高い埋蔵文化財が数多く出土している。

出土した埋蔵文化財は、伏見区の水垂収蔵庫（図表 68）など市内8箇所に設けた収蔵庫において保管しており、その数は、平成30年（2018）3月現在、一億点以上となっている。

また、京都市考古資料館（図表 69）において、出土した文化財の展示を行っており、約1000点の考古資料を常設展示するとともに、常設展示だけでは十分に紹介できない多彩な資料について、特定のテーマを決めて展示する年2回の特別展示や、市内の発掘調査の成果を速やかに公開する速報展示などを行っている。

図表 68 京都市伏見水垂収蔵庫

＜京都市伏見水垂収蔵庫＞

竣 工 平成20年（2008）3月31日

所 在 地 伏見区淀水垂町733-1

建築面積 507.36 m² 延床面積 981.12 m²

概 要 市内から出土した数多くの出土品のうち特に貴重な出土品を収蔵するために建設。単に出土品を収蔵するだけでなく、多くの人々に京都の出土文化財を通して京都の歴史を学んでもらえるよう、展示ガイダンス室や資料室を兼ね備えている。



淀水垂町出土 人面土器・土馬・カマド

図表 69 京都市考古資料館

＜京都市考古資料館＞

設 立 昭和54年（1979）11月

所 在 地 上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1

目 的 京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資する。

主要事業 市域から出土した代表的な出土品を展示している。

子供向けのチャレンジ体験や、他都市への展示品の交流貸出し、写真などの撮影許可等も積極的に進めている。

開館日時 午前9時から午後5時まで



京都市考古資料館(外観)



伏見城跡出土金箔瓦（京都市考古資料館収蔵）

(7) 祭礼行事や民俗芸能

京都には、祇園祭や五山送り火（図表 70）、地藏盆（図表 71）などの祭礼行事や、大念仏狂言（図表 72）や六斎念仏などの民俗芸能が数多く残されており、一年を通して何らかの行事が行われている。

祭礼行事・民俗芸能に関する調査としては、これまでに平安建都 1200 年記念事業の一環として市内の年中行事の一覧を取りまとめるとともに、京都の祭礼行事に顕著な剣鋒を伴う祭礼行事（平成 22 年度(2010)～25 年度(2013)）や京都市内の各地域に根付く地藏盆(平成 25 年度(2013)～26 年度(2014))の調査等を実施している。

図表 70 大文字送り火



図表 71 地藏盆



図表 72 壬生狂言



図表 73 調査等により把握している祭礼行事等

把握数(件)	指定・登録数(件)	指定・登録率
2,293	精査中	4.3%

注) 把握数は、図表 138 の調査等のうち「祭礼行事等」に関するもの（地藏盆の調査を除く。）から本市がリスト化し、重複を除いた件数であり、未指定を含めた祭礼行事等の総体を示すものではない。

指定・登録数は、このうち、国、府、市の指定・登録文化財になっているものの数であり、必ずしも、文化財の指定・登録件数とは一致しない。

(8) 暮らしの文化とそれを支える生業や匠の技

京都の人々の暮らしの中には、永年の歴史の中で多種多様な無形の文化が生まれ、継承されてきた。邦舞、能、狂言、歌舞伎などの芸能や、西陣織、京友禅、京焼・清水焼などの工芸には、それぞれに伝統の技があり、茶道（図表 74）、華道、香道、食文化（図表 75）等の生活文化にはそれぞれに受け継がれてきた作法や様々なしきたりがある。

これらは、京都の人々の生業とも密接に関連しており、その多くは、京都市の伝統産業として継承され、あるいは伝統産業に支えられている（図表 76）。

図表 74 茶道（初釜の様子）



図表 75 一汁三菜を基本とする和食



図表 76 京都市の伝統産業一覧（令和2年4月1日現在）

1 西陣織	26 北山丸太	51 京和傘
2 京鹿の子絞	27 京版画	52 截金
3 京友禅	28 京袋物	53 嵯峨面
4 京小紋	29 京すだれ	54 尺八
5 京くみひも	30 京印章<印刻>	55 三味線
6 京繡	31 工芸菓子	56 調べ緒
7 京黒紋付染	32 竹工芸	57 茶筒
8 京房ひも・撚ひも	33 造園	58 提燈
9 京仏壇	34 清酒	59 念珠玉
10 京仏具	35 薫香	60 能面
11 京漆器	36 伝統建築	61 花かんざし
12 京指物	37 額看板	62 帆布製カバン
13 京焼・清水焼	38 菓子木型	63 伏見人形
14 京扇子	39 かつら	64 邦楽器絃
15 京うちわ	40 金網細工	65 矢
16 京石工芸品	41 唐紙	66 結納飾・水引工芸
17 京人形	42 かるた	67 和蠟燭
18 京表具	43 きせる	68 珠数
19 京陶人形	44 京瓦	69 京菓子
20 京都の金属工芸品	45 京真田紐	70 京漬物
21 京象嵌	46 京足袋	71 京料理
22 京刃物	47 京つげぐし	72 京こま
23 京の神祇装束調度品	48 京葛籠	73 京たたみ
24 京銘竹	49 京丸うちわ	74 京七宝
25 京の色紙短冊和本帖	50 京弓	

2. 京都文化遺産の維持継承に係るこれまでの取組

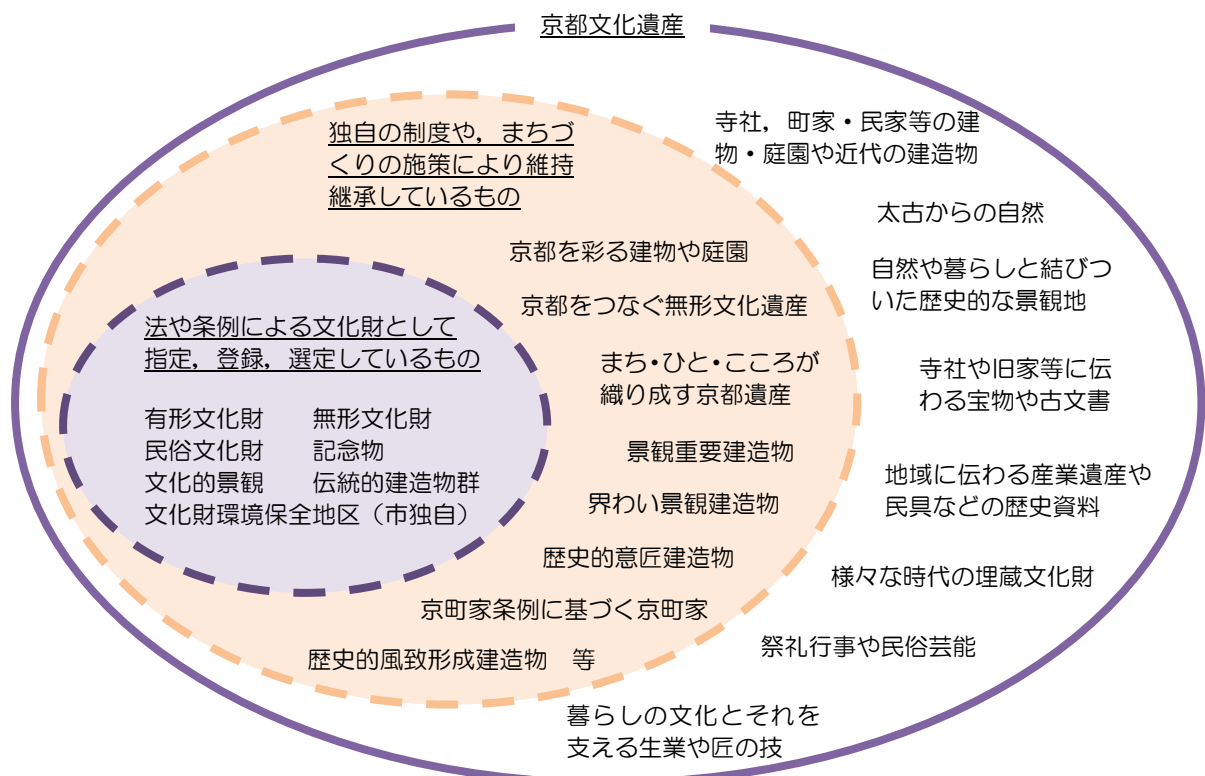
本市では、昭和 33 年度（1958）から、教育委員会が所管する文化財保護行政を、市長部局が補助執行機関となり総合行政として実施することで観光やまちづくりとの連携を図ったり、昭和 56 年（1981）の京都市文化財保護条例の制定に当たり、登録制度や文化財環境保全地区制度を設けるなど、本市独自の視点で守るべき対象を捉えて取組を進めてきた。

また、京都においては、寺社等を中心に、現代の市民の暮らしの中で京都文化遺産が維持継承されており、市民の文化財保護に対する意識も高く、昭和 39 年（1964）の雙ヶ岡におけるホテル建設等の開発計画に対する反対運動をはじめ、保存を求める市民運動が頻繁に起こるなど、一人一人の市民の思いが、文化財保護の取組の原動力となっている。

近年では、こうした市民の思いに応え、“京都を彩る建物や庭園”、“京都をつなぐ無形文化遺産”、“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの独自の制度を設け、市民が主体となった京都文化遺産の維持継承の取組を進めてたり、地域の様々な団体がまちづくりの施策も取り入れながら、京都文化遺産の維持継承に取り組む事例や、民間企業等が歴史的建造物に価値を見出して保存活用に取り組む事例も広がりつつある。

京都文化遺産の維持継承の取組は、文化財保護法や京都市文化財保護条例の枠にとらわれず、様々な手法を取り入れながら、多くの市民の参画のもと、進めてきたところに特徴がある（図表 77）。

図表 77 法や条例による文化財と京都市が維持継承している京都文化遺産の関係



図表 78 京都市における文化財保護の取組の経過

年代	京都市等の取組	国の取組
明治 14 年 (1881)	・岩倉具視の提案により京都保勝会設立	
明治 26 年 (1893)	・平安遷都千百年紀年祭準備事業の一環として熊野神社等 31 件の修理補助	
明治 28 年 (1895)	・古社寺保存請願決定 (有識者協議会発起人：京都市会、京都府等)	
明治 30 年 (1897)		・古社寺保存法成立
大正 8 年 (1919)		・史蹟名勝天然記念物保存法成立
昭和 4 年 (1929)		・国宝保存法成立
昭和 8 年 (1933)		・重要美術品等の保存に関する法律成立
昭和 25 年 (1950)		・文化財保護法成立
昭和 33 年 (1958)	・市長と教育委員会委員長との覚書の締結 (文化財保護の業務を市長部局で補助執行)	
昭和 39 年 (1964)	・雙ヶ岡における開発計画に対する住民運動	
昭和 41 年 (1966)		・古都保存法成立
昭和 45 年 (1970)	・文化財保護課発足、文化財保護技師の採用	
昭和 47 年 (1972)	・京都市文化観光資源調査会設置 ・『京都市遺跡地図・台帳』作成 ・京都市市街地景観条例制定 (独自の特別保全修景地区制度)	
昭和 48 年 (1973)	・文化財の防火指導体制の強化 (消防局への文化財係の設置など)	
昭和 50 年 (1975)		・改正文化財保護法成立 (伝統的建造物群保存地区制度の創設 等)
昭和 56 年 (1981)	・京都市文化財保護条例制定 (独自の登録制度、文化財環境保全地区制度)	
平成 4 年 (1992)		・世界遺産条約を受諾
平成 6 年 (1994)		・「古都京都の文化財」の世界遺産登録
平成 8 年 (1996)		・改正文化財保護法成立 (文化財登録制度の創設)
平成 12 年 (2000)	・文化財市民レスキュー体制の制度の創設	
平成 15 年 (2003)	・「国家戦略としての京都創生の提言」 (京都創生懇談会)	
平成 16 年 (2004)		・改正文化財保護法成立 (文化的景観の保護制度の創設 等) ・景観法成立 ・無形文化遺産保護条約を受諾
平成 20 年 (2008)		・歴史まちづくり法成立
平成 21 年 (2009)	・京都市歴史的風致維持向上計画の策定 ・「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ無形文化遺産に登録	
平成 22 年 (2010)	・「文化財マイスター」の養成開始	
平成 23 年 (2011)	・“京都を彩る建物や庭園”制度創設	
平成 24 年 (2012)	・「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」施行	
平成 25 年 (2013)	・“京都をつなぐ無形文化遺産”制度創設 ・京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行	・「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録
平成 28 年 (2016)	・“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度創設	・明日の日本を支える観光ビジョン策定 ・文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020 策定
平成 29 年 (2017)	・京町家の保全及び継承に関する条例制定	・文化芸術基本法成立 ・文化経済戦略策定
平成 30 年 (2018)		・改正文化財保護法成立 (文化遺産保存活用のための計画制度創設 等) ・改正地方教育行政法成立 (文化財保護行政の首長部局への移管可能に)
平成 31 年 (2019)	・「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」 (答申)	・「1300 年つづく日本の終活の旅 ～西国三十三所観音巡礼～」を日本遺産に認定
令和 2 年 (2020)		・文化観光推進法成立 ・「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつとき」を日本遺産に認定
令和 3 年 (2021)	・京都市文化財保存活用地域計画作成	

(1) 文化財の保護

ア 文化財の指定・登録等

文化財保護法には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型の文化財が定義されている。これらの対象となるものについて、国、京都府、京都市が協調しながら、法律又は各条例に基づき、文化財として指定、登録等を行い、修理等に係る補助（図表 79）、修理事業等への融資制度（図表 80）や、税制優遇措置（図表 81）等の保護措置を講じている。令和2年（2020）4月現在の京都市内の指定・登録等文化財の総数は、3,144件となっている（図表 82、図表 83）。

本市の文化財の指定の特徴として、京都府との間に序列を設けず、それぞれの指定基準に基づき、指定を行っていることが挙げられる。本市では、地域と結びつきの深い寺社や町家、近代化遺産、世俗的な性格を持つ絵画など、市民生活や地域社会に関わりの深いものを重視するとともに、町有のような所有権があいまいなもの、無住寺院にあるものなど、緊急に保存措置を講じる必要があるものを優先して指定している。また、本市独自に十分な裏付け資料がないものや時代の流れとともに変化しているものでも一定の価値が認められる文化財について登録する制度や、有形文化財や記念物の保存するため、その周辺の環境を保全する必要があると認める土地の区域の「文化財環境保全地区」（図表 84）に指定する制度を設けている。

さらに、届出と指導を基本とする緩やかな保護措置である国登録文化財への登録（図表 85 図表 86）や、重要伝統的建造物群保存地区（図表 87）、重要文化的景観への選定など、国の制度も活用しつつ、関係団体や地域住民等とも連携しながら、文化財保護の取組を進めている。

図表 79 文化財所有者による修理等に対する補助

名称		執行団体	補助率	上限額
国指定文化財	修理事業、管理事業、公開活用事業等	国	50～85%	—
重要文化財	修理事業、管理事業、公開活用事業、保存活用整備事業(美術工芸品)等	国	50～85%	—
国登録有形文化財	保存修理に係る設計監理事業、公開活用事業等	国	50%	—
天然記念物	再生事業	国	1/2	—
重要無形文化財	伝承事業、公開事業	国	定額	—
重要民俗文化財	管理事業、修理事業、伝承・活用等事業等（保存活用整備事業）	国	1/2 (50～85%)	—
京都府文化財	保存修理事業等	府	指定 1/2 以内	建造物 10,000 千円 その他の文化財 5,000 千円
			登録 1/3 以内	建造物 5,000 千円 その他の文化財 3,000 千円
京都府暫定登録文化財	保存修理事業等	府	保存・修理 1/3	建造物 3,500 千円 美術工芸品 1,900 千円 有形民俗文化財 2,000 千円 記念物 1,600 千円
京都市文化財	保存修理事業等	市	指定 1/2 以内	建造物 10,000 千円 その他の文化財 5,000 千円
			登録 1/3 以内	建造物 5,000 千円 その他の文化財 3,000 千円

図表 80 京都市文化財保護事業資金融資制度

(1) 融資対象	ア 指定登録文化財及びそれに準じるもの ただし、①建造物のうち社寺建築については、江戸時代のものまで ②近代洋風建築及び民家については、明治、大正時代のものまで ③美術工芸品については、転売の恐れのあるものは除く。
	イ 環境の保全 指定登録文化財及びそれに準じるものと一体をなしている周辺的环境保全
(2) 融資対象者	ア 本市の区域内に存する指定・登録文化財の所有者、管理者等 イ 事業に要する資金の調達が困難と認められるもので、償還能力のあるもの
(3) 融資対象事業	ア 修理事業 イ 管理事業（防災施設及び収蔵施設の設置を含む。） ウ 伝承者養成事業及び記録作成事業 エ 環境保全事業 オ その他文化財の保存のために必要な事業
(4) 融資金額	ア 限度額 : 1件最高3,000万円 イ 融資率 : 制限なし ウ 累計限度額: 1事業者5,000万円（償還中の当初融資金額の累計）
(5) 融資条件	ア 融資利率 指定・登録文化財又は選定保存技術に係る事業 年0.9% 指定・登録文化財に準じる文化財に係る事業 年1.2% ※ 利率は毎年度見直すが、申込時の利率で固定。 イ 融資期間 1,000万円超 15年以内 1,000万円以下 10年以内 ウ 償還方法 原則として元金均等月賦償還
(6) 融資契約締結金融機関	京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫

図表 81 文化財所有者に対する税制優遇措置

	優遇措置の対象	優遇措置の内容
[国税] 相続税 贈与税	<u>重要文化財（家屋及びその敷地）</u> を 相続又は贈与した場合の相続税又は贈与税	<u>財産評価額の7割を控除</u> 国税庁長官通達
	<u>登録有形文化財（家屋及びその敷地）</u> を 相続又は贈与した場合の相続税又は贈与税	<u>財産評価額の3割を控除</u> 国税庁長官通達
	<u>伝統的建造物（家屋及びその敷地）</u> を 相続又は贈与した場合の相続税又は贈与税	<u>財産評価額の3割を控除</u> 国税庁長官通達
	<u>登録美術品を相続税として物納</u>	<u>物納の優先順位を第3位から 第1位に繰り上げ</u> 租税特別措置法第70条の12
[地方税] 固定資産税 都市計画税	<u>重要文化財（家屋及びその敷地）</u> <u>重要有形民俗文化財（家屋及びその敷地）</u> <u>史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）</u>	<u>非課税</u> 地方税法第348条第2項ほか
	<u>登録有形文化財（家屋）</u> 、 <u>登録有形民俗文化財（家屋）</u> <u>登録記念物（家屋及びその敷地）</u> <u>重要文化的景観の重要な構成要素（家屋及びその敷地）</u>	<u>1/2課税</u> 地方税法第349条の3第12項ほか
	<u>重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（家屋）</u>	<u>非課税</u> 地方税法第348条第2項ほか
	<u>重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（敷地）</u>	<u>適宜免除、軽減</u> 自治省固定資産税課長通知

図表 82 京都市内文化財の件数 (令和2年(2020)4月1日現在)

区分		市指定	市登録	府指定	府登録	国指定 (うち国宝)	国登録	合計	府暫定登録文化財
有形文化財	建造物	75	27	49	8	212 (42)	421	792	434
	美術工芸品	213	38	97	2	1,674 (172)	2	2,026	31
無形文化財		0	0	13	0	10	—	23	—
民俗文化財	有形	8	3	2	0	4	2	19	7
	無形	0	56	1	2	6	—	65	—
記念物	史跡	16	12	3	0	58 (9)	0	89	0
	名勝	35	3	1	0	30 (3)	0	69	0
	天然記念物	25	10	2	0	7	0	44	0
文化的景観		—	—	—	0	1	—	1	—
伝統的建造物群		—	—	—	—	4	—	4	—
文化財環境保全地区		—	11	—	1	—	—	12	—
合計			532		181	2,006 (226)	425	3,144	472

(出典)京都市文化財保護課調

*市内には、このほか、特に地域を定めていない天然記念物として、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオや府登録天然記念物であるハッチョウトンボやギフチョウが存在している。

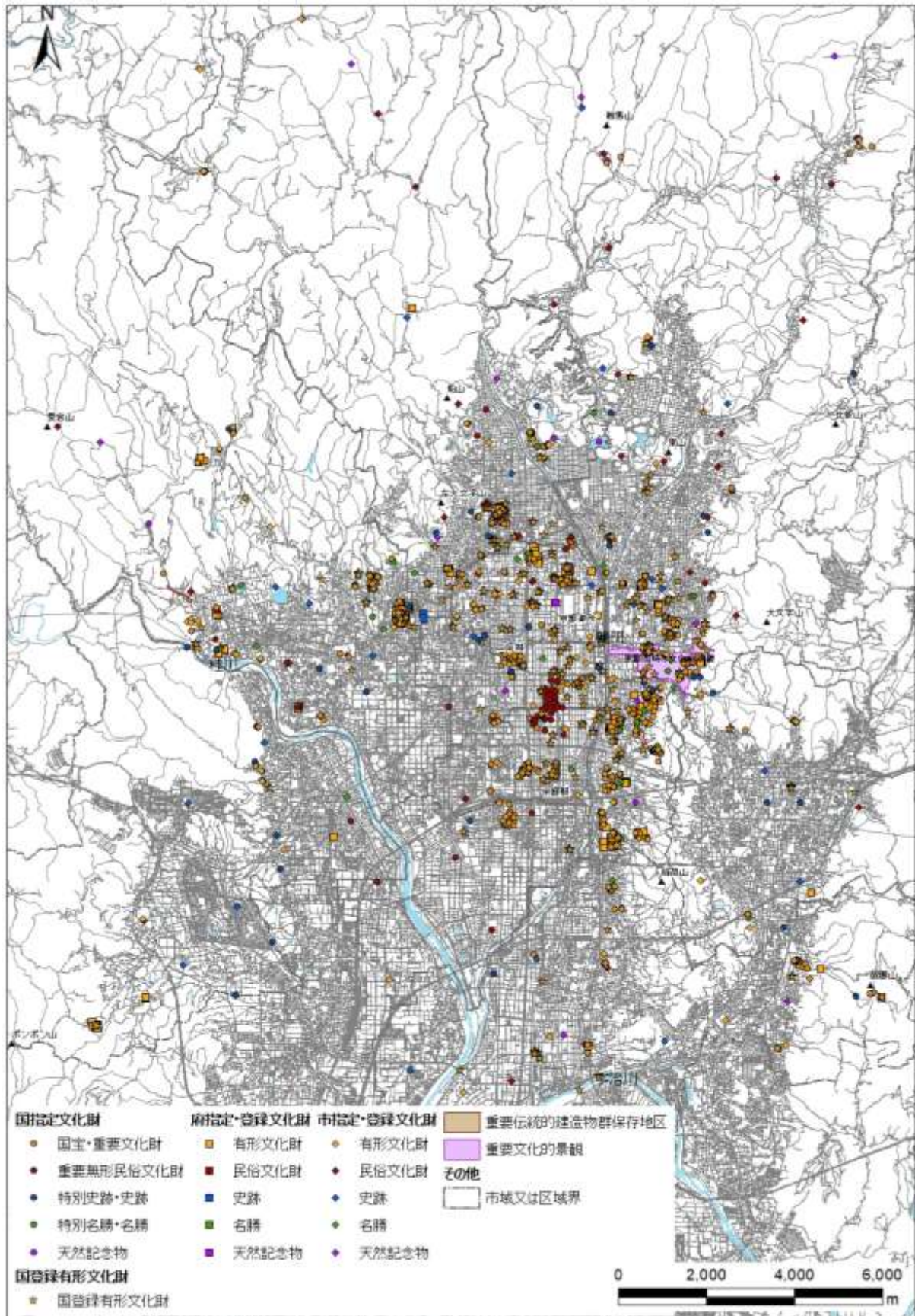
*無形文化財は、実人数、実団体数を示す。

*国の史跡と名勝の双方に指定されているものは、史跡にカウント。

*国宝には、特別史跡、特別名勝を含む。

*府暫定登録文化財は、京都府が、将来の文化財の候補となる文化遺産を早期に保護するため、文化財保護の裾野を広げ、修復・保存・防災等に係る補助を行っているもの。

図表 83 国府市指定・登録・選定文化財の分布
 (美術工芸品, 無形文化財, 有形民俗文化財を除く)



(出典) 京都市データ及び「国土数値情報(伝統的建造物群保存地区データ)」(国土交通省)
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A43.html>) を加工して作成

図表 84 文化財環境保全地区

<文化財環境保全地区>

指定・登録文化財建造物を保存するため、本市独自に周辺環境を保全する必要があると認められる土地の区域を文化財環境保全地区として指定している。



東海道・山科地藏堂文化財環境保全地区（山科区）



五社神社文化財環境保全地区（西京区）

図表 85 国登録有形民俗文化財・京都の郷土人形コレクション（右京区）



図表 86 京都芸術センター（中京区）



図表 87 産寧坂伝統的建造物群保存地区（東山区）



イ 文化財を保存するための技術の選定等

非常に多くの文化財を有する京都のまちには、装飾修理技術（図表 88）や文化財庭園保存技術（図表 89）などの文化財を保存するために欠くことのできない技術が生業として根付いている。

これらは、伝統産業の一環として維持継承されてきた技術を基礎としつつ、オリジナルを大切に、できる限り正確に後世に残そうとする文化財保護の理念のもと、最先端の科学技術も取り入れながら、時代とともに発展してきたものである。

国では、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度を設けており、技術の向上、技術者の確保のための伝承者の養成、技術の記録作成などを行っている。

京都を拠点に活動している文化財保存技術保持者や保持団体も多く、令和 2 年（2020）3 月現在、53 人の国の選定保存技術保持者のうち 17 人が京都に居住し、32 ある選定文化財保存技術保存団体のうち 9 団体が京都に所在している（図表 90）。

図表 88 装飾修理技術



（出典）国宝修理装飾師連盟

図表 89 文化財庭園保存技術



（出典）文化財庭園保存技術者協議会

図表 90 京都を拠点に活動する選定文化財保存技術保存団体（令和 2 年（2020）3 月現在）

保存団体	保存技術
国宝修理装飾師連盟	装飾修理技術（図表 89）
社寺建造物美術協議会	建造物装飾
全国社寺等屋根工事技術保存会	檜皮葺・柿葺、茅葺、檜皮採取、屋根板製作
伝統技術伝承者協会	装飾修理材料・用具製作
日本竹箴技術保存研究会	竹箴製作
美術院	木造彫刻修理
文化財量保存会	畳製作
文化財庭園保存技術者協議会	文化財庭園保存技術（図表 88）
祭屋台等製作修理技術者会	祭屋台等製作修理

また、文化財建造物の保存修理のためには山野から供給される木材、檜皮等の植物性資材の安定的な確保が不可欠であり、本市では、文化庁「ふるさと文化財の森システム推進事業」に基づき、伝統的な屋根葺技術である檜皮葺をはじめとする文化財建造物保存技術の保存・伝承並びに普及啓発を行うため、平成 15 年（2003）9 月に京都市文化財建造物保存技術研修センター（図表 91）を設置するとともに、檜皮の産地として「京都市合併記念の森ヒノキ林」（8.2ha、平成 30 年（2018）3 月設定、図表 92）、「日向大神宮境内林」（7.2ha、平成 31 年（2019）3 月設定、図表 93）を「ふるさと文化財の森」として設定を受けている。

図表 91 京都市文化財建造物保存技術研修センター

<京都市文化財建造物保存技術研修センター>	
設 立	平成 15 年 9 月
所 在 地	東山区清水二丁目 205-2
設置目的	伝統的な屋根技能をはじめ、保存技術に関わる道具類やその工程なども広く知ってもらうことを目的として設置。
主要事業	檜皮葺をはじめとする木造建造物の維持・修理に係る研修等のための施設の提供、情報発信
開館日時	午前 9 時から午後 5 時まで
	
京都市文化財建造物保存研修センター（外観）	檜皮葺や柿葺の工程や道具などの展示

図表 92 上空から見た「合併記念の森」(右京区)



平成 21 年 5 月京北スカイスポーツ振興会提供

図表 93 日向大神宮境内林 (山科区)



ウ 文化財の防火・防災対策

日本の文化は「木と紙の文化」と言われており、火に対する脆弱性が常に指摘されてきた。歴史を振り返っても、文化財が失われた原因の多くは「火災」であり、火災からの保護が強く求められていることから、本市においては、消防局が中心となり、文化財の所有者はもとより、「みんなで文化財を、まもろう」をスローガンとし、多くの関係者の協力のもと、文化財の防火・防災に取り組んでいる。

具体的な取組として、年 2 回の文化財防火運動の期間を中心に、地域と文化財関係者、消防機関が一体となった合同消防訓練や寺社における文化財防災講話等を実施している。また、寺社等の関係者と地域住民の話し合いにより、平常時からの訓練や災害発生時の迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキュー体制」(図表 94, 図表 95)を構築して

おり（令和2年(2020)3月現在、市内238箇所の寺社等で構築）、今後も訓練等を通じて、文化財防火を推進していく必要がある。

さらに、本市では、観光ボランティアガイド、観光タクシーの運転手、観光バスガイド等を対象に、救急の知識を持ち、文化財寺社等における災害発生時に初期消火や応急手当等を行う「文化財防災マイスター」の養成を実施している（図表96）。

また、寺社等で火災が発生した場合に備えて、仏像や絵画等の美術工芸品を迅速かつ効率よく搬出するため、事前に保管場所や搬出方法等をまとめた「文化財セーフティカード」（図表97）と、搬出する美術工芸品ごとに、名称、保管場所、搬出に必要な要員数等をまとめた「文化財タッグ」（図表98）を用いて、文化財関係者と消防署、現場指揮隊が情報共有を行っている。

さらに、京都府と共同して、文化財所有者のための防災対策マニュアルを作成し、所有者の意識向上に向けた周知啓発を行ったり、本市、京都府及び文化財保護関係団体等による京都文化財防災対策連絡会を設けて、相互の連絡を行うなど、関係機関と連携をとりながら、文化財の防火・防災の諸問題に対処しているところである。

図表 94 文化財市民レスキュー体制の活動

災害発生時の活動	平常時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発見と出火場所の確認 ・召集と応召 ・119番通報 ・初期消火 ・搬出活動 ・避難誘導 ・情報伝達 ・応急救護活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段の備え 連絡体制の確認 防災施設の取扱方法の確認 火災予防の話合い 災害時における相互応援の検討 ・火災の警戒 祭礼等の警戒 敷地内の巡回

図表 95 文化財市民レスキュー訓練（光福寺）



図表 96 文化財マイスターの養成の様子



図表 97 文化財セーフティカード



図表 98 文化財タッグ



(2) 埋蔵文化財の届出に係る指導等

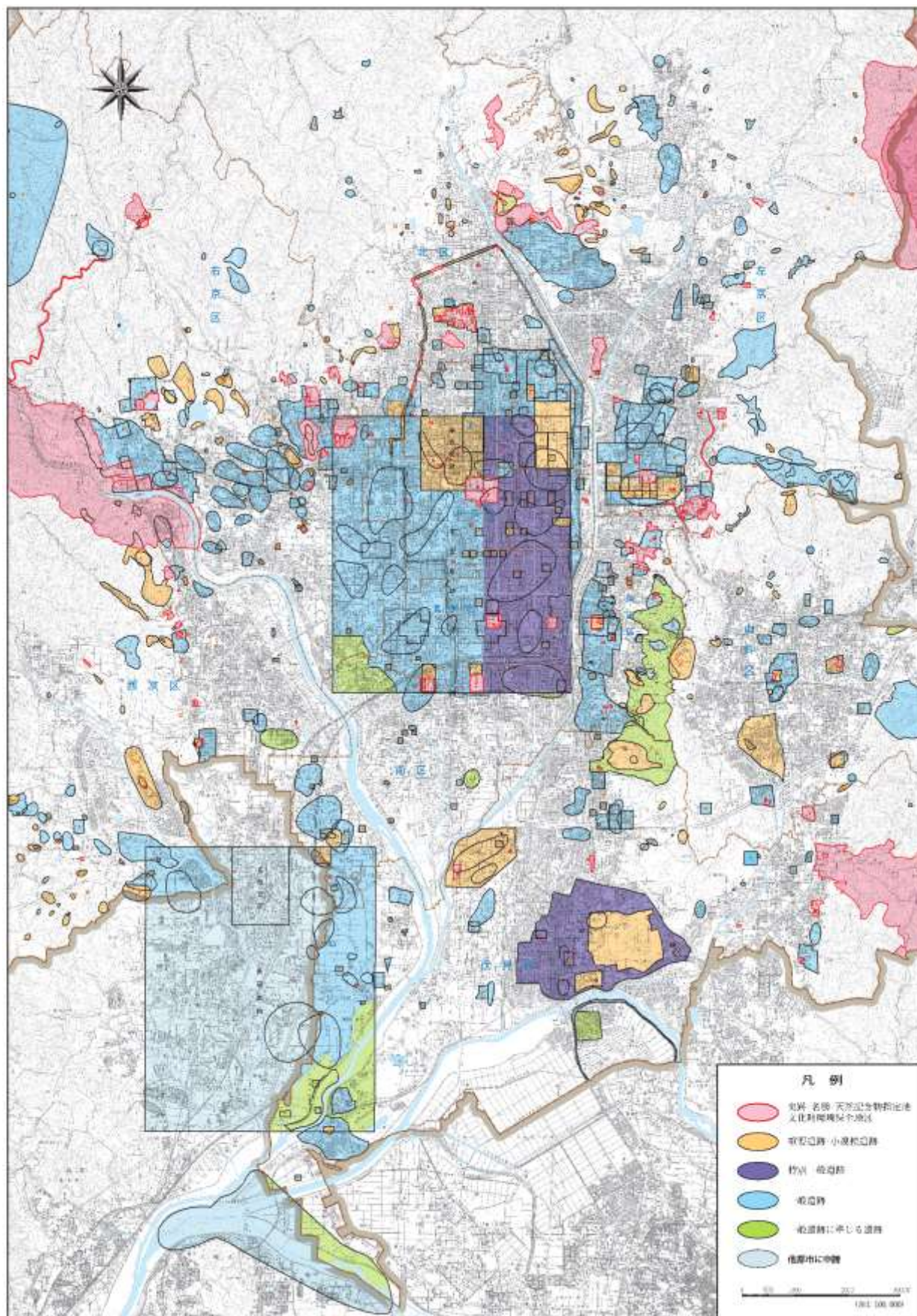
本市においては、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出・通知を受けて、文化財保護法に基づく指導を行っている。

指導に当たっては、市内 800 件を超える遺跡について重要度に応じた種別を示す遺跡地図（周知の埋蔵文化財包蔵地図）（図表 99）を作成、周知を図るとともに、届出・通知のあった工事等の規模や遺跡の残存状況に応じて、事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めている。

土木工事等の届出・通知の件数は、例年、約 1500 件程度であるが、平成 30 年度は、1,839 件の届出・通知があった。このうち、52 件について発掘調査を、162 件について試掘調査を、612 件について詳細分布調査を実施している。

なお、調査結果は、重要度に応じた整理作業・データベース化を進め、京都市考古資料館での展示や広く国内外の博物館や研究機関への貸し出し等に供している。平成 30 年度（2018）の貸出件数は、64 件 1493 点となっている。

図表 99 周知の埋蔵文化財包蔵地



(出典) 京都市遺跡地図 (周知の埋蔵文化財包蔵地図)

(3) 京都を彩る建物や庭園（平成 23 年（2011）11 月創設）

“京都を彩る建物や庭園”制度は、文化財に指定・登録されていなくとも、市民が京都の財産として残したいと思う建物や庭園を公募し、市民に推薦されたものを「選定」、選定されたものうち、特に価値が高いと認められるものを「認定」し、維持継承につなげる制度である。

学術的な検証を踏まえ、行政が指定又は登録する文化財建造物と異なり、所有者である市民みずから、あるいは第三者からの推薦を受けて選定するという仕組みを取り入れたことや、京都との「ゆかり」という観点から取り上げたことに特徴がある。

地元が一体となり、国の補助事業である「街なみ環境整備事業」を活用して修景した建物を本制度により選定した例や、本制度により認定された建物が景観重要建造物や歴史的風致形成建造物への指定や国登録文化財への登録を受けた例もあり、まちづくりの取組とも連携することで、市民が主体となった維持継承につながっている。

支援制度としては、平成 25 年度（2013）から年に 1 度「所有者交流会」を開催し、活用方法等に関する情報の提供や所有者同士の交流を進めており、所有者自らが主体となって情報交換するネットワークが形成されるなどの成果が表れている。また、将来の文化財の候補となるものの維持継承の確実性を高めるため、選定・認定された建物や庭園に対する修理の補助を行っている。

令和 2 年（2020）2 月現在、463 件を選定、そのうち特に価値が高いもの 153 件を認定している（図表 100～図表 103）。

図表 100 【認定】京都大学大学院理学研究科 附属花山天文台（山科区） 図表 101 【選定】JR 稻荷駅ランプ小屋（伏見区）



図表 102 【認定】紙屋川庭園（北区）



図表 103 【選定】東川島自主防災部器具庫（西京区）



(4) 京都をつなぐ無形文化遺産（平成 25 年（2013）4 月創設）

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度は、時代とともに変容しながらも、世代を越えて暮らしの中で伝えられてきた無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、大切に引き継いでいこうという機運の醸成を図るもので、現行の法令上文化財としての指定・登録が困難なものを、本市独自に選定している制度である。令和 2 年 4 月現在、次の 6 件を選定している。

ア 京の食文化 【平成 25 年（2013）10 月選定】

～大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味～

千有余年の永きにわたり都が置かれた歴史を背景に、季節感やおもてなしの心、本物へのこだわりといった精神文化が食文化にも浸透している。

京都における食は、ご飯を主食としつつ、旬の野菜を中心に乾物や大豆加工品、漬物などの副食を上手に組み合わせた、一汁三菜が基本の出汁をベースにしたものである。家庭の食卓には、家庭のおかず、いわゆる「おぼんざい」を中心に、暦や年中行事に合わせた行事食などが並ぶ。

また、五色・五味・五法を五感で愉しむ京料理や料理を出前する独特の仕出し文化を生み出している。



イ 京・花街の文化 【平成 26 年（2014）3 月選定】

～いまも息づく伝統伎芸とおもてなし～

芸妓や舞妓が舞・踊りをはじめとした数々の伝統伎芸により心のこもったおもてなしをする文化が連綿と受け継がれているまち・「花街」。

京都には現在、祇園甲部、宮川町、先斗町、上七軒、祇園東の 5 つの花街があり、歌舞練場、お茶屋、置屋などが集まり、風情あるまちなみを維持している。芸妓や舞妓は、日々、芸事の習練を積み重ね、彼女らを引き立てる装いは伝統工芸の職人や髪結い師、着付師など、多くのわざに支えられている。

また、かつての花街である島原は、太夫文化を伝えるまちとして存在感を示している。



ウ 京の地蔵盆 【平成 26 年（2014）11 月選定】

～地域と世代をつなぐまちの伝統行事～

毎年 8 月中旬から下旬にかけて行われる伝統的な民俗行事である「地蔵盆」。町内安全や子どもの健全育成を願う町内の行事として、時代とともに変化しながら受け継がれ、地域コミュニティの活性化に重要な役割を果たしてきた地蔵盆は、京都をはじめとする近畿地方で盛んに行われている。

お地蔵さんを飾り付け、お供えをして祀り、その前で子どもたちが集まり遊ぶスタイルが一般的で、子どもたちにとって夏休みの最後を飾る行事となっている。



エ 京のきもの文化 【平成 28 年（2016）2 月選定】

～伝統の継承と新たなきもの文化の創出～

京のきもの文化は、平安時代から宮廷を中心とした「みやびの文化」、また茶道・華道といった我が国固有の文化とともに発展した。「西陣織」や「京友禅」をはじめとする伝統産業は、生産工程の分業が特徴で、高い技術は世界的に認められている。京都では、和の文化の象徴ともいべき伝統と格式を備えたきものが、維持継承されている。一方で現代的なファッション感覚で気軽にきものを楽しみたいというニーズが高まっている。



オ 京の菓子文化 【平成 29 年（2017）3 月選定】

～季節と暮らしをつなぐ、心の和～

京の菓子は、季節の移ろいをことさら大切にする精神性のもとに生まれ、旬の素材を使うだけでなく、意匠で季節を先取りして表現している。四季折々の美しい情景を映し出した菓子は、季節や年中行事に思いを巡らせるとともに和の文化を楽しむことを思い起こさせ、日々の暮らしの中で単なる食べ物にとどまらない役割を果たしている。菓子のあるところには会話があり、人と人との間に和やかな雰囲気をもたらす。京の菓子文化には、次の季節を待つ楽しみを家族や友人、客人と分かち合い、会話を弾ませる心遣い、おもてなしの精神が受け継がれている。



カ 京の年中行事 【平成 30 年（2018）3 月選定】

～季節・暮らし・まちを彩る生活文化～

年中行事には、お盆など日本の民俗に根差したもの、祭礼に伴うものなどがあり、それぞれにまつわる食べ物やしつらい、しきたりなどを伴いながら、京都の暮らしを彩り、暮らしの中に育まれてきた。日々の暮らしの中で、楽しみや安らぎをもたらしてきた年中行事は、無病息災を祈り、神仏や自然への畏敬の念を深めることを通じて人々の心を豊かにするとともに、家族とのふれあいを深め、さらに、地域コミュニティの活性化、地域経済・ものづくりの継承・発展につながっている。



(イラスト：松平莉奈)

(5) まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成 28 年（2016）1 月創設）

“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”制度は、京都の歴史や風土等を新たな視点でより分かりやすく、より深く伝えるもので、京都文化遺産を個々に捉えるのではなく、京都の地域社会（まち）や、人、匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに基づくテーマを決め、そのテーマに関連する集合体として認定するものがある。本制度による認定を受けて地域の多彩な魅力が改めて注目され、市民によるまち歩き等にも活用されている。令和 2 年 4 月（2020）現在、次の 10 件を認定している（図表 104）。

なお、本制度は、本市において、独自の視点で国の「関連文化財群」を捉えた制度といえる。

図表 104 <“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”認定テーマ一覧>（令和 2 年（2020）3 月現在）

○ 北野・西陣でつづられ広がる伝統文化	【平成 29 年（2017）3 月認定】
○ 山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化	【平成 29 年（2017）3 月認定】
○ 世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り	【平成 29 年（2017）3 月認定】
○ 明治の近代化への歩み	【平成 30 年（2018）3 月認定】
○ 千年の都の水の文化	【平成 30 年（2018）3 月認定】
○ 京町家とその暮らしの文化	【平成 30 年（2018）3 月認定】
○ いまも息づく平安王朝の雅	【平成 31 年（2019）3 月認定】
○ 千年の都を育む山と緑	【平成 31 年（2019）3 月認定】
○ 京の商いと祇園祭を支えるまち	【令和 2 年（2020）3 月認定】
○ 京と大阪をつなぐ港まち・伏見	【令和 2 年（2020）3 月認定】

ア 北野・西陣でつづられ広がる伝統文化【平成 29 年（2017）3 月認定】

学問の神様で知られる北野天満宮を中心に信仰を集めてきた「北野」と世界に誇る織文化などを育んできた「西陣」。まちの魅力が多くの人々をひきつけてきた北野・西陣には、人々の深い信仰心によって守られてきた寺社やまちなみのほか、西陣で培われたものづくりの文化やそれを支えてきた地域コミュニティ文化、職住一体の住まいの中で育まれた暮らしの文化、さらに、北野天満宮の門前茶屋を起源とし、西陣の繁栄とともに発展した上七軒の花街の文化など、多様な市民文化がいまも息づき、京都を象徴する文化の一つとして、地域を越えて広がっている。

図表 105 主な構成遺産

北野天満宮、西陣織、上七軒の北野をどり、大報恩寺、船岡山、食文化 など



(写真) 北野天満宮

イ 山紫水明の千年の都で生まれた庭園文化【平成 29 年（2017）3 月認定】

山紫水明の豊かな自然に恵まれ、千年以上に亘り日本の政治・文化・宗教の中心として栄えた京都では、様々な時代の人々が、自然の中に心の感動と安らぎを求め、暮らしの中にも自然を取り込んできた。生活空間の中に自然美を追求するその精神は、作庭の技を育みながら、寺社など数多くの名園を生み出すとともに、町家の坪庭や山里の庭、玄関まわりの植栽、並木・街路樹など、至るところに息づいている。京都の庭園は、作庭した時代の思想や文化を映し出しながら、京都が歩んできた悠久の歴史を見る人に語りかけている。

図表 106 主な構成遺産

大覚寺大沢池、鹿苑寺（金閣寺）庭園、大仙院書院庭園、等持院東池（心字池）、杉本家住宅座敷庭 など



(写真) 等持院 東池



(写真) 杉本家住宅座敷庭

ウ 世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り【平成 29 年（2017）3 月認定】

人類は、その歴史を通じ、畏敬と畏怖の念を持ちながら火を操り、文明を築いてきた。1200 年を超えて都市であり続け、また、数々の大火を経験してきた京都には、愛宕信仰が生まれ、人々の心に深く刻まれた火伏せの思いは、市民の高い防火意識として今も生きている。また、千年の都として人々の信仰が集まる京都では、精霊迎え・送りや厄除け、祈願成就などのために行われる数々の祭りや行事が、火を重要な要素として執り行われている。京都の火の信仰と祭りは、先人の知恵と思いととも、世代を越えて大切に受け継がれている。

図表 107 主な構成遺産

嵯峨お松明、愛宕神社、京都五山送り火、松上げ、三栖の炬火祭、をけら詣り など



(写真) 広河原の松上げ

エ 明治の近代化への歩み 【平成 30 年（2018）3 月認定】

京都は明治維新で都の地位を失い、人口の3分の1が減少するなど、都市存亡の危機に直面したものの、市民ぐるみで困難に立ち向かい、全国に先駆けた小学校の創設や高等教育機関の開設、琵琶湖疏水の建設、日本初の事業用水力発電所の創業や電車事業の開始など、先進的な取組に挑戦して今日の発展の礎を築いた。将来を見据えて人を育て、産業を振興し、文化を創造した明治期における京都の歩みを再確認し、京都の特質やまちづくりの精神を改めて共有することで、これからの京都のあり方を考える契機となる。

図表 108 主な構成遺産

番組小学校、都をどり、学術振興、琵琶湖疏水、市電、平安神宮 など



(写真) ねじりまんぼ

オ 千年の都の水の文化【平成 30 年（2018）3 月認定】

三方を山に囲まれ、鴨川や桂川などの河川が流れる京都において、人々は度重なる水害と闘いながらも、良質で豊富な水の恩恵と平安遷都以前から発達させてきた用水技術等により、暮らしを育んできた。さらに、千年の都として、長らく日本の政治、文化、宗教の中心地として栄える中、野菜、酒といった食文化のほか、庭園や茶の湯、京友禅などの伝統文化、産業を育んできた。人々に命と豊かな文化、産業をもたらしてきた水に対する感謝の気持ちとその神聖な力に対する信仰心は、今も様々な形となって残っており、人々の心を豊かにしている。

図表 109 主な構成遺産

鴨川、高瀬川、京料理、京野菜、名水、清酒、京菓子、深泥池、神泉苑 など



(写真) 高瀬川

カ 京町家とその暮らしの文化【平成 30 年（2018）3 月認定】

京町家は、京都の美しい景観と四季折々の自然の中、都市やその近郊の住生活を通じ、様々な暮らしの知恵と工夫が積み重ねられ、それぞれの地域で多様な発展を遂げてきた。京町家は、その美しくリズム感のある外観が趣のある歴史的景観を形成するとともに、自然とともに住み、働き、学び、憩う空間として、家族や地域の絆を深めながら、様々な暮らしの文化を育んできた。京都のアイデンティティの象徴として、京都がこれからも世界の人々を魅了する都市であり続けるためにも、京町家とその暮らしの文化を未来に受け継いでいく必要がある。

図表 110 主な構成遺産

多様な町家建築、意匠、北山丸太、町家で生まれた暮らしの文化（おくどさん等） など



(写真) おくどさん

キ いまも息づく平安王朝の雅【平成 31 年（2019）3 月認定】

かな文字、和歌、物語、大和絵、寝殿造などが生まれた平安時代、京都は貴族を中心とした王朝文化の舞台となった、御所や離宮などの建造物や庭園、葵祭などの行事が、その時代の雅を今に伝えている。政治・儀式に必要な調度品や公家や貴族の身の回りの道具などのものづくりには、洗練された意匠が求められ、担った職人たちによって培われた匠の技は、時を越えて、現在の人々の暮らしに活かされている。後世から憧憬の対象として意識され、広く文化芸術活動に影響を与えてきた王朝文化の美意識は、京都の人々の心の中に脈々と息づいている。

図表 111 主な構成遺産

源氏物語、京都御所、賀茂祭（葵祭）、法界寺、曲水宴、鶴飼、京漆器、京扇子 など



(写真) 京漆器



(写真) 京扇子

ク 千年の都を育む山と緑【平成 31 年（2019）3 月認定】

平安京遷都の詔に“山川も麗しく”とあるように、千年の都の生命力の源は、京都盆地の三方を囲む「京都三山」（東山、北山、西山）である。これら里山は名水を湧出し、建材や燃料などの資源を供給しながら、自然と共生する文化を育んできた。信仰の対象や葬送地となった山々は、多様な宗教文化を生み出してきた。皇族などの隠棲地としても知られる山村は、雅な趣を伝えている。市街地から望む三山の姿は、庭園の借景など京都らしい景観を彩り、街中にある緑とともに、悠久の歴史を刻みながら、日常の暮らしに溶け込み、人々の心に安らぎを与えている。

図表 112 主な構成遺産

松尾山、比叡山、大文字山、糺の森、双ヶ岡、嵐山、京北、中川 など



(写真) 中川

ケ 京の商いと祇園祭を支えるまち【令和 2 年（2020）3 月認定】

祇園祭の山鉦が四方に見え、「鉦の辻」とも称される四条室町。また、下京の中核と認識され、「札の辻」或いは「四条町の辻」と呼ばれた四条新町。京都が商工業都市として発展する中心的役割を果たしてきたこれらの界わいは、商いのまちとして歴史を刻み続け、応仁・文明の乱により中断した祇園祭も町衆の手で再興を遂げた。ひと、もの、情報が交流し、商いと住まいが共存するこの地には、自治の気風と文化芸術に親しむところが培われてきた。いまま京都の中心として賑わい、数百年に亘る伝統とそれを受け継ぐところが息づいている。

図表 113 主な構成遺産

山鉦町、京町家、室町通、市中の山居、京都芸術センター、円山・四条派、山鉦巡行 など



(写真) 山鉦巡行



(写真) 室町通

コ 京と大阪をつなぐ港まち・伏見【令和 2 年（2020）3 月認定】

良質の伏流水と豊かな自然に恵まれた伏見は、古くから農耕が営まれ、豊穰を願う稲荷信仰の発祥の地とされ、平安時代には貴族の別荘・景勝の地として知られた。太閤秀吉による伏見城築城後、城下町・水運の拠点として栄え、その後も、大阪とつながる水路や街道が集まる港町・宿場町として発展した。幕末の戦禍の後、近代化が進む中、酒造りを中心に産業のまちとして復興を遂げる。激動の歴史の舞台である伏見には、数多くの史跡や風情あるまちなみとともに、魅力あふれる伝統文化がいまも息づいている。

図表 114 主な構成遺産

伏見港公園、御香宮神社、酒蔵群、指月伏見城、藤森神社駟馬、稲荷山 など



(写真) 酒蔵群

(6) 景観政策により指定する地区及び建造物

本市では、歴史的な町並みを守るため、京都市市街地景観整備条例に基づき、景観の保全や整備を図る地区を指定するとともに、それらの地区内の建造物及び景観法等で個別に指定する建造物の修理・修景に要する工事費用の助成を行っている。

ア 京都市市街地景観整備条例により指定している地区、建造物

○ 歴史的景観保全修景地区

歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについて指定している（図表 118）。令和 2 年 10 月現在、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区の 3 地区を指定している

○ 界わい景観整備地区

まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについて指定している。令和 2 年 10 月現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8 地区を指定している（図表 118）。

また、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建造物を界わい景観建造物に指定している（図表 115）。

図表 115 ザックホール
（下京区、界わい景観建造物）



○ 歴史的意匠建造物

歴史的な意匠を有し、市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっている建造物を歴史的意匠建造物に指定している。令和 2 年 10 月現在、107 件を指定している（図表 116）。

図表 116 大極殿本舗 六角店
（中京区、歴史的意匠建造物）



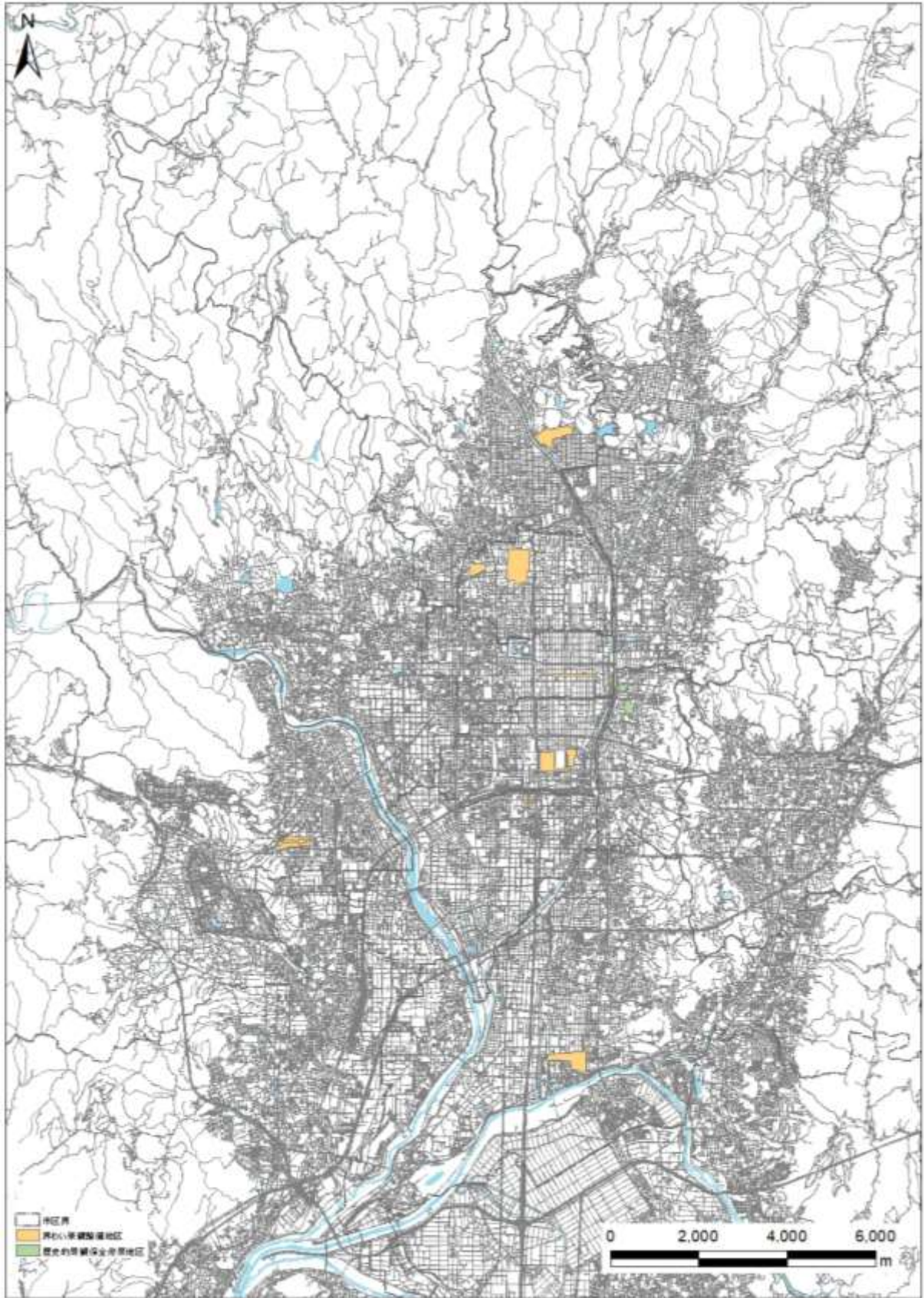
イ 景観重要建造物

景観法に基づき、景観計画区域内にある地域の個性ある景観づくりの核となる建造物の維持、保全及び継承を図ることを目的として、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な建造物を、景観重要建造物に指定している。令和 2 年 10 月現在、116 件を指定している（図表 117）。

図表 117 紫明会館
（北区、景観重要建造物）



図表 118 界わい景観整備地区，歴史的景観保全修景地区



(7) 京町家の保全・継承

京町家は、歴史の中で磨かれてきた美しい景観や、茶道・華道などの伝統文化、四季折々の自然や地域と共生する生活文化、洗練された精神文化の象徴であり、京都市民にとって貴重な財産である。本市では、平成 29 年 11 月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、京町家の所有者だけでなく、使用者や事業者、市民活動団体、市民、行政等、多様な主体が連携して京町家の保全・継承に取り組むことや、京町家の取壊しの危機を事前に把握

図表 119 杉本家住宅(K)



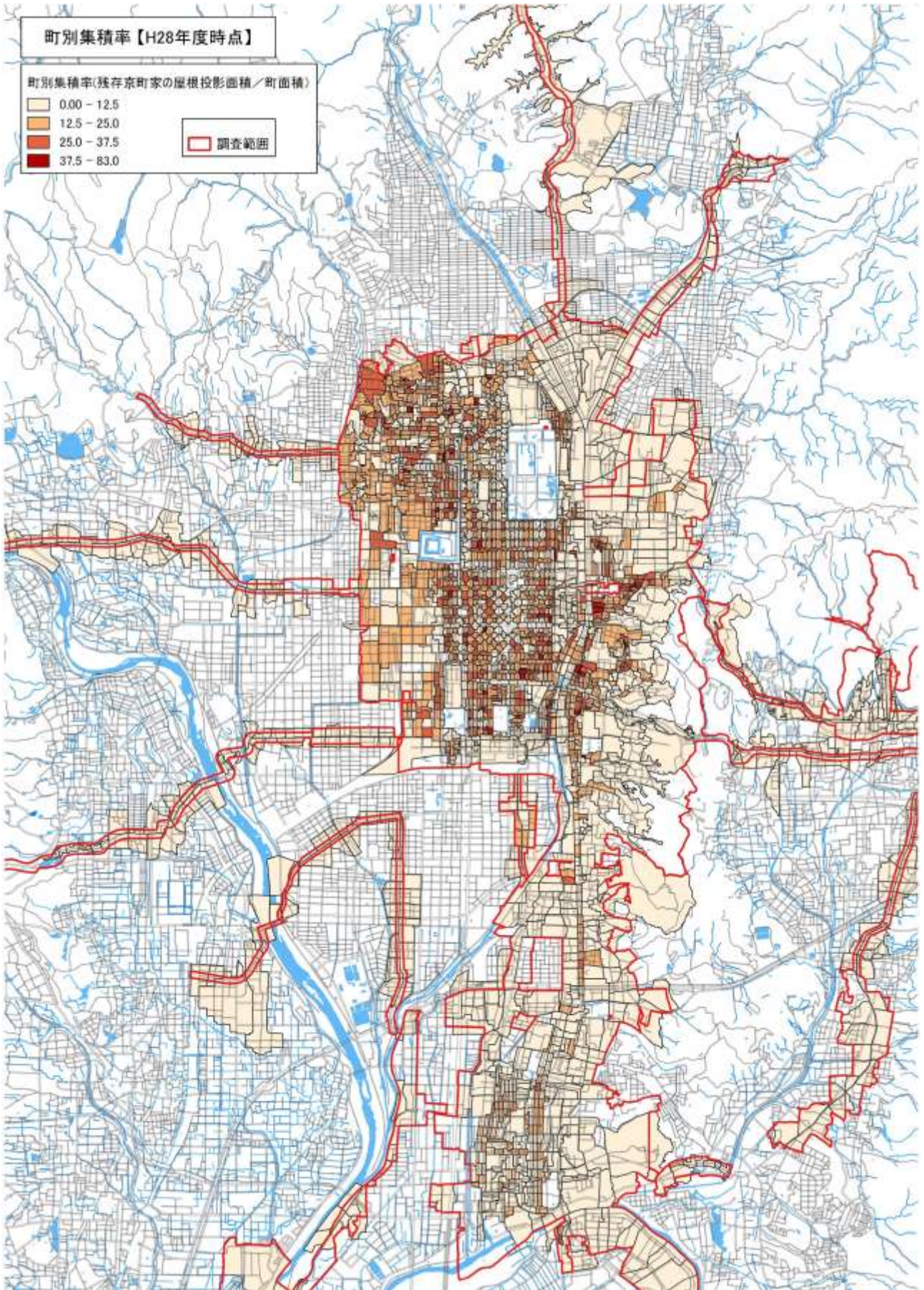
し、保全・継承に繋げるための京町家の解体に係る事前届出制度、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるための京町家の指定制度等を定めた。

さらに、これらの取組も含め、平成 31 年 2 月に「京都市京町家保全・継承推進計画」(図表 120)を策定し、京町家の保全・継承に関する様々な取組を総合的かつ計画的に推進している。

図表 120 京都市京町家保全・継承推進計画の概要

<p>1 基本的な考え方 「不動産流通市場の積極的な活用」と「地域の役割の重視」</p> <p>2 計画の期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間：平成 30 年度 (2018) ~ 令和 9 年度 (2027) ・ 対象地区：市内全域 ・ 対象とする京町家：右図参照 <p>3 計画の目標</p> <p>市内に存在する全ての京町家 (約 4 万軒) を対象に可能な限り保全・継承に結びつける。</p> <p>4 具体的な取組</p> <p>(1) 京町家に関する様々な情報の効果的な伝達</p> <p>京町家の保全・継承に関心が低い所有者であっても、京町家の保全・継承に向けた行動を起こしてもらえよう、きめ細かい情報の伝達を行うとともに、相談体制の拡充を行う。</p> <p>(2) 京町家の改修等に対する助成制度の創設</p> <p>条例に基づき取壊しの事前届出義務を課す京町家の改修等の工事に対する補助制度の創設や、京町家の耐震化に対する補助等を充実させ、京町家の形態・意匠の修繕や健全化にかかる負担を軽減する。</p> <p>(3) 京町家マッチング制度の整備・運用</p> <p>不動産業者・建築関連業者 (設計・施工等) の団体と市が連携し、所有者が安心して相談できる窓口を整備するとともに、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行うことにより、京町家の保全・継承を推進する。</p>	<p>京町家条例における京町家の定義</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和 25 年以前に建築 木造建築物</td> <td rowspan="2">3 階建て以下 一戸建て又は長屋建て</td> <td rowspan="2">必須条件</td> </tr> <tr> <td>伝統的な構造…「伝統軸組構造」や「伝統構法」と呼ばれる構造</td> </tr> <tr> <td>都市生活の中から 生み出された 形態又は意匠 (京町家の「形態又は意匠」 について、詳しくは ホームページで解説しています)</td> <td>平入りの屋根 通り庭…道に面した出入口から続く屋敷の形状の土間 火袋…通り庭上部の吹き抜け部分 坪庭又は奥庭 通り庭…道に沿って設けられた軒 格子 (伝統的なものに限る)…土間窓や京格子など 露地に接する外壁又は産簾</td> <td>+</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>いずれか 1つ以上を 有する</td> </tr> </table> <p>出典：京都市京町家保全・継承推進計画</p>	昭和 25 年以前に建築 木造建築物	3 階建て以下 一戸建て又は長屋建て	必須条件	伝統的な構造…「伝統軸組構造」や「伝統構法」と呼ばれる構造	都市生活の中から 生み出された 形態又は意匠 (京町家の「形態又は意匠」 について、詳しくは ホームページで解説しています)	平入りの屋根 通り庭…道に面した出入口から続く屋敷の形状の土間 火袋…通り庭上部の吹き抜け部分 坪庭又は奥庭 通り庭…道に沿って設けられた軒 格子 (伝統的なものに限る)…土間窓や京格子など 露地に接する外壁又は産簾	+			いずれか 1つ以上を 有する
昭和 25 年以前に建築 木造建築物	3 階建て以下 一戸建て又は長屋建て	必須条件									
伝統的な構造…「伝統軸組構造」や「伝統構法」と呼ばれる構造											
都市生活の中から 生み出された 形態又は意匠 (京町家の「形態又は意匠」 について、詳しくは ホームページで解説しています)	平入りの屋根 通り庭…道に面した出入口から続く屋敷の形状の土間 火袋…通り庭上部の吹き抜け部分 坪庭又は奥庭 通り庭…道に沿って設けられた軒 格子 (伝統的なものに限る)…土間窓や京格子など 露地に接する外壁又は産簾	+									
		いずれか 1つ以上を 有する									

図表 121 京町家の分布



出典：京都市京町家保全・継承審議会資料

(8) 歴史的建築物の保存及び活用

京都市内には、京町家等の伝統的な木造建築物や、鉄筋コンクリート造やれんが造の近代建築物等が多数存在し、それらの歴史的な価値を有する建築物は、歴史都市・京都の景観を形成し、文化を伝えている。

しかし、建築基準法では、国宝や重要文化財といった特に価値が高いと認められる建築物を除き、既存の建築物に増築や用途変更等の建築行為を行おうとする場合には、現行の建築基準法が定める規定に適合させる必要があり、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難となることがある。

そこで、本市では、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物（図表 122）について、安全性等の維持・向上を図る措置を講じることにより、建築基準法の適用を除外する「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を制定し、平成 24 年（2012）4 月から運用している。

平成 25 年（2013）11 月には、対象を木造以外の建築物にも拡大する条例改正を行い、条例の名称も「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」としている。

図表 122 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の対象となる景観的、文化的に特に重要な建築物

・景観重要建造物	・歴史的風致形成建造物	・歴史的意匠建造物
・界わい景観建造物	・伝統的建造物	
・府、市指定有形文化財	・国、府、市登録有形文化財	
・府暫定登録有形文化財	・京都を彩る建物や庭園（認定）	
・京町家条例に基づき指定された京町家		
・その他、上記の建築物に準ずるもので、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物		

図表 123 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制度を活用し保存活用された歴史的建築物の事例

龍谷大学深草町家キャンパス（小西邸）	
保存建築物登録年	平成 24 年
価値付け	景観重要建造物
概要・活用方法等	江戸末期建築の京町家を、伝統文化を肌で感じることができる学びの場（大学のサテライト施設）として活用するために建物用途を「住宅」から「大学」に変更し、あわせて増築等を実施。
工事種別	増築，大規模修繕，用途変更



外観

長江家住宅主屋北棟	
保存建築物登録年	平成 29 年
価値付け	市指定有形文化財
概要・活用方法等	江戸末期建築の京町家について、昭和 50 年代に内装改変されたものを改変以前の姿に戻す復原工事を実施。あわせて、旅館として活用するために水回りの増築等を実施。
工事種別	増築，大規模修繕，用途変更



外観（右側が主屋北棟）

旧小林家住宅	
保存建築物登録年	平成31年
対象建築物となる根拠	京都府指定有形文化財
概要・活用方法等	住宅として使用されていた建築物を飲食店に用途を変更して活用するため、修繕及び模様替えを実施。併せて、飲食店の機能を確保するため、厨房とトイレの整備を実施。
工事種別	用途変更，修繕，模様替え



外観

青蓮院大護摩堂外陣（旧大日本武徳会京都支部武徳殿）	
保存建築物登録年	平成25年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	上京区にあった旧大日本武徳会京都支部武徳殿を青蓮院の境内地（飛び地）である「將軍塚」へ解体移築（復原）のうえ、護摩堂として活用するため一部増築を実施。
工事種別	移転，増築



外観

東福寺本坊庫裏	
保存建築物登録年	平成26年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	当該建築物に付属する厨房の建替えを実施。あわせて、庫裏本体に耐震改修工事を実施し、建築物全体の保存活用を図る。
工事種別	増築



外観

紫明会館	
保存建築物登録年	平成28年
対象建築物となる根拠 ／価値付け	条例第2条第2項第1号キ／ 国登録有形文化財（活用後に登録）
概要・活用方法等	昭和初期に学校施設（教育会館）として建設された近代建築を事務所として継続利用するとともに、1階の一部を事務所から老人福祉施設に用途を変更。
工事種別	用途変更



外観

元京都市立清水小学校	
保存建築物登録年	平成30年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	小学校の校舎をホテルに用途変更して活用するため、既存の意匠や空間構成を保存しつつ、増築等によりホテルに必要な施設の整備を実施。
工事種別	用途変更，増築，修繕，模様替え

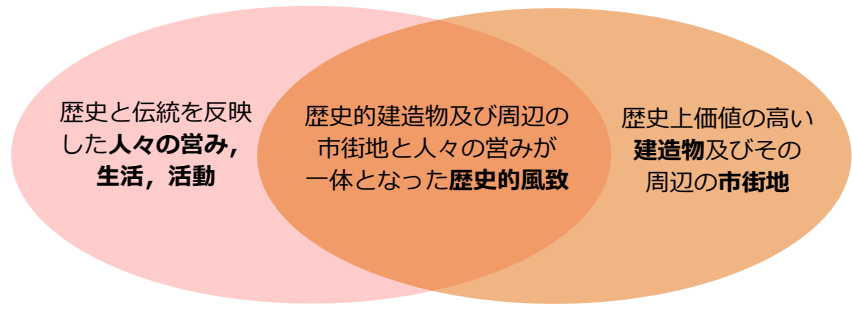


外観

(9) 歴史的風致維持向上計画(平成 21 年 11 月認定, 令和 3 年 3 月改定予定)に基づく取組

「歴史的風致」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている(図表 124)。

図表 124 歴史的風致の概念図



本市においては、歴史的風致維持向上計画において7つの歴史的風致を定め(図表 125)、これらを維持向上するまちづくりが進められているところである。

図表 125 京都市における歴史的風致

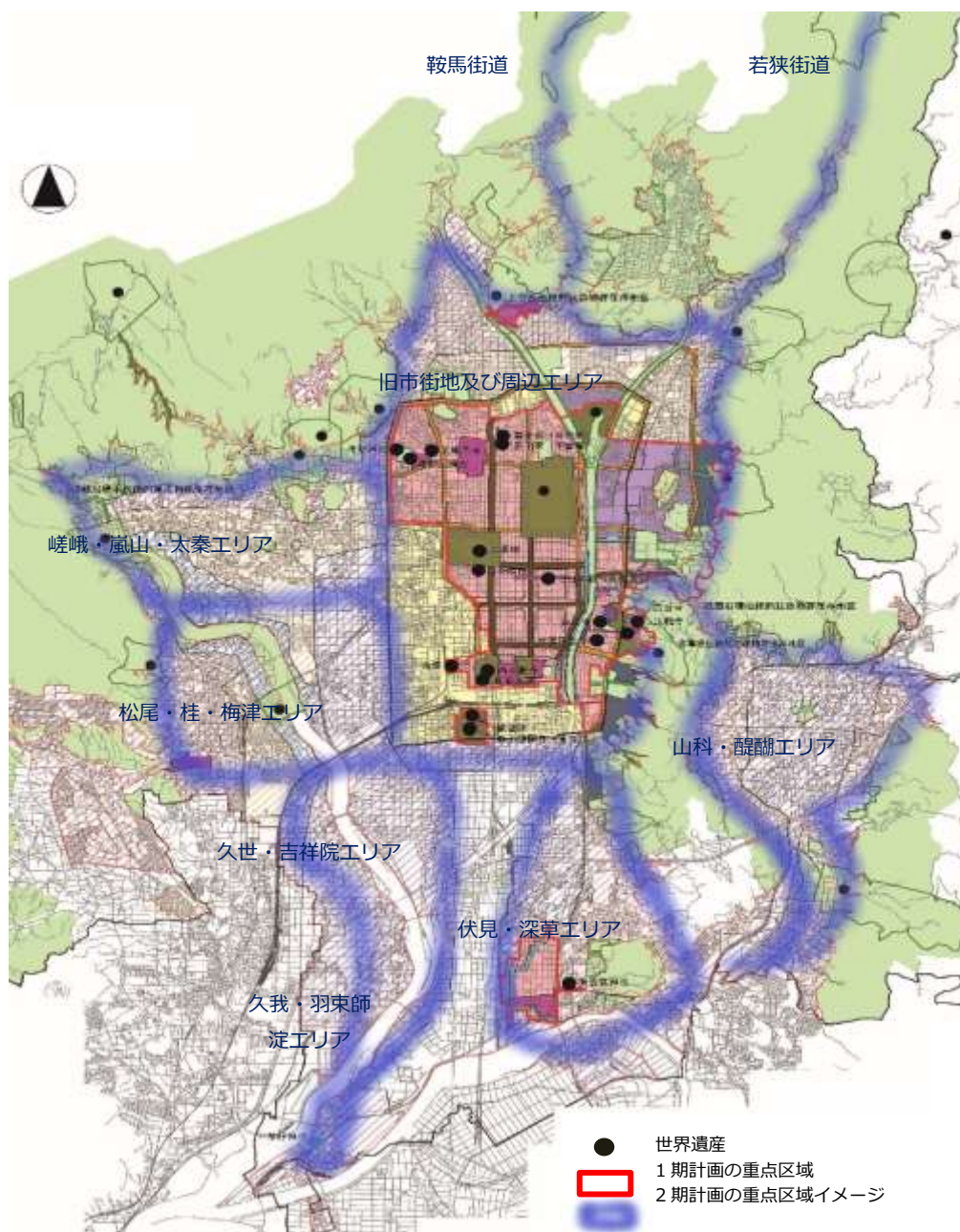
<p>祈りと信仰のまち京都の歴史的風致</p>	<p>京街道とその周辺の歴史的風致</p>
 <p>身近な祈りの場である寺社で奉納される民俗芸能や、世界遺産をはじめとする寺社に参詣する人々とそれを迎える門前町の人々の営みが受け継がれています。</p>	 <p>鞍馬や貴船, 大原, 山科盆地など京と密接に関わってきた旧街道沿いにおける、伝統に培われた祭礼や日々の暮らし, 生業が受け継がれています。</p>
<p>暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致</p>	<p>千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致</p>
 <p>四季を彩る祭りや年中行事, 京町家における暮らしの知恵など暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。</p>	 <p>周辺の山林や河川, 洛西用水や洛東用水などの農業用水, これらの水により潤される農地における祭礼, 山々や農地での生業が受け継がれています。</p>
<p>ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致</p>	<p>文化・芸術のまち京都の歴史的風致</p>
 <p>伝統を受け継いだ焼物や織物などのものづくりの場や問屋, 市場などにおける商い, 花街における踊りなどのもてなしの営みが受け継がれています。</p>	 <p>能・狂言や茶の湯, 生け花美術などの文化・芸術活動さらには道具商や和菓子づくりなど様々な文化・芸術活動を支える営みが受け継がれています。</p>
<p>伝統と進取の気風の地の歴史的風致</p>	
 <p>琵琶湖疏水における水辺の活動や近代の商業活動の継承など, 明治以降の近代化の推進による伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。</p>	

(出典) 京都市歴史的風致維持向上計画

同計画においては、市街地の大部分（核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地）を重点区域に設定し（図表 126）、景観政策とも連携しながら、ハード事業（公共空間の整備等）とソフト事業（伝統文化の活性化等）の両面による取組を進めている。また、重点区域内の歴史的な建造物であって、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて積極的に歴史的風致形成建造物の指定を行っている。

こうした動きと連携して、京都文化遺産の保存活用を一体的に進めていくことが、歴史都市としての京都の一層の魅力向上につながっている。

図表 126 京都市歴史的風致維持向上計画における重点地区



(出典) 京都市歴史的風致維持向上計画区

(10) 世界遺産・ユネスコ無形文化遺産への登録

優れた歴史性、文化性を有する京都文化遺産は、国内で文化財保護法、京都市文化財保護条例、その他の制度により保護が図られるとともに、世界に普遍的な価値を認められ、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産や無形文化遺産にも登録されている。

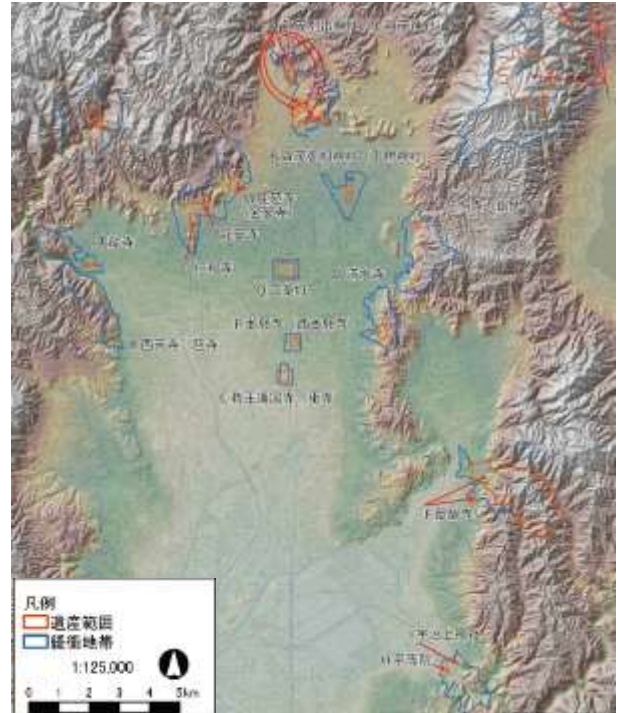
ア 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」

「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」（以下「古都京都の文化財」という。）は、17の構成資産からなる文化財群（京都市内には、14資産が所在）で、平成6（1994）年に、世界遺産として登録されている（図表127、図表128）。構成する各資産は、国宝や重要文化財に指定された198棟の建造物と、特別名勝や名勝に指定された12の庭園からなり、そのほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。

「古都京都の文化財」の世界遺産としての価値である顕著な普遍的価値は、「千年以上にわたる日本の文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性を示している」ことにあると評価されており、京都という地域のアイデンティティにとどまらず、広く我が国全体のアイデンティティとして、その文化の保全と発展に貢献している。

「古都京都の文化財」は、登録から約30年が経過しており、その間に世界遺産に関する保護の考え方も変化していることから、本市においては、「古都京都の文化財」の総合的な保存管理方針を示すとともに周辺環境も含めた一体的な保全を行うため、宇治市、大津市、京都府、滋賀県とともに、令和3年（2021）〇月を目指して、世界遺産「古都京都の文化財」の包括的保存管理計画の策定を進めている。

図表127 世界遺産「古都京都の文化財」構成資産の位置図



（出典）世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画（作成中）

図表128 世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産一覧

資産名	所在地	資産名	所在地
1 賀茂別雷神社	京都市北区	10 高山寺	京都市右京区
2 賀茂御祖神社	京都市左京区	11 西芳寺	京都市西京区
3 教王護国寺	京都市南区	12 天龍寺	京都市右京区
4 清水寺	京都市東山区	13 鹿苑寺	京都市北区
5 延暦寺	大津市、京都市左京区	14 慈照寺	京都市左京区
6 醍醐寺	京都市伏見区	15 龍安寺	京都市右京区
7 仁和寺	京都市右京区	16 本願寺	京都市下京区
8 平等院	宇治市	17 二条城	京都市中京区
9 宇治上神社	宇治市		

イ ユネスコ無形文化遺産

グローバル化の進展や社会の変容などに伴い、無形文化遺産の衰退や消滅などの脅威がもたらされるとの認識から、平成 15 年（2003）のユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の総会において、無形文化遺産の保護を目的とした「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択された。

この条約においては、締約国が自国内で無形文化遺産の目録を作成し、保護措置をとることや、また、国際的な保護措置として「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」を作成し、援助を行うことなどが定められている。

京都市に関連するものとしては、令和 2 年（2020）4 月現在、「山・鉦・屋台行事」及び「和食；日本人の伝統的な食文化」の 2 件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されている。

また、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」及び「風流踊（ふりゅうおどり）」の 2 件について、我が国として「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載に向けた提案を行っており、新たなユネスコ無形文化遺産としての登録が期待される。

○ 山・鉦・屋台行事

山・鉦・屋台行事は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉦・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。平成 21 年（2009）に「京都祇園祭の山鉦行事」が単独で登録されたが、その後、平成 28 年（2016）には、全国の同種の国指定重要無形民俗文化財とグループ化され、33 件を構成要素とする「山・鉦・屋台行事」として登録されている。

図表 129 祇園祭の山鉦巡行の様子



○ 和食；日本人の伝統的な食文化

和食は、日本独自の気候、風土の中で育まれてきた「自然の尊重」が土台となった日本人の伝統的な食文化である。

京都には長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されてきた京料理（図表 130）や、旬の野菜などを使ったおばんざいなど、さまざまな「京の食文化」が根付いており、本市、京都府、NPO 法人日本料理アカデミーなどが連携し、ユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組を推進した結果、平成 25 年（2013）に「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、登録されることとなった。

図表 130 京料理



○ 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」（提案中）

伝統建築工匠の技は、木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺・左官・板金・装飾・畳など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきたもので持続可能な開発にも寄与するものである。

現在、登録の提案がなされているのは、国の選定保存技術となっている17件であり、このうち7件に係る選定保存技術保存団体4団体が、京都市を拠点に活動している（図表131）。

図表 131 京都市内を拠点に活動する選定保存技術保存団体とその保持する技術

選定保存技術名	選定保存技術保存団体
檜皮葺・柿葺	(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会
茅葺	
檜皮採取	
屋根板製作	
建造物装飾	(一社) 社寺建造物美術協議会
畳製作	文化財畳保存会
装飾修理技術	(一社) 国宝修理装飾師連盟

○ 「風流踊（ふりゅうおどり）」（提案中）

風流踊は、広く親しまれている盆踊や、小歌踊、念仏踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能である。華やかな、人目を惹く、という「風流」の精神を体現し、衣裳や持ちものに趣向をこらして、歌や笛、太鼓、鉦などに合わせて踊る民俗芸能で、除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められている。祭礼や年中行事などの機会に地域の人々が世代を超えて参加する。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続く風流踊は、地域の活力の源として大きな役割を果たしている。

図表 132 京都の六歳念仏（中堂寺六斎）



今回の提案は、既にユネスコの無形文化遺産に登録されているチャッキラコ（神奈川県三浦市）の拡張を行うもので、京都市内で伝承される「京都の六斎念仏」（図表132）、「やすらい花」、「久多の花笠踊」の3つの重要無形民俗文化財（図表133）を含む全国の風流踊37件の登録が提案されている。

図表 133 「風流踊」としてユネスコ無形文化遺産への登録が提案されている京都市内の重要無形民俗文化財

文化財名	指定等区分等	保存団体
京都の六斎念仏	国指定（S58）	京都六斎念仏保存団体連合会
やすらい花	国指定（S62）	やすらい踊保存団体連合会
久多の花笠踊	国指定（H9）	久多花笠踊保存会

(11) 日本遺産の認定

「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形無形の文化遺産群を総合的に活用する取組を支援する文化庁の制度である。

京都市に関連するものとして、2件が認定を受けている。

ア 1300年つづく日本の終活の旅 ～西国三十三所観音巡礼～（令和元年（2019）5月認定）

生きとし生けるものは、いつか命の終わりを迎える。

そこで人は、自分らしい生き方、自分らしい最期を思い描く。

昨今では「終活」と称し、エンディングノートに感謝の言葉や希望の葬儀、お別れ会、遺産分配など人生を振り返って書き残し、憂い無く命を終える準備をする人が増えてきている。

しかし、そればかりが「終活」であるとは言いがたい。なぜなら、身の回りの整理ができれば、次は自らの命と向き合わなければならないからである。自分の人生と向き合うことは、老若男女関係なく、誰しもが通らなければならない道である。人は生まれ落ちた瞬間から終わりに向かって生きている。どれだけ健康で若かろうと、限りある今という瞬間をどのように生きるかを考えた時、自ずと終わりが意識される。その時、年代や性別、生活環境を超えて、不安に対する一つの支えとなるのが、日本人が1300年ものあいだ続けてきた、自分の人生に向き合う旅、西国三十三所観音巡礼なのである。

そして、今まさに、「究極の終活の旅」としての価値が見出されている。

図表 134 京都市内の構成遺産

・ 今熊野観音寺：	本堂（未指定）	十一面観世音菩薩（御前立）（未指定）
・ 清水寺：	本堂（国宝）	十一面千手千眼観世音菩薩（御前立）（未指定）
・ 六波羅蜜寺：	本堂（重要文化財）	十一面観世音菩薩（国宝）
・ 六角堂頂法寺：	本堂（市有形）	如意輪観世音菩薩（御前立）（未指定）
・ 草堂行願寺：	本堂（市有形）	千手観世音菩薩（御前立）（未指定）
・ 善峯寺：	本堂（府有形）	千手観世音菩薩（未指定）

イ 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水

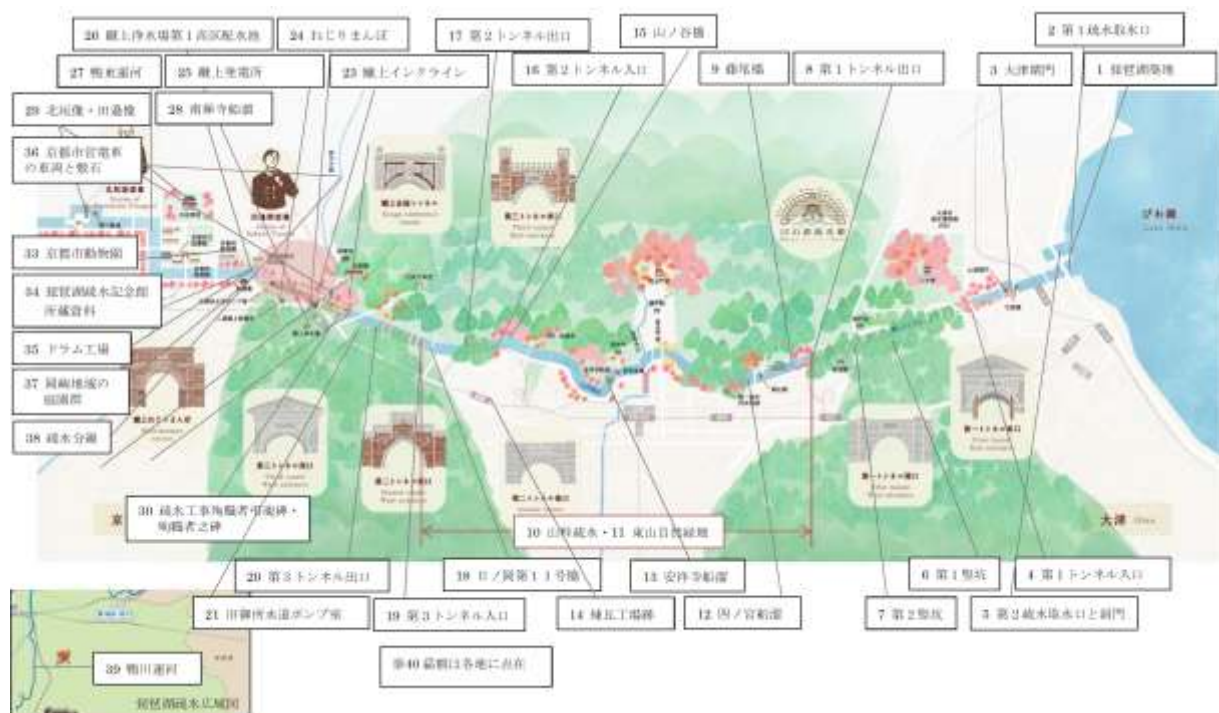
～ 舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつとき（令和2年（2020）6月認定）

今も京都に「命の水」を運び続ける琵琶湖疏水。遊覧船に乗り、疏水沿いを歩いて触れられるのは、明治の偉業から生まれた、京都と大津の知られざる魅力です。

明治維新の東京奠都によって、人口が大きく減少した京都の人々は、琵琶湖疏水の建設に、まちの再生の望みを託し、多くの困難を乗り越え、日本で初めて、日本人のみの手によって、この大土木事業を成し遂げました。豊富な水は水力発電、舟運、防火用水、庭園群、水道などに利用され、経済や産業、文化を発展させました。

京都を再生と飛躍に導き、現在のまちの姿を形づくった琵琶湖疏水は、今も京都と大津を繋ぎ、まちとくらしを潤し続けています。琵琶湖疏水を舟で遊覧し、沿線や施設を歩くことで、明治の時代のこの壮大な事業が、時を超えて今に息づいていることを、感じるができるでしょう。

図表 135 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 構成文化財の位置図



図表 136 琵琶湖疏水について

琵琶湖疏水は、事実上の東京遷都によって衰退する京都の復興のため建設された。その建設工事は、日本で初めて日本人のみの手によって成し遂げられた明治期日本を代表する大土木事業だった。

琵琶湖疏水の完成によって、琵琶湖から京都へ運ばれてくる豊かな水は、水力発電、舟運、防火用水、庭園用水、水道など多目的に利用され、京都の経済や産業、文化を発展させた。

京都を復興と発展に導き、現在の京都の礎を築いた琵琶湖疏水は、今もなおまちとくらしを潤し続けており、平成 30 (2018) 年には「びわ湖疏水船」が就航したことにより舟運が復活し、人気を博している。

<建設年代>

- 第1疏水 (疏水分線含む) : 明治 23 (1890) 年
- 鴨川運河 : 明治 27 (1894) 年
- 第2疏水 : 明治 45 (1912) 年

流域略図



第3章 京都市の歴史文化の特徴

京都市の歴史文化は、京都盆地とその周縁・周辺地域を育んだ豊かな自然と、千年を超える都鄙の歴史文化が織り成す暮らしの空間及び歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術、宗教など、多種多様な京都文化遺産が一体となったものである。

その特徴は、地域性、首都性、国際性、象徴性に求められ（図表 137）、これらが、市内外の多くの人々に、日本はもとより世界にも類を見ない歴史都市・京都のイメージを想起させると同時に、京都という都市それ自体に文化財としての普遍的な価値を与えている。

○ 地域性－豊かな自然が育む多様な地域の暮らし

山紫水明の自然に抱かれた平安京は、都市化とともに京の範囲を越えて北・東・西に広がり、その京外・洛外と京中・洛中がときに一体的、ときに相互補完的な関わりを保ちつつ、京都として発展してきた。また自然豊かな京都盆地の周縁・周辺には、平安京・京都を支え、平安京・京都に支えられた農山村が散在している。まちとむら、多様多彩な地域に暮らす人々とコミュニティが、地域の魅力的な歴史文化を今に伝えている。

○ 首都性－花の都・永遠の都

京都の歴史市街地は、千年以上にわたって都であり続けたことから、政治・経済・産業・文化・宗教・芸術・学術などの先端的な中心地であった。皇室・公家、武士、寺社、町衆等の多様な主体が創り出し、互いに交流することにより奥深い文化を生みだしてきた。都とその文化は、時代の変化や災害にしなやかに適応して生き延び、文化首都・京都の根幹となっている。

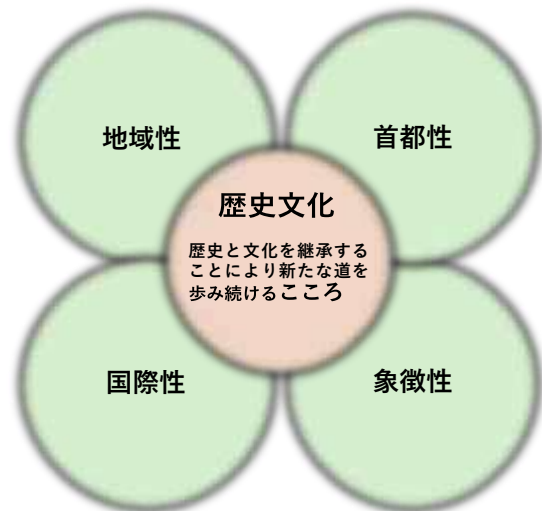
○ 国際性－世界とつながる京都

京都は、伝統を大切にしながらも、海外の文化や技術を受け入れて、独自の優れた文化を創造し、発展を遂げてきた。伝統と革新がともに息づく京都の文化もまた、地域を超えて、日本全体、さらに世界へ広がっている。世界から京都へ、京都から世界へという人・もの・情報の絶えざる交流は、創造的な文化首都・京都の基盤である。

○ 象徴性－日本の歴史文化の象徴

京都は、日本の歴史における中心的な場所であり、歴史の生き証人として今も日本の歴史文化を体現している。富士山が日本の自然の象徴であるように、京都は日本の歴史と文化の象徴である。日本を代表する歴史都市であることは、京都のアイデンティティの核心をなすとともに、京都に生きる市民の誇りや生き方にもつながっている。

図表 137 京都市の歴史文化



第4章 京都文化遺産の維持継承に関する課題・方針

京都文化遺産は、京都市の歴史文化の源泉であり、京都文化遺産を大切に守り、伝えていくことが、京都のまちを創造的に発展させる基盤となっている。

したがって、市民をはじめ多くの人が京都のまちと暮らしを楽しむことを通じて、身近なところから京都文化遺産に親しみ、理解することにより、京都のまちへの愛着を深め、京都文化遺産を社会全体で支えていくことが重要である。

平成 31 年（2019）3 月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について（答申）」においても、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」ことを基本理念に掲げ、京都文化遺産の価値を千年の未来に伝えていくために、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」の 4 つのキーワードで取り組むことが求められている。

本章では、京都市文化財保護審議会の答申や、昨今の社会状況、これまでの本市の取組状況を踏まえ、京都文化遺産を維持継承していくための課題を改めて整理し、本市が取り組むべき今後の方針等を示す。

1. 京都文化遺産の維持継承に関する課題

（1）「見つける」に関する主な課題

ア 京都文化遺産の調査

京都市内には、価値の高い文化遺産が数多く存在し、各々の地域が魅力的な歴史文化を有する。本市においては、これまでから建造物、美術工芸品等の所在の調査（図表 138）や、文化財の指定・登録等に合わせた歴史的価値の調査を行ってきたが、価値が高い京都文化遺産が、なお多く残されていると考えられる。特に古文書については、指定・登録文化財に関連する古文書であっても解読されていないものが少なくない（図表 139）。これらの京都文化遺産について、今後とも、計画的に調査を行っていくことが望まれる。

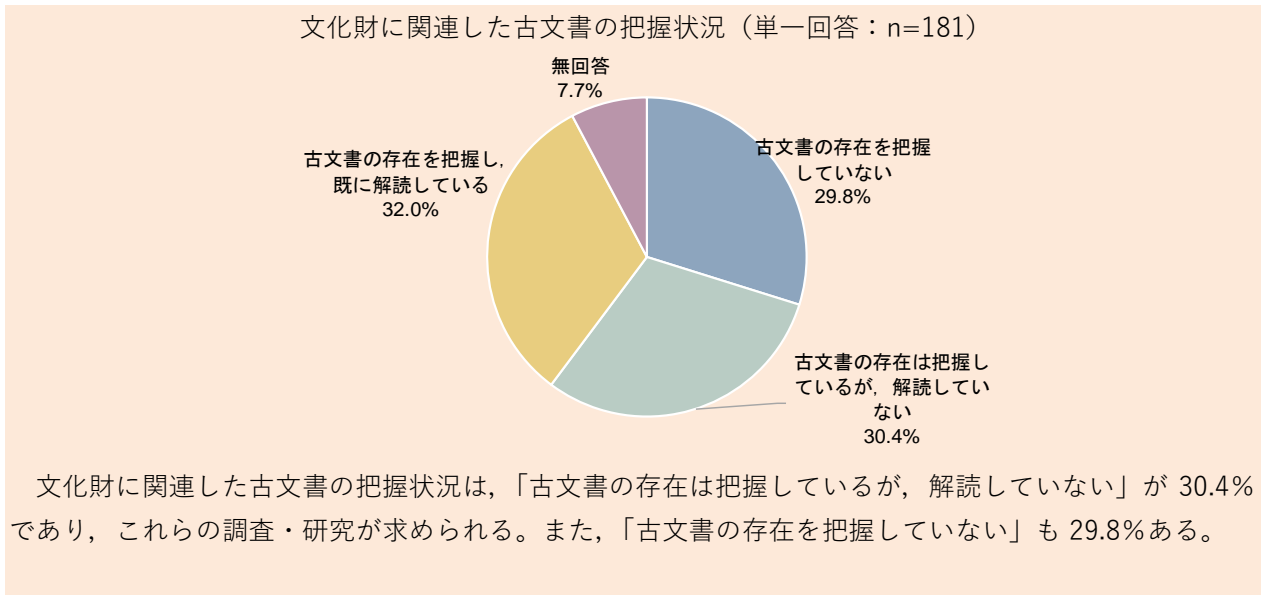
また、旧家等が保管する民俗資料や古文書、近代以降の産業遺産等、社会状況の変化により急速に失われる可能性があるものについては、早急な調査方法の検討を行い、所在の把握と保存の取組に繋げていく必要がある。

京町家や近代の建造物など、既に所在調査が行われているものについても、その貴重な価値が共有されず、時間の経過とともに失われているものもあり（図表 140～図表 141）、限られた資源で、継続的に追跡調査を行い、残存状況の現状を明らかにすることにより、その保存の必要性について、多くの人と共有を図っていく必要がある。

図表 138 京都市内でこれまでにに行われた文化遺産の所在調査等

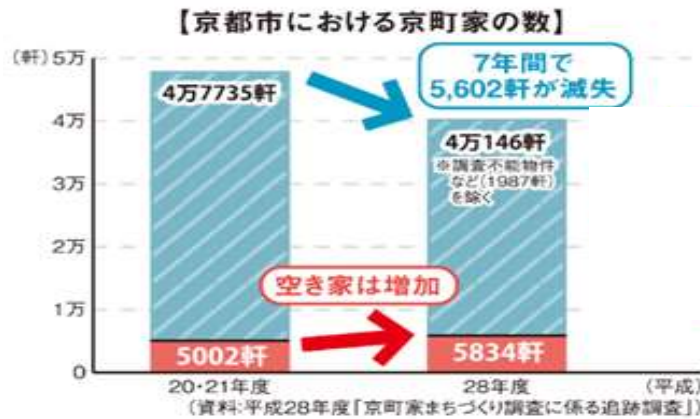
	調査等の名称	実施者	調査等の対象	調査期間	発行年
1	「重要美術品」認定作品総覧	日外アソシエーツ	美術工芸品, 建造物	S8~	H28.2
2	埋蔵文化財分布調査(遺跡地図) (令和元年度改訂版)	京都市	記念物(遺跡)	S40~	R2.3
3	埋蔵文化財調査	京都市	美術工芸品(考古資料)	S41~	毎年
4	京都の明治文化財 第I編 建築・庭園・史跡	京都府文化財保護基金	建造物, 庭園, 史跡		H43.5
5	京都の明治文化財 第II編 美術・工芸	京都府文化財保護基金	美術工芸品		S45.5
6	京都府の民家調査報告書(第六冊)	京都府教育委員会	建造物(住宅)	S44	S45
7	京都市文化観光資源調査会報告書	京都市文化観光資源調査会	美術工芸品(絵画, 彫刻), 巨樹名木		S48.3~ S54.3
8	京都府の民家調査報告書(第七冊)	京都府教育委員会	建造物(住宅)	S48	H50
9	京都の肖像彫刻 (京都府文化財保護基金)	京都府文化財保護基金	美術工芸品(彫刻)		S53.3
10	京都の江戸時代障壁画 (京都府文化財保護基金)	京都府文化財保護基金	美術工芸品(絵画)		S53.6
11	京都の美術工芸(乙訓・北桑・南丹編)	京都府文化財保護基金	美術工芸品	S52	S55.5
12	京都国立博物館 京都社寺調査報告	京都国立博物館	美術工芸品	S54~現在	毎年
13	京都の美術工芸(京都市内編 上)	京都府文化財保護基金	美術工芸品	S55~58	S60
14	京都の美術工芸(京都市内編 下)	京都府文化財保護基金	美術工芸品	S55~58	S61.10
15	京都府の近世社寺建築:近世社寺建築緊急調査報告書	京都府教育委員会	建造物(寺社)	S55~57	S58
16	京都の木(京都市文化財ボックス1)	京都市	巨樹名木	S57~59	S61.10
17	洛北の民家(京都市文化財ボックス4)	京都市	建造物(民家)		H1
18	史料 京都の歴史	平凡社	美術工芸品(古文書)		H3.1
19	『京の古代社寺』(京都市文化財ボックス10)	京都市	その他	S60~63	H6
20	京都市内年中行事祭事一覧	京都市	祭礼行事等		
21	全国神社祭祀祭礼総合調査		等	H5	H7
22	京の住まい(京都市文化財ボックス8)		家, 民家)		H10
23	京都府の民俗芸能(京都府民俗芸能緊急調査報告書)(京都府教育委員会)		等	H9~H11	H12.3
24	京都暮らしの大百科 まつり・伝承・しきたり カ月		等		H14.11
25	石標調査	京都市	その他(石標)	H13	H15.4
26	京都市の近代化遺産(産業遺産編)	京都市	交通, 産業, 公園, 官公庁舎	H8~H14	H17.7
27	京都市の近代化遺産(近代建築編)	京都市	建造物(産業, 寺社, 協会, 学校, 生活関連, 文化福祉, 住宅), 歴史資料	H8~H14	H18.6
28	都市緑化協会 HP 京の庭を訪ねて	京都市都市緑化協会	庭園		H18
29	柚の国一京北・文化財のしおりー 京都市文化財ボックス 第22集	京都市	美術工芸品(絵画, 彫刻, 工芸品), 建造物(官公庁舎, 交通, 住宅, 生活関連)		H20.3
30	京都府の近代和風建築	京都府教育委員会	建造物	H18~H19	H21.7
31	京都市埋蔵文化財重要遺物候補選定目録1	京都市埋蔵文化財研究所	美術工芸品(考古資料)		H22.3
32	京町家まちづくり調査	京都市・京都市景観まちづくりセンター・立命館大学	建造物(京町家)	H20.10~ H22.3	H23
33	京都を彩る建物や庭園	京都市	建造物, 庭園	H23~	
34	京都市内未指定文化財庭園調査(第1冊)岡崎・南禅寺界隈の庭の調査	京都市	庭園(岡崎・南禅寺界隈の庭)	H22~H24	H24.3
35	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	文化庁	庭園(近代)・公園		H24.6
36	京都市内未指定文化財庭園調査(第2冊)町家・民家の庭の調査	京都市	庭園(町家・民家の庭)	H22~H24	H25.3
37	名勝に関する総合調査	文化庁	名勝(市内では皇室等の庭園)		H25.6
38	近代仏堂(京都市文化財ボックス27)	京都市	建造物(寺社)		H25
39	京都鉦鉢のまつり	京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会	祭礼行事等	H22~24	H26
40	京都の地藏信仰と地藏盆を活かした地域活性化事業	京都の地藏信仰と地藏盆を活かした地域活性化事業実行委員会	祭礼行事等(地藏盆)	H25,H26	H25,H26
41	明治の橋(京都市文化財ボックス32)	京都市	建造物(交通)		H30
42	京都の祭と行事 365日	淡交社	祭礼行事等		H30.1
43	京町家の指定調査	京都市	建造物(対象とする京町家)	H30~	非公開

図表 139 文化財に関連した古文書の把握状況



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

図表 140 京町家の消失等の状況



（出典）京都市京町家・保全継承推進計画

図表 141 近代の建造物の消失等の状況

平成9年（1997）に調査した近代の建造物のうち約33%が平成27年（2015）までに消失

調査エリア	調査件数	消失件数	消失率
金融・商業	485	203	41.9%
住宅	862	307	35.6%
教育・文化	250	67	26.8%
医療・宗教	159	33	20.8%
行政・軍事	36	14	38.9%
製造業	147	57	38.8%
都市基盤	238	40	16.8%
合計	2,177	721	33.1%

（出典）松岡恵悟・飯塚隆藤「京都市における近代化遺産の存続・消失動向について—郊外の近代洋風住宅を中心に—」紀要『アート・リサーチ』16号（立命館大学，2016.3）を加工して掲載

イ 幅広い市民や大学、企業等との連携による調査・研究

本市においては、祇園祭や時代祭をはじめ、まちづくりの一環として京都文化遺産の維持継承の取組が進められてきたものも少なくない。

こうした取組の一層の浸透を図っていくためには、京都文化遺産の調査の段階から、幅広い市民が参画し、京都文化遺産の価値をまちの魅力として、さらに掘り起こしを図っていくことにより、それぞれのまちの誇りとして育ていくことが求められる。

一方で、京都文化遺産をそれぞれの地域に根付いた歴史や物語などの裏付けを行い、高い価値で発信していくためには、専門的な知識を有する研究者や高度な技術の保持者による正確な調査・研究が必要である。

本市においても、最新の測量技術(図表 142～図表 143)等も活用しながら、調査・研究を進めてきたところであるが、今後とも、調査・研究の一層の充実を図っていくためには、研究者や企業等と共同で事業や研究を実施するなど、調査・研究体制の一層の強化が必要である。

また、本市が研究者や企業等と連携して調査・研究を実施するに当たっては、それぞれの関係主体が相互に補完し合いながら、京都市全体として取り組むことができるよう、調査・研究の対象となる京都文化遺産の情報の共有を図るためのネットワークを構築することが求められる。

図表 142 航空レーザー測量の技術を用いて作成した周山城の東城の立体地図



図表 143 天皇の杜古墳群においてドローンによる測量を行い作成した鳥瞰図



(2) 「知る」に関する主な課題

ア 京都文化遺産を守ることの大切さについての理解

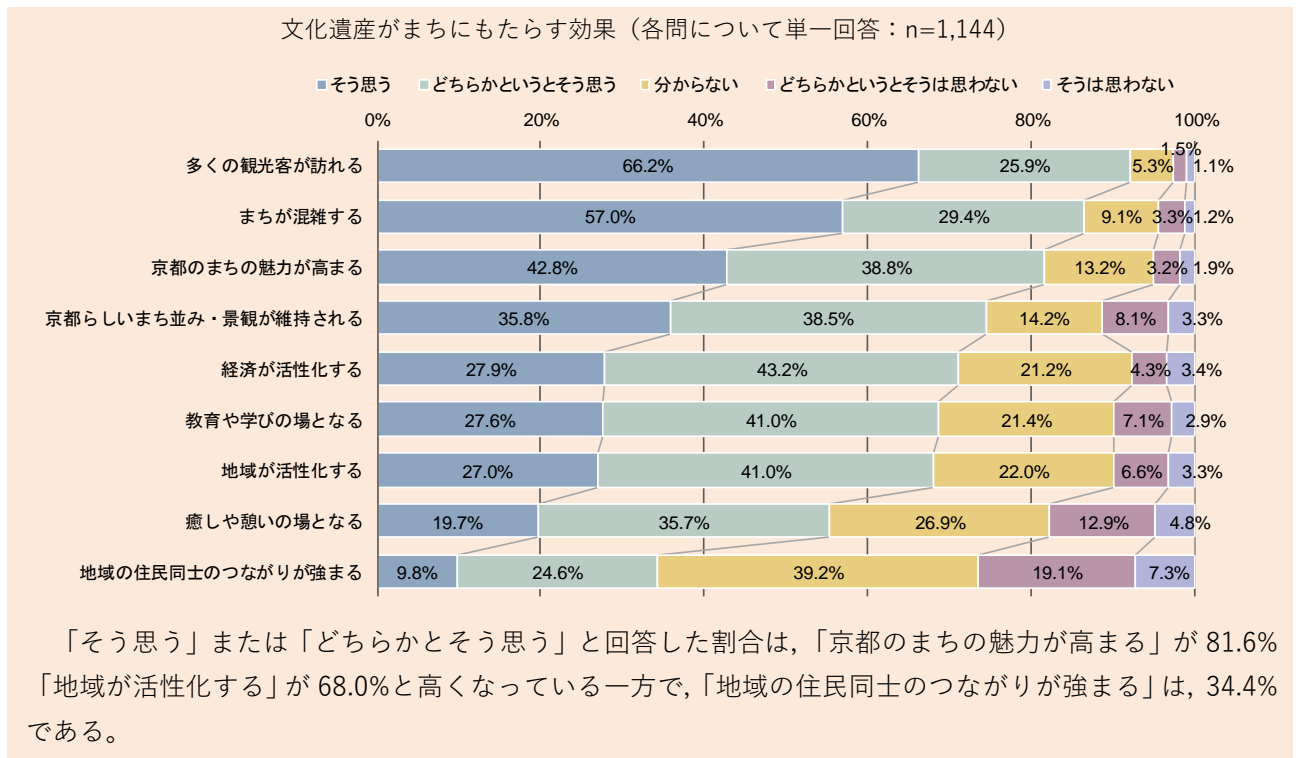
京都文化遺産を末永く未来に伝えていくためには、市民一人一人が京都文化遺産の担い手となり、持続的な維持継承に取り組むことが重要である。

京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査(市民意識調査)によれば、京都文化遺産をまちの魅力を高めるものと感じている人は多いが、京都文化遺産を地域住民同士のつながりを強めるものと感じている人は少ない(図表 144)。

このため、多くの市民が、地域のまちづくりの一環として京都文化遺産が維持継承されていることについて理解を深め、まちづくりに携わる中で、京都文化遺産を守っていくことが求められる。

また、末永く将来に渡り、多くの人に京都文化遺産の維持継承に携わってもらうためには、子どもやその親世代などの若年層を対象とした取組が重要である。市民意識調査では、若年層では、体験型のイベントへの参加を希望する割合が高い(図表 145)ことから、京都文化遺産の価値を身近に体験してもらう取組の充実を図っていくことが効果的な取組のひとつと考えられる。

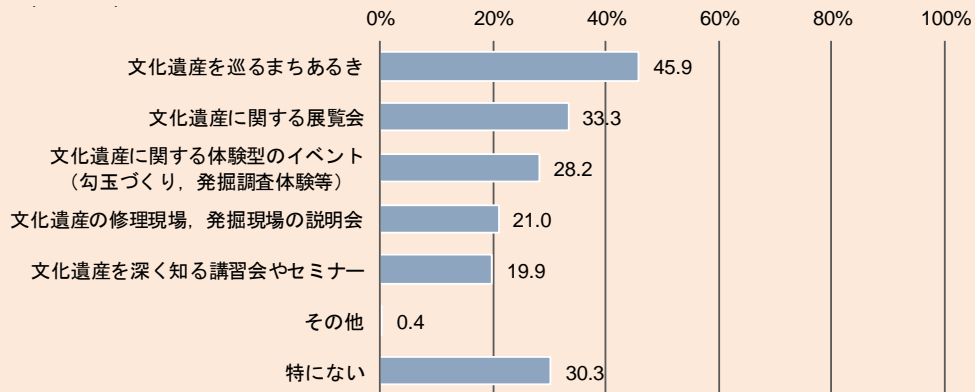
図表 144 文化遺産がまちにもたらす効果



(出典) 京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（市民意識調査）

図表 145 文化遺産に関するイベントへの参加希望

文化遺産に関するイベントへの参加希望（複数回答，n=1,144）



		全体	文化遺産を巡るまちあるき	文化遺産に関する展覧会	文化遺産に関する体験型のイベント (勾玉づくり, 発掘調査体験等)	文化遺産の修理現場, 発掘現場の説明会	文化遺産を深く知る講習会やセミナー	その他	特にない
全体		1144 100.0	525 45.9	381 33.3	323 28.2	240 21.0	228 19.9	5 0.4	347 30.3
年代	30歳未満	352 100.0	139 39.5	96 27.3	132 37.5	52 14.8	48 13.6	0 0.0	105 29.8
	30歳以上～ 60歳未満	427 100.0	196 45.9	145 34.0	133 31.1	98 23.0	79 18.5	2 0.5	135 31.6
	60歳以上	365 100.0	190 52.1	140 38.4	58 15.9	90 24.7	101 27.7	3 0.8	107 29.3

参加希望の最も高い文化遺産に関するイベントは、「文化遺産を巡るまちあるき」(45.9%)で、次いで、「文化遺産に関する展覧会」(33.3%)、「文化遺産に関する体験型のイベント（勾玉づくり，発掘調査体験等）」(28.2%)であった。年代別に見ると、「文化遺産に関する体験型のイベント（勾玉づくり，発掘調査体験等）」については、年代が低いほど、参加希望の割合が高く、30歳未満で37.5%となっている。

また、参加を希望する文化遺産に関するイベントは「特にない」とする割合が30.3%となっていることから、文化遺産に関心のない人に興味を持ってもらうための手法を検討する必要がある。

(出典) 京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（市民意識調査）

イ 幅広い京都文化遺産の支え手の確保

少子高齢化や世帯の小規模化が進行する昨今の社会状況において、幅広い人が京都文化遺産のファンとなり、維持継承の支え手となっていくためには、京都文化遺産の価値を多くの人に伝えられるよう、情報発信を充実させていく必要がある。

多くの市民は、手軽に情報を得られるホームページやSNSで文化遺産に関する情報を得るとしていることから（図表 147）、その利用の一層の促進を図ることが求められる。

一方で、様々な情報が溢れている現代社会においては、単に情報発信するだけでなく、京都文化遺産に強く関心を持ってもらえるような取組が重要である。これまでから本市が取り組んできた歴史や文化に関する企画展（図表 146）等の蓄積を活かして京都の奥深い魅力を知ることができるコンテンツの創出することや、市内にある様々なテーマの博物館等（図表 34）と連携して多様な興味に合わせて情報発信することが望まれる。

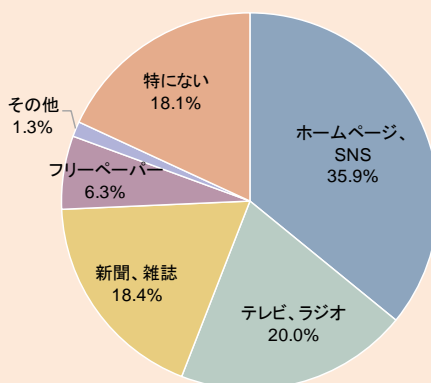
また、海外からの観光客に向けた多言語での情報発信や、障害のある方に配慮したバリアフリー化などの検討や、今後の将来を見据え、京都文化遺産のファンや支え手が、その維持継承への支援により積極的に関わってもらえるようなアプローチも必要である。

図表 146 令和元年度（2019）に実施した京都市歴史資料館企画展「京都市の文化財Ⅱ」



図表 147 文化遺産に関する情報を得るときに利用したい媒体

文化遺産に関する情報を得るときに利用したい媒体（単一回答：n=1,144）



文化遺産に関する情報を得るときに利用したいと思う媒体として 35.9%の市民が「ホームページやSNS」を挙げており、より一層の活用が求められる。

（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（市民意識調査）

(3) 「守る」に関する主な課題

ア 京都文化遺産の維持継承の取組の充実

市内には、貴重な京都文化遺産が、数多く残されており、所有者の尽力により維持継承が図られている（図表 148）。

これらの京都文化遺産について、散逸、滅失しないように、文化財として指定、登録等を行うことも、保護の観点から有効である。

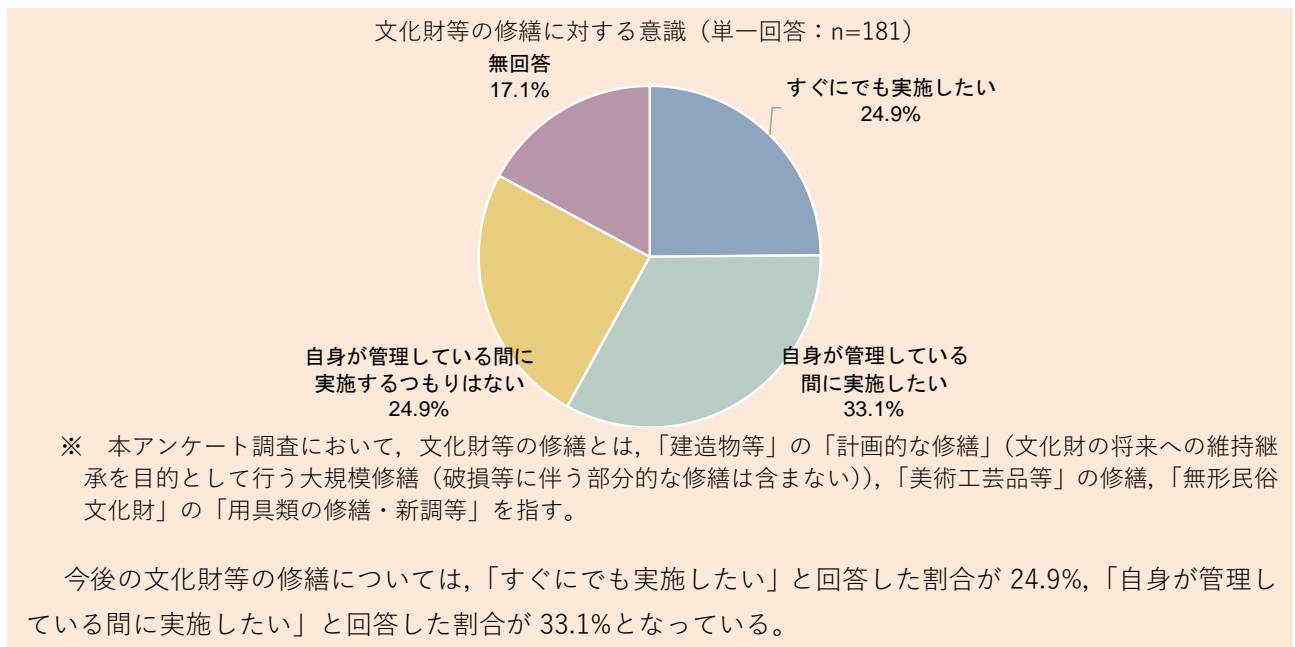
保護に際しては、相続時の経済的負担や担い手の不在など、昨今の社会状況の中で厳しい状況に置かれている文化財の所有者もいる（図表 149）ことから、修理に係る補助、融資や、税負担の軽減など、必要な支援を実施し、負担軽減を図っていく必要がある（令和 2 年 10 月現在の支援制度は図表 79～図表 81 のとおり）。

一方、様々な事情により文化財としての指定・登録等を受けていないものがあったり、相続人がいないことや、原材料の調達が困難なこと、保存のための技術が継承されないことなどから、文化財に指定・登録されても維持できないこともある。

こうしたものの維持継承に向けては、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの独自の制度を活用しつつ、まちづくりの施策や、伝統産業の施策とも連携を図りながら、取組の充実を図っていくことが求められる。

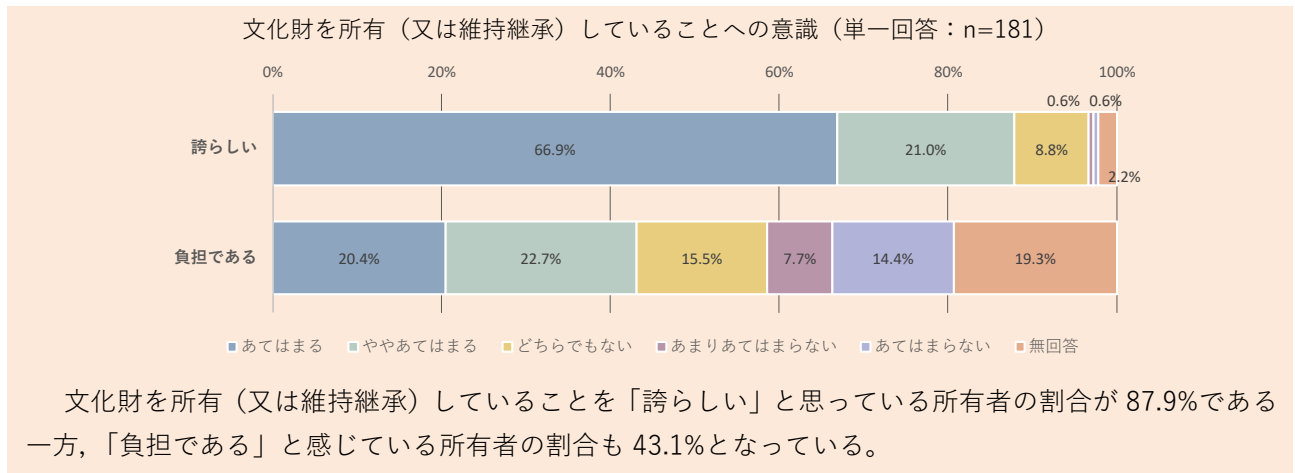
また、文化財保護法、京都市文化財保護条例による指定・登録等の対象となる文化財の定義や、文化財の保存活用の手法についても、時代とともに変化していくことから、持続的な保存を後押しするための制度改善について、国や府とも連携を図りながら、検討していく必要がある。

図表 148 文化財等の修繕に対する意識



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

図表 149 文化財を所有（又は維持継承）していることへの意識




（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

図表 150 茶室「有待庵」の保存の取組

<茶室「有待庵」の保存の取組>

「有待庵」は、明治維新三傑の一人である大久保利通ゆかりの茶室であり、令和元年5月に発見されたものである。取り壊される予定であったところを、歴史研究家に発見され、本市が所有者から寄付を受けて移築し、保存活用することとなっている。

有待庵は、いわゆる「文化財」としての価値が見出されているものではないが、専門家からその歴史的な価値に関する意見があったこと、所有者からも本市に寄贈する意向があったこと、解体寸前であったこと、建物の規模などを総合的に判断し、特別に保存活用することとなった。



茶室「有待庵」(内部)

イ 文化財，文化財公開施設等の修理

本市が管理する文化財や文化財公開施設（図表 153）の多くは，本格的な修理の時期を迎えており，名勝無鄰菴（図表 151）や元離宮二条城（図表 152）については，現在計画的な修理を進めているところである。

また，山科本願寺跡や豊楽院跡など，保存が求められる重要な史跡も多い（図表 154）。

美術工芸品や有形民俗文化財については，その散逸を防ぐため，所有者が維持しきれない場合の受入れや，災害時の受入れ等が求められている。

一方，京都市における受入れや収蔵・展示の拠点となっている歴史資料館及び考古資料館は，開設から 35 年以上が経過し，建物が老朽化するとともに，恒温・恒湿の保管庫など，博物館としての必要な機能が十分整っていない状況にある。加えて，収蔵品の増加により，市内 8 箇所に設置している収蔵庫を含めても，慢性的に保管スペースが不足する状況にある。

このため，貴重な京都文化遺産を関係主体が連携して散逸を防ぐための場所の確保や体制づくりが求められる。

新型コロナウイルス感染症の流行等に伴い，本市も非常に厳しい財政状況にあるが，これからの文化財の保存と活用の先進的な取組のモデルを提示していくためにも，今後の長期的な財政負担も考慮しつつ，特に実施すべきものについては，将来を見据えて着実に進めていく必要がある。

図表 151 名勝無鄰菴の母屋



図表 152 元離宮二条城本丸御殿の修理の様子



図表 153 京都市が管理する主な文化財，文化財公開施設等

・無鄰菴	・元離宮二条城	・深泥池生物群集	・上ノ山古墳
・旧三井家下鴨別邸	・京都市考古資料館	・雙ヶ岡	・旧武徳殿
・岩倉具視幽棲旧宅	・京都市歴史資料館		など

図表 154 買上げや保存を進める必要がある主な史跡等

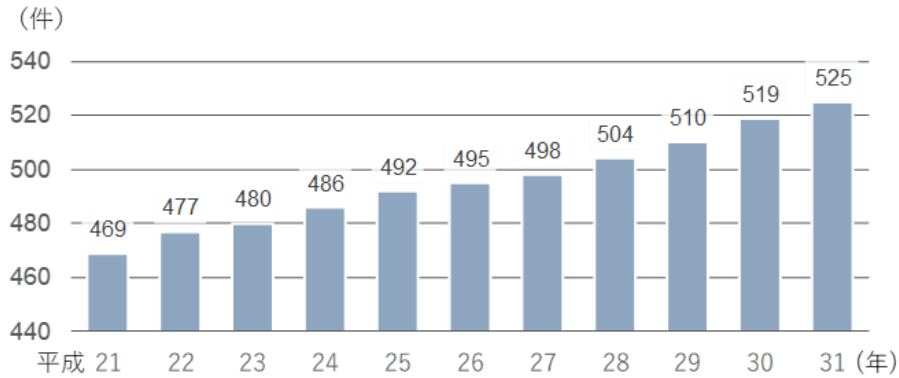
・山科本願寺	・鳥羽殿跡	・平安宮跡	内裏跡	朝堂院跡	豊楽院跡
・乙訓古墳群（芝古墳）	・檜原廃寺跡	・御土居			
・西寺跡	・醍醐寺境内（栢杜遺跡）				など

ウ 保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の抑制

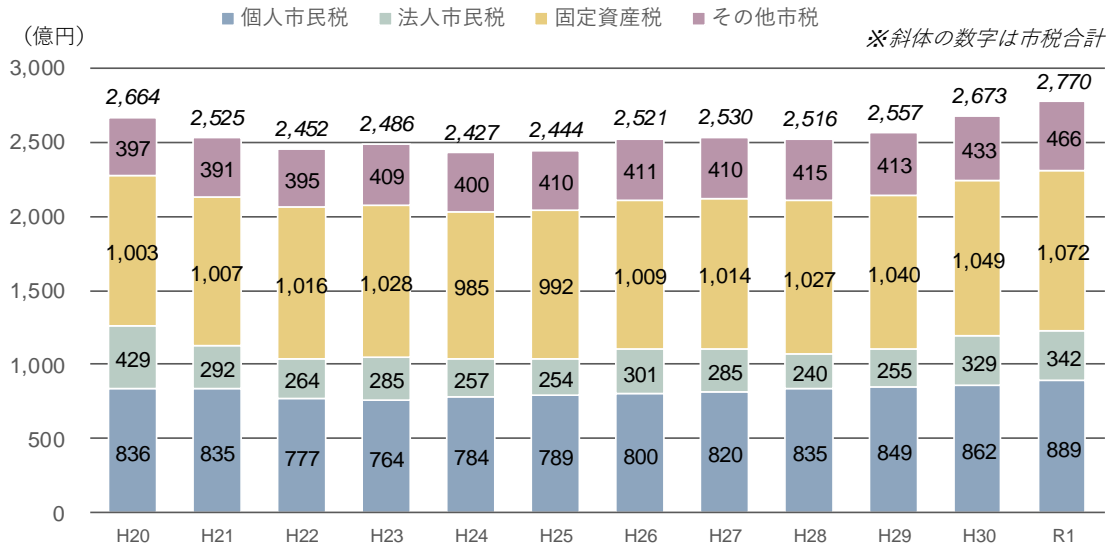
本市においては，既に膨大な文化財が集積しているとともに，これから文化財として指定・登録すべきものも数多く存在する（図表 155）ことが予想されることから，保存に係る財源の確保が大きな課題となる。

本市における平成 20 年度からの市税の推移は，図表 156 のとおりであり，今後の人口減少社会にあって税収の増加は見込みにくい。さらには，新型コロナウイルス感染症による財政状況への悪影響が見込まれる中，多角的な資金調達的手法を模索するとともに，適切な周期での修理，管理を実施するなどの取組により，長期累計の管理費用の抑制を図ることも必要である。

図表 155 京都市指定・登録文化財件数の推移



図表 156 市税の推移 ※教職員給与費移管分の影響を除く。



(出典) 令和元年度決算参考データ集を用いて作成

エ 京都文化遺産の担い手の確保

京都文化遺産の所有者は、地域住民等の協力を得ながら、維持継承の取組を進めてきた(図表 157)が、人口減少や地域社会におけるコミュニティの希薄化等の社会状況の変化に伴い、地域住民を中心とした担い手の確保は、厳しい状況にある。

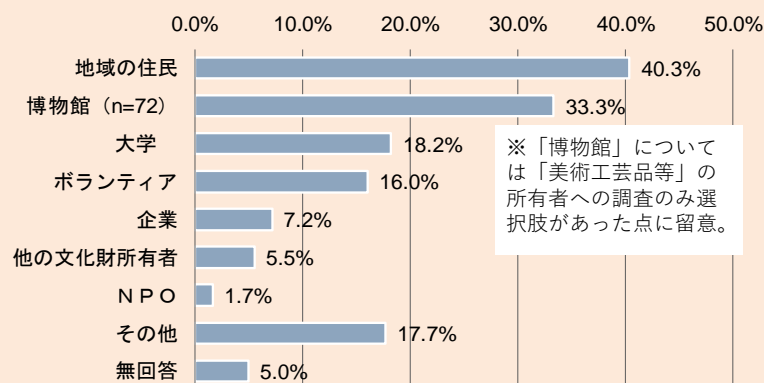
一方で、市内には、文化財の保存修理を生業とする職人や技術者が多いことに加え、これまでから京都文化遺産の維持継承に関わってきた市民も多く、住民が史跡の保存会を組織したり(図表 158)、学生や社会人が伝統行事の担い手として参画するなどの活動が行われている。

また、本市が古材文化の会や京都市景観・まちづくりセンター、京都府建築士会と連携して養成している「京都市文化財マネージャー」(図表 159)や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」等も活躍しており、こうした取組の輪を広げていくことが求められている。

さらに、京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査(図表 160～図表 161)によれば、京都文化遺産に関心を寄せる研究者、企業等や、観光消費等を通して京都文化遺産を支援したいと考える人も多く、これらの主体が京都文化遺産の維持継承の新たな担い手・支え手となるよう、検討を深めていく必要がある。

図表 157 文化財の維持管理を行ううえで協力を得ている先

文化財の維持管理を行ううえで協力を得ている先（複数回答：n=181）



維持管理を行ううえで関係者以外の人から協力を得ている先として回答があったものの割合は、「地域の住民」が40.3%で最も高い。

（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

図表 158 桂坂古墳の森保存会

<桂坂古墳の森保存会>

桂坂ニュータウン（西京区）中心部にある市指定史跡「大枝山古墳群」（通称「桂坂古墳の森」）は、6世紀後半～7世紀前半の円墳14基（うち1基は附指定）から成っている。当初ニュータウン開発によって消滅する運命であったが、開発会社が計画変更を英断し、約3.76haが古墳公園として整備されたものである。



大枝山古墳群特別公開の様子

長らくこの会社が所有してきたが、より確実な継承のため

平成23年（2011）に京都市が寄附を受けた。また、これに先立つ平成22年（2010）には、地元篤志の建設業者が大規模な清掃活動を行ったことに触発され、周辺住民による保存会が結成されている。

保存会では、日常的な見回り・清掃を行うだけでなく、SNSの開設や、春と秋の特別公開を自主的に企画・運営しており、公開時には自ら来場者への解説も行うなど、住民主体の継承活動を実践している。

図表 159 京都市文化財マネージャー

<京都市文化財マネージャー>

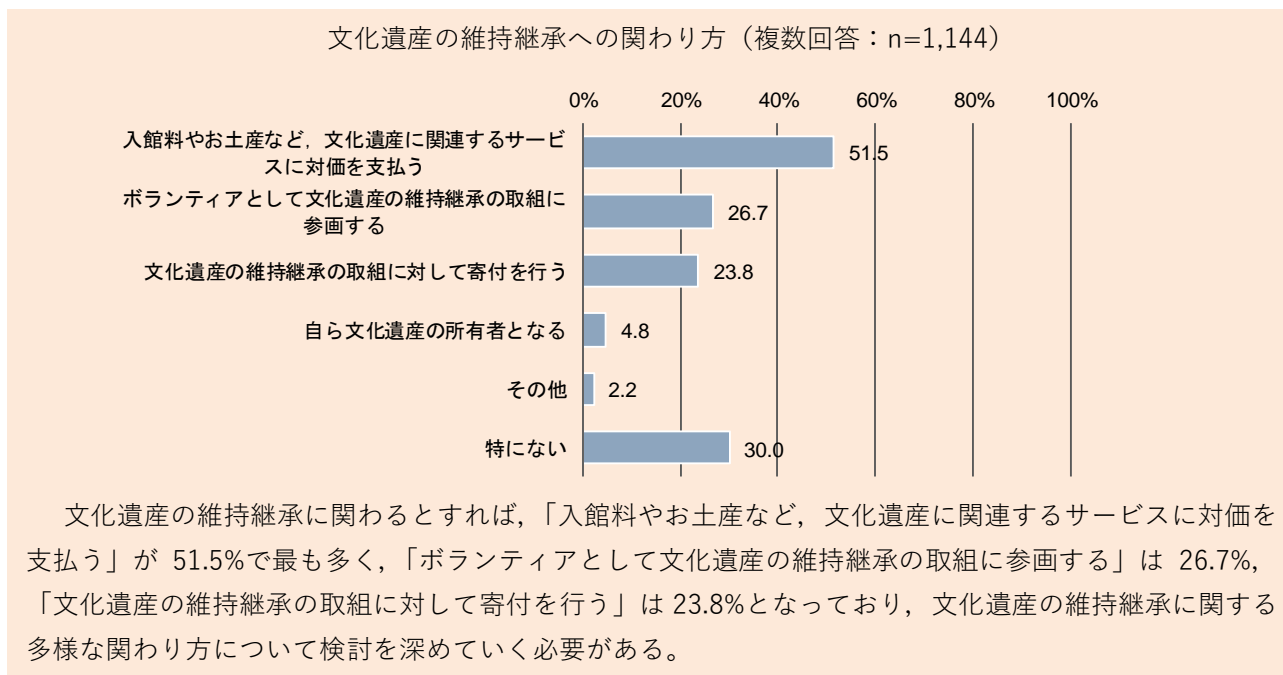
京都に数多く存在する歴史的建造物を中心とした文化財の調査や保存活用策を提案することができる専門的な人材の育成を目的として、平成20年度（2008）から、本市、NPO法人古材文化の会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実行委員会を設置（後に京都府建築士会も参画）し、育成講座等を実施している。



文化財マネージャーの育成講座の様子

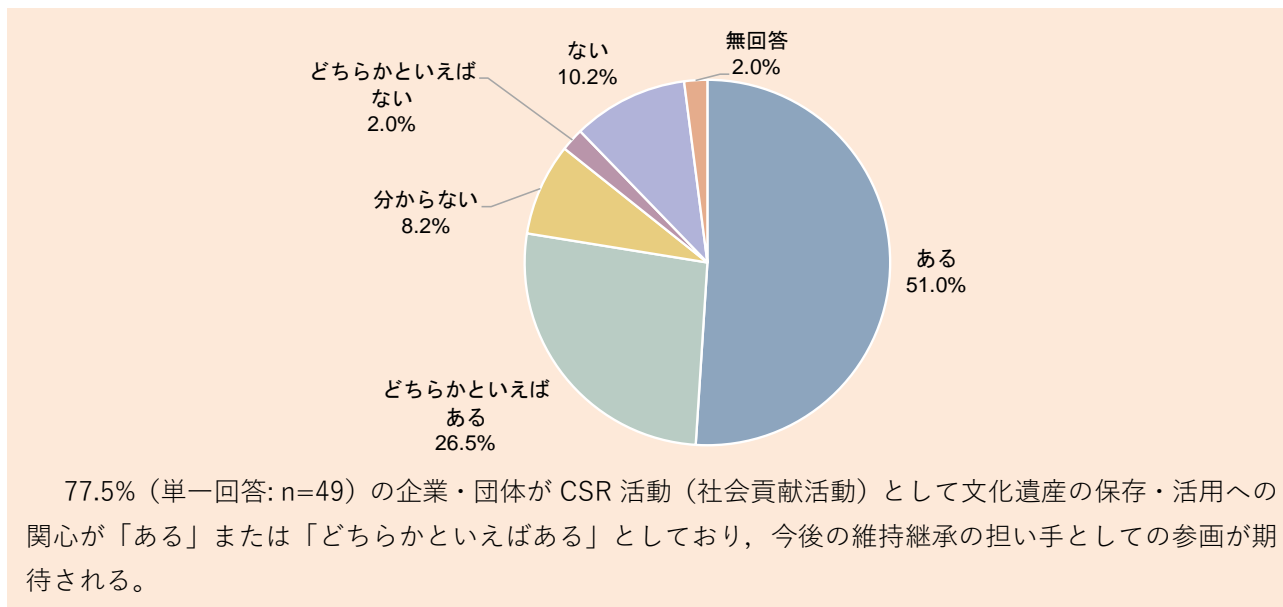
令和2年10月現在、369名が、京都市文化財マネージャーに登録されている。

図表 160 文化遺産の維持継承への関わり方



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（市民意識調査）

図表 161 CSR 活動としての文化遺産の保存・活用への関心



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（企業・団体への調査）

オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

京都の人々の生業やものづくりは、文化財の修理や暮らしの文化の維持継承にも重要な役割を果たしてきた。戦後の生活様式の急激な変化は、産業構造の大幅な変化と伝統的な生業やものづくりの従事者の減少をもたらしている。こうした中、令和 2 年度（2020）の新型コロナウイルス感染症の流行もあり、技術の継承や原材料の確保の困難が懸念されている。

とりわけ、北部山間地域の生業である林業における木材の需要減少により伝統建築や北山丸太等

の伝統産業が厳しい状況に置かれるとともに、森林に人の手が入らなくなったことや、シカの食害が増加していることなどから、祇園祭におけるチマキザサ、葵祭におけるフタバアオイ、五山送り火におけるアカマツ等の伝統行事を支えてきた植物も減少し、京都市内での安定的な入手が困難となっている。京都市では、市内産木材の需要拡大に向けた取組や、花脊地区におけるチマキザサ再生事業、大北山のアカマツ林の保全等に取り組んでいるところではあるが、関係部署の連携により総合的な対策を進めていくことが求められる。

伝統的なものづくりについても、厳しい状況にあるが、近年、京都のものづくりの技術が再評価される動きがあることから、京都の知名度を活かしたブランド化や、新たな分野への技術の活用を検討することにより、伝統の技術を現代の暮らしの中に根付かせ、需要の安定化を図っていくことが求められる。

また、西陣織に用いられる生糸や、京焼・清水焼に用いる土や釉薬等のように、京都のものづくりは、交易を通じて全国の産地、さらには世界の各地域から必要な原材料を入手することで成り立っているものが多いことから、これらの産地とも協力しながら、取り組んでいくことが求められる。

カ 防災・防火、防犯の対策

近年、初の特別警報発表の事例となった平成 25 年の台風 18 号や、京都の文化財に多くの被害をもたらした平成 30 年 7 月の豪雨等の自然災害が多発している。また、広く国内外に目を向けると、ブラジルの国立博物館、パリのノートルダム大聖堂、沖縄の首里城のように地域にとって大切な文化遺産が火災により焼失する事案が発生している。とりわけ、多くの人が集まる「都市」においては、地震、台風、火災等の災害が、甚大な被害をもたらす可能性があり、歴史都市である京都にとって、文化財への被害が、まちの大きな損失となりうる。

文化財所有者への意識調査においても文化財の管理状況に不安を感じている所有者も多い（図表 162）ことから、改めて文化財の防災・防火の対策の徹底が求められている。

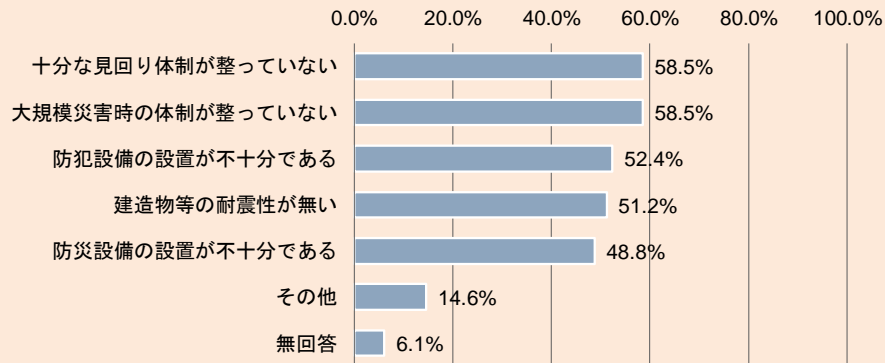
京都市内の文化財建造物の多くは、それ自体が木造、あるいは木造建造物が密集する地域に存在している建造物であり（図表 163）、火災に脆弱である。また、建築物の中に残されている未評価の美術工芸品や歴史資料等が、地震や火災に伴い滅失、散逸するおそれもある。このため、平常時から文化財所有者への防火・防災に対する注意を喚起するとともに、地域の住民、専門家、消防署・消防団などの文化財の関係機関の協力による文化財の災害予防や、文化財が被災した場合の応急措置なども含めた対策について検討を行っていく必要がある。

本市では、災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキュー体制」（図表 94～図表 95 図表 96）を推進しており、引き続き、消防訓練等の取組を通じて、一層の充実を図っていく必要がある。また、大規模災害の発生時には、広域での応援が受けられるよう、関係機関や他都市等との連携の仕組みの検討も必要である。

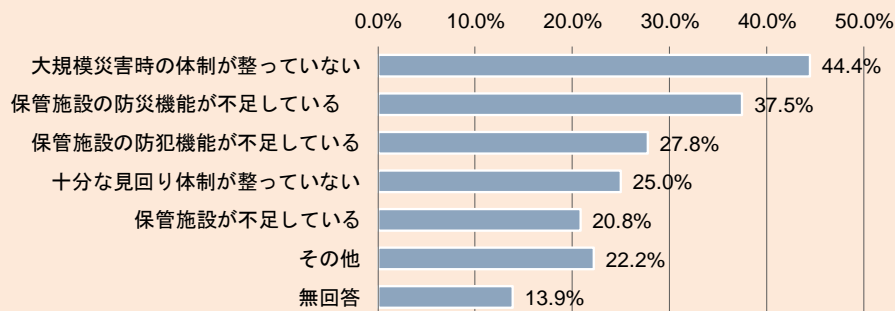
加えて、昭和 23 年（1948）3 月から令和 2 年（2020）5 月の間に、京都市において発生した文化財関係寺社等における火災の原因のうち 42%は「放火（疑いを含む）」であること（図表 164）や、近年、文化財を毀損する行為や文化財の盗難事件等が各地で発生していることなどから、防犯に係る備えも求められる。

図表 162 文化財に関する災害や犯罪に関して不安に感じること

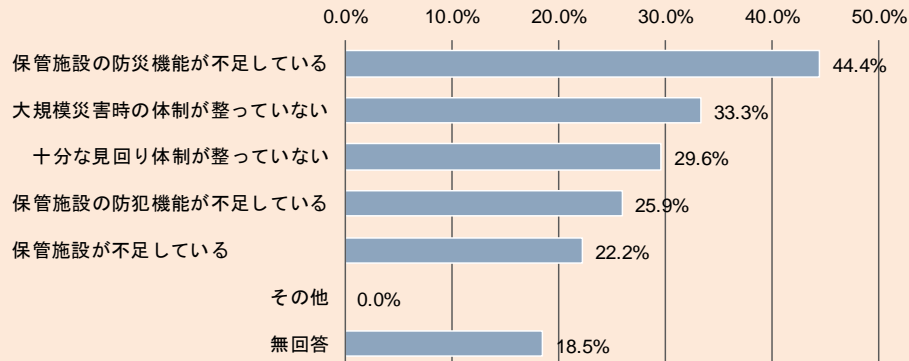
【建造物等】文化財に関する災害や犯罪に関して不安に感じること（複数回答：n=82）



【美術工芸品等】文化財を管理していくうえで不安に感じること（複数回答：n=72）



【無形民俗文化財】用具類の管理していくうえで不安に感じること（単一回答：n=27）

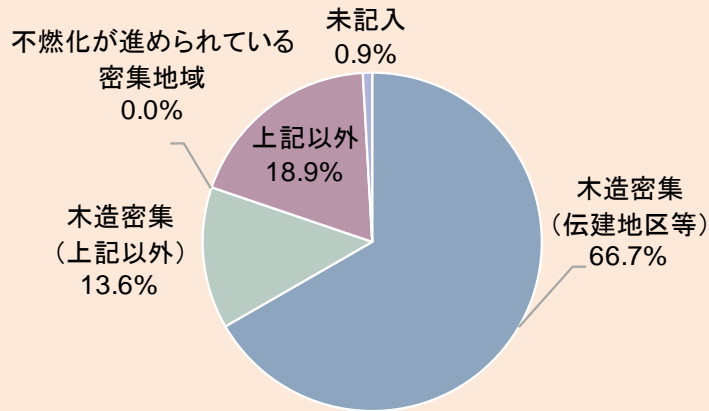


文化財の種別により多少傾向が異なるが、大規模災害時の体制が整っていないこと、防災設備の設置が不十分であること、見回り体制が整っていないこと、防犯設備の設置が不十分であることへの不安を感じている文化財所有者も多い。

（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

図表 163 京都市内重要文化財建造物の周辺状況

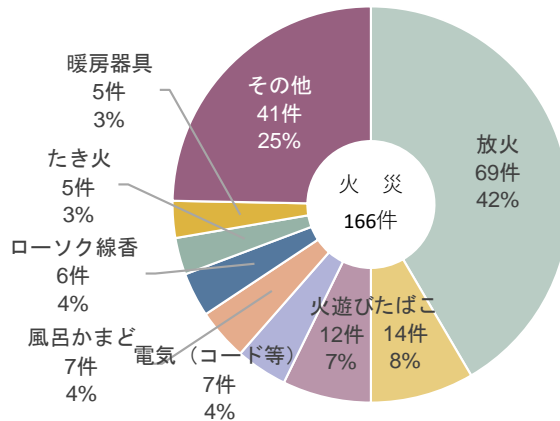
京都市内重要文化財建造物の周辺状況（単一回答：n=450）



国の重要文化財の所有者に対するアンケート調査によれば、京都市内の重要文化財の 80.2%が木造が密集する地域に存在している。

（出典）重要文化財の所有者に対するアンケート調査

図表 164 昭和 23 年（1948）3 月～令和 2 年（2020）5 月における文化財関係寺社等の火災の内訳



(4) 「活かす」に関する主な課題

ア 京都文化遺産の適切な活用

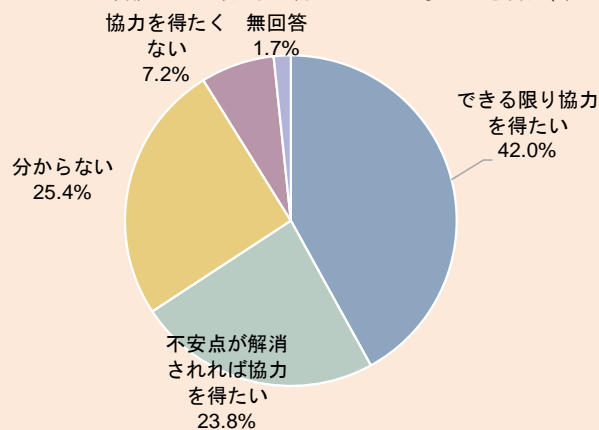
近年、京都文化遺産の維持継承の主体となっている地域コミュニティが希薄化する一方、京都文化遺産に関心を寄せる人が増えており、関係者の価値観も一様ではなくなっている。また、京都文化遺産に係る技術が発展する一方、原材料の調達が困難になっているものもあり、その保存活用の在り方も変化している。

こうした状況の中、京都文化遺産を末永く持続的に維持継承していくためには、多様な考え方を受け入れることにより、京都文化遺産に関わる多くの人が、その担い手となっていくことが求められる。

一方で、文化財所有者の意識調査（図表 165）によれば、多くの方から協力を得ることを望んでいるが、オーバーユース等の不安を感じる所有者もおられる。このため、京都文化遺産の活用の取組を進めていくうえでは、京都文化遺産に関心を寄せる多くの人々が京都文化遺産の適切な維持継承に向けた共通認識を持つとともに、京都の歴史や文化の理解につながる活用が行われるよう、関係者の意識の醸成を図っていく必要がある。

図表 165 文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることに対する意識

文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることに対する意識（単一回答：n=181）



文化財の維持継承のために外部からの協力を得ることについて、「不安点が解消されれば、協力を得たい」とする人が 23.8%、「分からない」とする人が 25.4%となっている。

（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

京都文化遺産は、京都のまちの営みや市民の暮らしの中で生み出され、それぞれが有する文化的・社会的・経済的価値を通じて豊かな社会の実現に寄与してきた（図表 166）。文化財は、その中でも特に価値が認められたものであるが、時代の経過により活用されることがなくなったものが、担い手の不在等により維持継承が図られなくなっている。

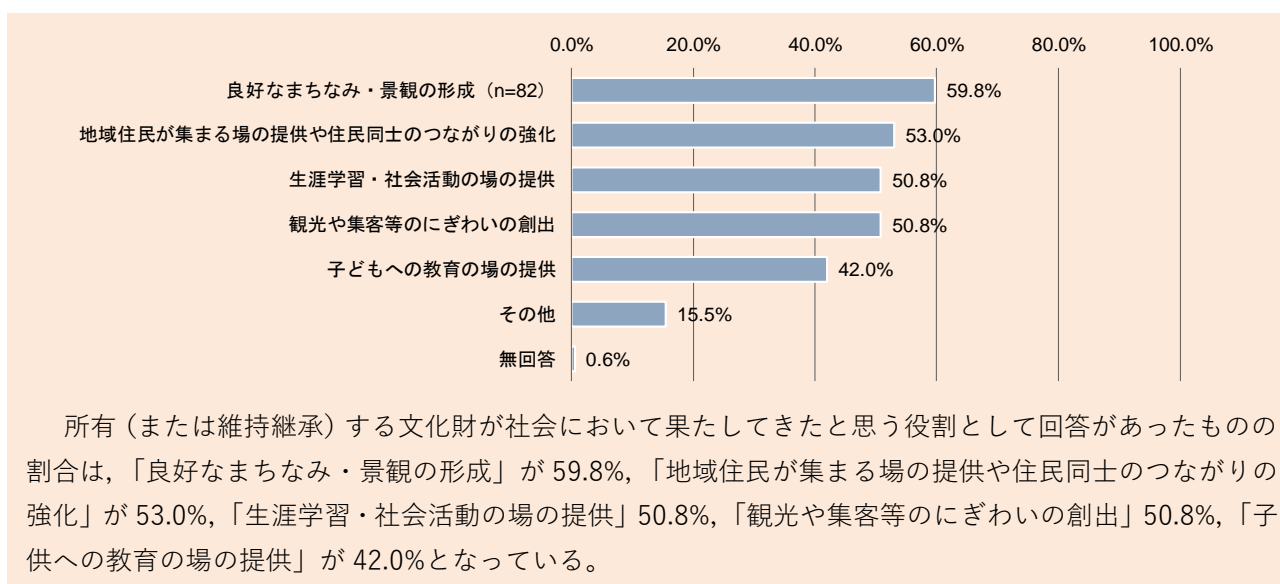
一方で、近年、京都文化遺産の重要性が再認識され、観光、ものづくり・産業、大学、教育・子育て支援、まちづくりなどの様々な分野にも活かそうとする動きが生まれている。

こうした動きに合わせて、指定、登録された文化財も含め、京都文化遺産の多様な価値を引き出すことを通じて、市民をはじめ多くの関係者が京都文化遺産を守ることの重要性に気づき、みずから手で日々の暮らしの中で伝えていくことが求められる。

京都文化遺産には、建造物、美術工芸品、民俗文化財、文化的景観、生活文化など、多種多様なものが存在し、それらの存在する場所や関わる主体についても、地蔵盆のようにそれぞれの地域に密着したものから、北部の山間地域に特有のものまで多岐に渡っている。

このため、それぞれの京都文化遺産の特性や、置かれた場所、関係者の状況に応じて、その価値を最大限活かせるよう、最適な手法による活用を目指すことが求められる。

図表 166 文化財が社会において果たしてきた役割（複数回答：n=181）



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査（文化財所有者の意識調査）

2. 京都文化遺産の維持継承に関する方針と具体的な施策

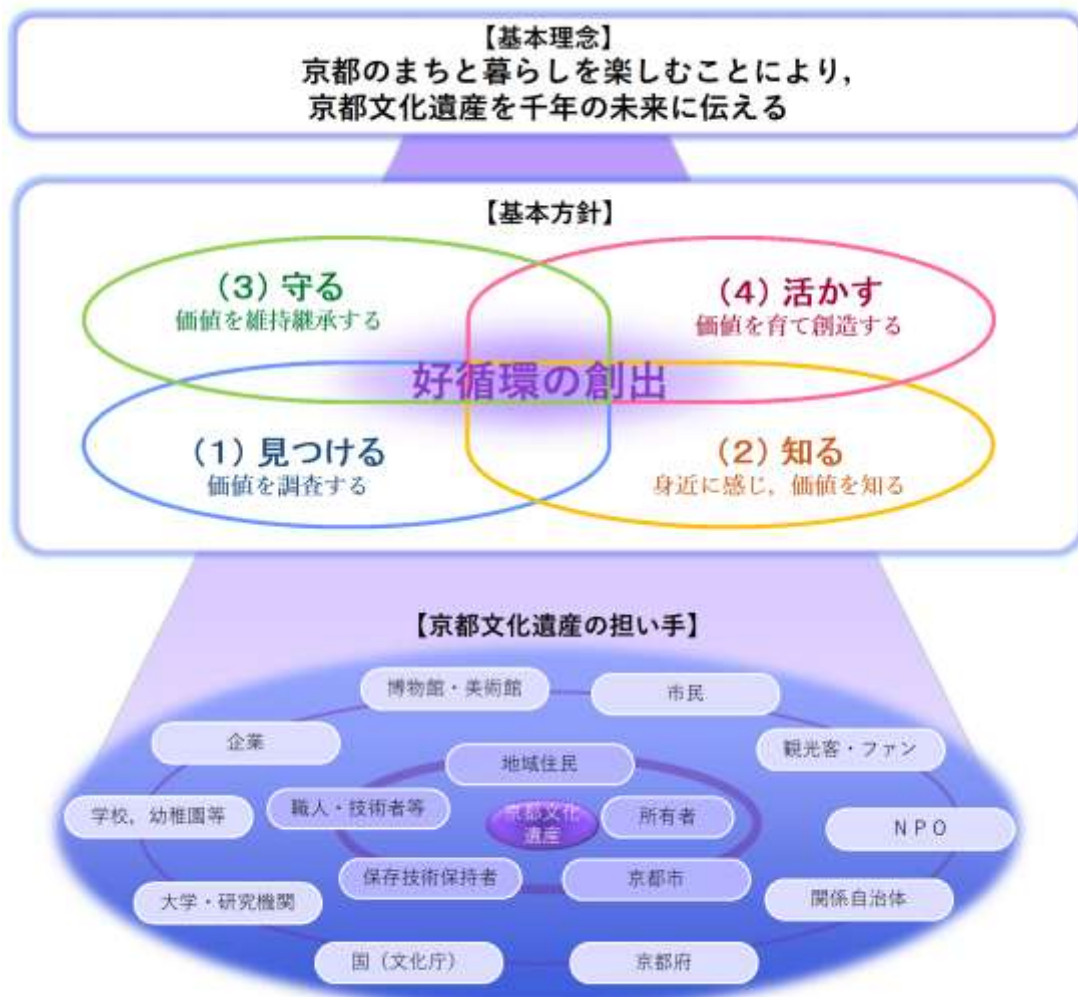
京都文化遺産の維持継承に向けては、担い手の確保や、保存に係る財源の確保など、様々な課題がある一方、本市では、京都文化遺産の所有者や保存技術の保存団体はもとより、市民、大学、博物館、企業等の関係者が京都文化遺産をまちの誇りに思い、その維持継承に高い関心を抱いている。

これからの京都文化遺産の維持継承を進めていくうえでは、京都文化遺産を大切に思う多くの担い手が、その取組を共有し、連携、協力の下、進めていくことが求められる。

このため、京都市文化財保護審議会からの答申を踏まえ、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」を基本理念、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」を基本方針として、具体的な施策を示し、多くの関係者と共有を図ることで、京都文化遺産の維持継承の取組を強力に推進していく。また、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」のための多様な取組を相互に連携、融合を図っていくことにより、より一層の好循環の創出し、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていく（図表 167）。

以降に掲げる施策については、関係機関との調整や毎年度の予算編成を通じて実施を検討していくこととする。

図表 167 京都文化遺産の維持継承に関する基本理念・基本方針等



(1) 見つける <京都文化遺産の価値を調査する>

京都のまちの至るところに眠っている、まだ知られていない京都文化遺産について、その所有者や、市内の歴史や文化の研究を行う大学・研究機関、京都の隠れた魅力を発信しようとする企業、団体等の関係者はもとより、幅広い市民の皆さんとともに調査を進め、歴史都市・京都の新たな魅力を創出する。

ア 京都文化遺産の調査の推進

① 京都文化遺産に関する計画的な調査の推進

平安宮跡、乙訓古墳群、周山城跡、石見城跡、指月城跡等の日本の歴史を語るうえで欠くことのできない重要遺跡やその出土遺物等について、継続的に調査を進める。

また、平安京につながる旧街道沿い（歴史の道）に残された京都文化遺産や、市内に伝承され、地域や寺社で行われている様々な無形の民俗行事に関する調査を実施する。

② 京都文化遺産の調査に向けた検討

旧家等が保管する古文書や民俗資料、近代の映像資料や産業遺産、戦後のモダニズム建築や数寄屋建築、農山村の民家建築等、今後の調査に向けた検討を行い、優先すべきものから調査の実施に移す。

また、既に調査されている京町家や近代建築等で急速な消失が懸念されるものについても、消失状況等を明らかにし、保存への機運を高めるための追跡調査を検討する。

③ 京都文化遺産の記録保存の推進

人口減少社会の中で、維持継承しきれない可能性がある京都文化遺産については、確実な記録保存が行われるよう、情報収集を行う。

イ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進

① 市民による京都文化遺産の掘り起こしの推進

“京都を彩る建物や庭園”や国登録文化財、歴史的風致形成建造物に関する提案を募集することにより、市民による京都文化遺産の一層の掘り起こしを図る。

また、“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”の認定等の取組を通じて、市民とともにそれぞれの地域の新たな魅力を再発見する。

② 大学、博物館、企業等との情報共有と共同による調査・研究の推進

行政や大学、博物館、企業等の関係主体が、京都文化遺産に関する情報を共有するためのネットワークを構築するとともに、最新の知見や技術を活かして、共同して京都文化遺産の調査・研究を進める。

③ 出土遺物、古文書等の整理、リスト化、公開の推進

京都文化遺産の関係者との共同による調査・研究、情報発信の一層の促進に向けて、出土遺物や古文書等の分類整理、リスト化、ホームページでの公開等を進める。

(2) 知る <京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る>

地域のお祭りや京料理、着物などの暮らしの文化、道を歩けば出会う歴史的建造物や遺跡など、身近に存在し、こどもからお年寄りまでそれぞれの市民の暮らしを豊かにしてくれる京都文化遺産の価値を知り、京都市民をはじめ、多くの人々と共有を図っていく。

ア 市民一人一人が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実

① 京都文化遺産の正しい価値の発信

京都文化遺産に関する研究を推進し、その成果を「文化財ボックス」や「文化財保護課紀要」などの発行を通じて多くの人と共有する。

また、民俗芸能、民俗行事等の映像記録について、多くの人々に見て、理解を深めていただけるよう、広く貸出しを行うなど、多様な発信の方法を検討する。

② 地域住民を対象に京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える取組の推進

京都文化遺産の主たる担い手となる地域住民等を対象に、古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座や、発掘の現地説明会、史跡ウォークなどの体験型のイベント等を実施を通じて、京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える。

③ 次代を担う世代に京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組の推進

地域や学校等の京都文化遺産の様々な関係者の協力を得て京都文化遺産に関する体験学習等を実施することで、次代を担う子どもたちやその親となる世代に、京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組を進める。

イ より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組の充実

① 京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるための国内外への発信

京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるため、SNSやVR、AR等の効果的な活用や、多言語発信の強化により、京都文化遺産の価値を広く国内外に発信する。

② 発信力のあるコンテンツを活かした京都文化遺産の価値の発信

祇園祭、京都五山送り火などの発信力のある伝統行事や食文化などの身近な暮らしの文化、永年に渡る京都の歴史の蓄積を活かして国内外の多くの人に京都文化遺産に興味を持ってもらう取組を推進する。

③ 市内博物館との連携等による情報発信の強化

多くの人がある興味に合わせて、京都の歴史や文化をより深く知っていただけるよう、京都市内博物館施設連絡協議会に属する博物館との連携等により、情報発信の強化を図る。

④ より積極的に京都文化遺産の維持継承に関わってもらうための取組の充実

京都文化遺産のファンや支え手が維持継承の活動を直に体験できる場を設けるなど、より深く京都文化遺産の維持継承に関わることのできる機会を創出する。

(3) 守る <京都文化遺産の価値を維持継承する>

千二百年を超える京都の歴史を今に伝える貴重な文化財を、歴史都市・京都のまちのシンボルとして保存するとともに、京都のまちや暮らしと一体となって、歴史都市・京都の魅力を高める京都文化遺産について、まちづくりの一環として、未永く未来に伝えていく。

ア 京都文化遺産の維持継承の取組の推進

① 文化財への指定・登録等の推進

歴史都市・京都の魅力の一層の向上につながる文化財の指定・登録を進める。また、既存の制度では、法や条例の対象となっていない和装、華道、茶道、書道等の京都にとって大切な文化遺産の指定等に向けた制度改正を検討する。

さらに、「風流踊」や、「伝統建築工匠の技」といったユネスコ無形文化遺産の候補について、登録に向けた地元での機運醸成を進める。

② 文化財の所有者に対する支援

市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成や文化財の持続的な維持継承に向けた助言等を行う。

また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。

③ 民間事業者からの届出等を通じた京都文化遺産の保存活用の支援

市内での開発等に係る民間事業者からの届出等の機会を通じて、地域の魅力向上に寄与する京都文化遺産の保存活用に係る助言・指導を行うことで、事業者による保存活用の取組を支援する。

④ 未指定・未登録の京都文化遺産に係る維持継承の方策の検討

文化財に指定・登録されていない京都文化遺産について、市独自の制度や、まちづくりの施策等を活用しながら、維持継承の施策につなげる。その一環として、歴史的風致形成建造物や木造建築物の耐震診断に係る補助など、京都文化遺産の所有者が活用できる支援制度の見える化を行う。

⑤ 京都文化遺産に関する技術の維持向上に向けた取組の推進

京都文化遺産を未永く未来へ伝えていくため、京都文化遺産に関する技術の一層の向上に向けた調査・研究等の取組を進める。

⑥ 京都らしい景観等を支える山と緑の保全

歴史的風土保存地区にも指定される三山をはじめ、庭園の借景など京都の文化的景観を構成する森林の保全・再生に向けて、京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインに基づき、関連する部局や地域・林業関係者等と連携し、景観をはじめとする多様な価値を持つ森林づくりを進める。

イ 文化財，文化財公開施設等の保存・保全の推進

① 文化財，文化財公開施設等の修理等の推進

京都市が管理する文化財や文化財公開施設について，計画的な修理等に取り組む。また，国の指定を受けた史跡等は，必要なものは買い上げるなど，市民に親しまれる場所として保存する。

② 京都文化遺産の保管施設の確保に向けた検討

本市が所有する埋蔵文化財，美術工芸品，歴史資料，民俗資料等の保管場所や恒温，恒湿の環境の実現，民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた手法の検討を行う。

③ 天然記念物の保全

天然記念物深泥池について，調査事業を継続しながら，池の生態系改善に取り組む。

また，特別天然記念物オオサンショウウオについて，市内の河川における生息調査を実施し，その生態の研究や交雑が起こっている地域の対応方法の検討などの保全対策を行う。

ウ 京都文化遺産の保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の低減

① 京都文化遺産の活用を通じた財源の確保の支援

特別公開や旅行商品の企画，ユニークベニューとしての活用，バックヤード展示等の取組を通じて，所有者の京都文化遺産の保存のための財源の確保を支援する。

② 適切な周期での文化財修理の推進

適切な周期で計画的に修理を実施することを通じて，長期累計の管理費用の低減を図るため，本市が所有する文化財の保存活用計画の策定や，民間が所有する文化財の保存活用計画策定への支援を行う。

③ 新たな財源確保，資金調達の手法等の検討

京都文化遺産に関連するイベントや講座等における寄付やふるさと納税の募集，電子マネーの事業者との連携によるポイント還元，修理等の実施時のクラウドファンディングの実施など，様々な資金調達の手法を検討する。

エ 京都文化遺産の担い手の確保

① 京都文化遺産の担い手が相互に連携・情報交換を行う場の提供

京都文化遺産の担い手がお互いのノウハウや課題を共有し，京都文化遺産の維持継承に連携して取り組んでいけるよう，情報交換を行う場を設ける。

② 京都文化遺産の担い手の育成

歴史的建造物について専門的な知識を有し，その修理・改修等を行う「京都市文化財マネージャー」の養成や，ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」のスキルアップ，京都文化遺産に関する技術の保持者の育成等に対する支援を行うなど，京都文化遺産の維持継承の担い手の育成に取り組む。また，多様な京都文化遺産の関係者が，維持継承の活動に積極的に参画，協力するよう取組の輪を広げていく。

③ 京都文化遺産の担い手を支援、顕彰する制度等の検討

京都文化遺産に関する技術の保持者や文化財マネージャー、みやこ文化財愛護委員、史跡保存会等として活動される方に対する支援制度、顕彰制度の創設を検討する。

また、京都文化遺産の保存活用の取組を支援する団体を「文化財保存活用支援団体」として指定することで、その活動の一層の促進を図る。

オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

① 京都文化遺産を支える森林資源の確保

伝統的な文化芸術の継承や文化財等の保存修理に必要な木材や檜皮、漆、チマキザサ等の森林資源を、将来にわたって安定的に、また、市内産で供給できるよう、生産地の確保を行う。

② 京都文化遺産に関連する技術の産業としての需要安定化の推進

適切な周期での修理や、新たな分野への応用等の検討を通じて、京都文化遺産に関連する技術や原材料生産の、産業としての需要の安定化を目指す。

③ 市内外の産地との協力による伝統的な文化やものづくりの活性化の検討

京都の伝統的な文化やものづくりについて市内外の関係する地域と協力しながら、その活性化策を検討する。

その他、伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品やそれに係る伝統工芸技術の復元、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組の実施、関係機関や施設とのネットワーク構築等を通して、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目指す「伝統芸能文化創生プロジェクト」を推進する。

④ 豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進

本市の伝統的な文化を育んできた豊かな生物多様性を守るため、京都市生物多様性プランに基づき、京の生き物文化協働再生プロジェクトの認定制度等の取組を推進する。

カ 防災・防火、防犯の対策の充実

① 市民、地域と一体となった防火・防災対策の推進

自動火災報知設備や消火器の設置・更新に対する補助を行うとともに、文化財所有者を対象とした防火防災教育や防災対策マニュアルの周知、防災訓練の実施、防火指導の徹底等、文化財関係者、市民、地域と一体となって防火・防災対策を推進する。

② 文化財が被災した場合の対応等の検討

文化財が被災した場合の応急措置のための体制の整備や一時保管場所の確保等に取り組む。

また、京都国立博物館、京都府等と連携して大規模災害の発生時を想定し、広域で連携、協力するネットワークの構築を目指す。

③ 文化財の防犯対策の推進

文化財の防犯対策として、防犯カメラの設置に対する補助を行うとともに、故意による文化財の毀損等の抑止を図るため、京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。

(4) 活かす <京都文化遺産の価値を育て、創造する>

京都では、京都文化遺産を核として、それぞれの地域が独自性を発揮してまちづくりに取り組んでいることを踏まえ、京都文化遺産を地域の活性化に活かし、あるいは市民の暮らしの中に取り入れることにより、歴史都市としての魅力を高め、市民生活を豊かにしていくことを目指す。

ア 京都文化遺産の活用の普及

① 京都文化遺産の適切な活用の意識の醸成

京都文化遺産の維持継承を図る上で、全ての人が遵守すべき事項を示すとともに、京都文化遺産に関する研修等を通じて、適切な活用に関する意識の醸成を図る。

② 京都の歴史や文化の理解につながる活用の普及

京都文化遺産に関連する古文書等の歴史資料の一層の把握・解説を行い、京都文化遺産の価値を高めるとともに、関係者が守るべき価値を認識することにより、京都の歴史や文化の理解につながる活用につなげる。

イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

① 京都文化遺産の特性に応じた保存活用の推進

地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗行事や、人々の生活文化を今に伝える京町家、新たな活用を目指す歴史的建築物など、それぞれの京都文化遺産の特性に応じて、市民がその暮らしの中に京都文化遺産を取り入れる取組を支援することにより、持続的な維持継承を目指す。

② 京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備

京都の魅力の一層の向上に向けて、歴史的建造物が多く残るなど、景観保全が特に必要な地域における無電柱化や道路の美装化を推進するなど、京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備を進める。

③ 京都文化遺産の多様な価値を引き出すための様々な関係者との連携の推進

伝統的なデザインの産業での活用や、観光とのタイアップによる京都文化遺産に触れる機会の充実、京都の魅力を研究する「京都学」の一層の発展、歴史的つながりを持つ都市との交流の促進を目指す等、京都文化遺産の多様な価値を引き出すために、様々な関係者との連携を進める。

④ それぞれの地域の京都文化遺産を活かしたまちづくりの推進

市内それぞれの地域の魅力的な京都文化遺産をまちづくりに活かすことにより、各地域の活性化と地域住民による京都文化遺産の持続的な維持継承に寄与する。